

# 富士山静岡空港公共施設等運営事業関連情報整備調査

## 報 告 書

平成 28 年 2 月

静 岡 県

## 目 次

第1章 調査の概要	2
1-1 調査の背景・目的	2
1-2 調査の概要	3
1-3 調査実施フロー	4
第2章 施設の維持・更新投資費用の長期推計等による事業性の検討	5
2-1 施設の維持・更新費用に係る長期推計	5
2-1-1 資産分類と更新の考え方	5
2-1-2 空港基本施設等の維持・更新費用に係る長期推計	7
2-1-2 旅客ターミナルビル等の維持・更新費用に係る長期推計	9
2-2 公共施設等運営事業の収支に係る長期推計	10
2-3 公共施設等運営事業実施に係る要求水準の整理	12
2-4 公共施設等運営事業の事業内容等の検証及び基本スキーム案への反映	15
2-4-1 基本スキーム案の位置付け	15
2-4-2 基本スキーム案における論点の検証	16
2-4-3 基本スキーム案	19
第3章 マーケットサウンディングに必要な情報等の整理	21
3-1 マーケットサウンディングにおける民間事業者への開示情報の整理	21
3-2 関係者への説明情報の整理	22
第4章 民間事業者の意見聴取	25
4-1 目的	25
4-2 実施方法	25
4-3 意見聴取結果の概要	26
第5章 まとめ	27
5-1 調査結果のまとめ	27
5-2 今後の課題	28
5-3 今後の予定	29
資 料 編	30
富士山静岡空港 Information Package (案)	

# 第1章 調査の概要

## 1-1 調査の背景・目的

静岡県（以下「県」という。）では、平成24年度に設置した先導的空港経営検討会議からの答申を受けて平成25年4月に公表した「富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針（以下「取組方針」という。）」に基づき、富士山静岡空港における公共施設等運営権制度の導入を目指している。

取組方針では、「従来の民活化の理念を維持しつつ、利用者目線でのサービスの提供と、県民はもとより航空旅客やテナント等の利用者の満足度向上を図り、「空港全体を経営する」という意識を持った官民協調による空港の新たな運営体制を構築する」としている。

さらに、取組方針では、当面の取組として施設保有の一元化や管理運営の一体化等を進めるとともに、最終的な空港運営体制として、「公共施設等運営権制度に係る法整備が行われるとともに、新たな運営体制によるビジネスモデルが軌道に乗る等の条件が整った段階（フェーズ3）で、この法律に基づいて公共施設等運営権を民間事業者に譲渡することとし、県はこのような民間主体の空港運営の早期実現に努力する」としている。

この取組方針に基づき、県では、平成26年3月に富士山静岡空港株式会社（以下「空港(株)」という。）へ出資したほか、同年4月に旅客ターミナルビル等を取得するとともに、指定管理業務を拡大した上で平成26年度から5年間、空港(株)を指定管理者とした。

公共施設等運営権制度の導入に向けては、県において、平成24年度から調査検討を継続的に実施しており、平成24年度には、先導的官民連携支援事業により事業手法の調査検討を行うとともに、有識者等で組織する先導的空港経営検討会議において、富士山静岡空港の先導的な経営体制等について検討した。県では、同会議からの答申を受け、平成25年度には、旅客ターミナルビル等の県有化、指定管理業務の拡大、空港(株)への出資等の取組を進め、平成26年度には、富士山静岡空港の経営戦略の検討、公共施設等運営権制度の導入により期待される効果や基本スキームの取りまとめに向けた検討課題の整理等を実施した。

平成27年度は、これまでの成果も踏まえ、固定資産情報等の収集・整理や公共施設等運営事業実施の課題の検討・整理を行う（富士山静岡空港経営改革検討調査（以下「経営改革検討調査」という。））とともに、その実施過程の情報等を基に、先導的官民連携支援事業により富士山静岡空港公共施設等運営事業関連情報整備調査（以下「本調査」という。）を実施した。

本調査は、施設の維持・更新費用等の推計を行うとともに、民間事業者への意見聴取の結果を踏まえつつ、基本スキーム案をはじめとした富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入に向けて整備が必要となる関連情報を書面として整理することを目的としている。

## 1-2 調査の概要

本調査において整理している情報の概要と報告書における記載箇所の対応は以下のとおりである。

### (1) 富士山静岡空港の施設の維持・更新費用の長期推計等

取りまとめ項目	概要	記載箇所
施設の維持・更新費用及び運営事業の収支に係る長期推計	・ 経営改革検討調査の実施過程の情報等を基に、富士山静岡空港における施設の維持・更新費用及び運営事業の収支について長期推計を行い、その結果を取りまとめ	第2章 2-1、2-2
公共施設等運営事業実施に係る要求水準の整理	・ 公共施設等運営事業の実施に係る要求水準を整理し、その内容を取りまとめ	第2章 2-3
公共施設等運営事業の事業内容等の検証及び基本スキーム案への反映	・ 経営改革検討調査において整理する基本スキーム案の論点を検証するとともに、基本スキーム案へ反映	第2章 2-4

### (2) 民間事業者への開示情報の整理等

取りまとめ項目	概要	記載箇所
民間事業者への開示情報の整理・取りまとめ	・ 富士山静岡空港における公共施設等運営事業の実施に当たり民間事業者へ開示が必要となる情報（基本スキーム案、要求水準書案、対象施設リスト、更新投資試算結果、空港に関する詳細情報、その他参考資料）を整理し、インフォメーションパッケージ（開示資料）を取りまとめ	第3章 3-1
関係者への説明に必要な情報の整理	・ 富士山静岡空港における公共施設等運営事業の実施に関し、関係者に対する説明に必要な情報を整理	第3章 3-2

### (3) 民間事業者の意見聴取

取りまとめ項目	概要	記載箇所
民間事業者の意見聴取	・ 民間事業者の意見を聴取し、事業内容や民間事業者の事業参画可否の判断に必要な情報等の内容を精査	第4章

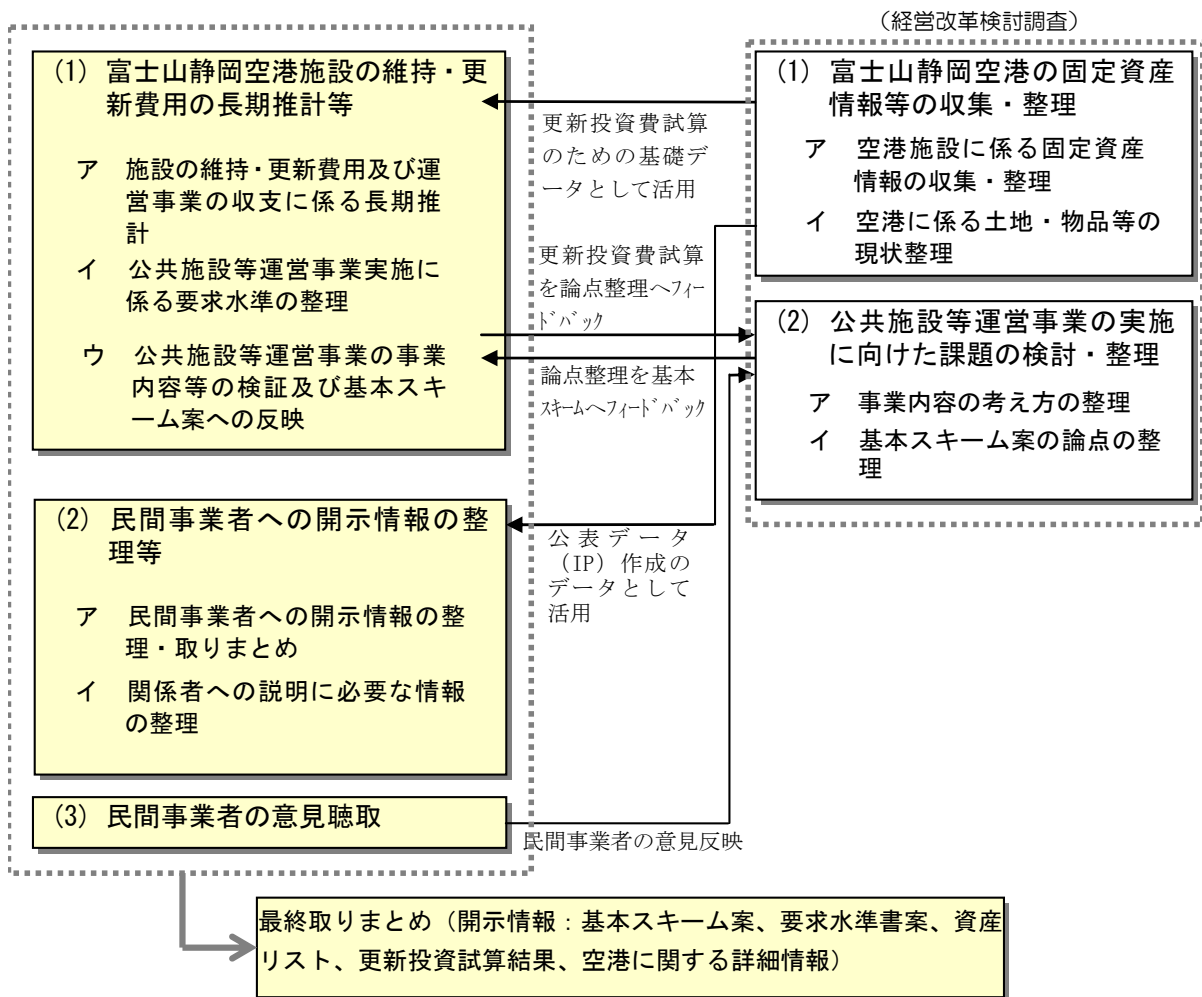
### 1-3 調査実施フロー

本調査の実施フローは、図表1のとおりである。

なお、1-1に記載のとおり、平成27年度は、固定資産情報等の収集・整理や公共施設等運営事業実施の課題の検討・整理を県単独事業（経営改革検討調査）で実施している。

本調査においては、経営改革検討調査において整理された固定資産情報等を基に施設の維持・更新費用の長期推計等を行うとともに、同調査において整理された個別の論点や課題も踏まえ、基本スキーム案等の開示情報を書面として取りまとめた。

図表1 調査実施フロー



## 第2章 施設の維持・更新投資費用の長期推計等による事業性の検討

### 2-1 施設の維持・更新費用に係る長期推計

公共施設等運営権制度の導入に際しては、事業スキームや対価の検討、事業性の判断を定量的な観点から実施することが必要であり、そのためには、事業期間を通じた収支の推計を行うことが必要となる。特に、施設の維持・更新費用については、その規模が大きくなるため、事業期間中の収支に与える影響が大きくなる。

富士山静岡空港の施設は、現在、空港基本施設等だけでなく、平成26年4月に県が空港(株)から取得したことで旅客ターミナルビル、東別棟、ゴミ庫及び貨物ターミナルビル(以下「旅客ターミナルビル等」という。)も県の所有となっているが、このうち旅客ターミナルビルの建物躯体及び附属設備(旅客搭乗橋等の特殊設備を除く。)については推計の基礎となる資料の整理状況が異なるため、これらを分けて維持・更新費用を試算した。

試算に当たっては、主要な更新投資の発生時期を特定の上、先行事例である仙台空港の当初事業期間を最長と想定し、試算の対象期間を平成31年度(2019年度)から平成60年度(2048年度)までの30年間とした。

#### 2-1-1 資産分類と更新の考え方

富士山静岡空港の施設の公有財産台帳における科目及び資産名称により資産を大項目、中項目、小項目に分類した上で、施設を更新の対象と対象外に選別するとともに、更新の考え方を併記した。これらの結果を更新分類表として図表2のとおり整理した。

図表2 更新分類表

大分類	中分類	小分類	備考	件数	更新 サイクル	更新 対象外	更新の考え方		
1土木	1空港用地	場内排水施設	場内排水設備、調整池排水樹等	64	35	○	・耐用年数は35年だが、コンクリート構造物のため、試算対象期間中の更新は想定しない。		
		場外排水施設	駐車場内排水設備等	21	35				
		急流工		7	35				
		調節池	S-1~5、Y4~6調節池	8	35				
		調節池放流塔		8	35				
		その他排水施設	暗渠・水路、展望デッキ水路	21	35				
		擁壁・土留め	補強土壁テールM、重力式擁壁、補強土壁等	16	50				
		法面	特殊モルタル吹付	1	10				
		滑走路		1	10				
		誘導路		1	10				
	2基本施設等	エプロン			2	20	○	・コンクリート舗装は走行安全性及び耐久性に関する設計供用期間を20年(空港舗装設計要領)としているが、一般的にそれ以上使用していることが多い。 ・試算対象期間中に舗装の疲労破壊は生じないと想定されるため、試算対象期間中の更新は想定しない。	
			過走帯		1	20			
		ショルダー		1	20	○	・エプロンと同様、コンクリート舗装であり、試算対象期間中の更新は想定しない。		
		GSE通行帯・置場	GSE通行帯 GSE置場	1 1	20 20				
		3附帯施設	保安道路		1	20	○	・滑走路等の舗装より要求レベルが低いため、20年更新とする。	
			場内道路		1	20			
			駐車場舗装		11	20			
			建築周囲舗装	消防庁舎・電源局舎周囲部、給油施設内舗装、埋設管路用地舗装	11	20			
			消防水利施設	FRP製	1	30			
			場周柵		4	25			
	進入防止柵			46	25				
	その他フェンス			30	25				
	門扉		14	25					
		ガードレール・ガードパイプ			39	25	○	・耐用年数は10年だが、コンクリート構造物のため、試算対象期間中の更新は想定しない。	
			車止め	コンクリート製等	6	10			
						5	15	○	・耐用年数は10年だが、ステンレス製のため、試算対象期間中の更新は想定しない。
		ポラード(樹脂製)		8	10	○	・耐用年数での更新とする。 ・耐用年数は15年、30年、35年だが、コンクリート構造物のため、試算対象期間中の更新は想定しない。		
緑石		中央分離帯等 S1調節池付近	4 1	15 30					
					1	35	○	・標示板はアルミ製でメンテナンスフリー(メーカーヒアリング)、支柱は亜鉛メッキ製で耐用年数62年(亜鉛メッキ協会資料)であり、試算対象期間中の更新は想定しない。	
道路案内看板		駐車場	36	15					
駐車場案内看板			53	15					

大分類	中分類	小分類	備考	件数	更新 割合	更新 対象外	更新の考え方				
		進入灯点検道路	簡易式進入灯用、標準式進入灯P2.3.5用	4	20		・滑走路等の舗装より要求レベルが低い、20年更新とする。				
		場外点検道路	B2~4法面管理道路、調節池点検道路	6	20						
		構内道路		2	20						
		構内道路歩道		6	20						
		その他舗装	展望デッキ舗装、展望広場舗装等	20	20						
		飛行場名標識		1	25			・耐用年数での更新とする。			
		展望広場附帯設備	樹脂製見切境界	1	10						
			案内看板	4	15	○		・アルミ製であり、試算対象期間中の更新は想定しない。			
			玉石緑石	1	50	○		・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。			
			7カブ、管理柵目隠しルバー等	8	10			・耐用年数により、10年更新とする。			
4	進入灯橋梁	上部工	展望デッキ舗装、展望広場舗装等	5	15		・耐用年数により、15年更新とする。				
			歩車道境界ブロック、格納庫階段	2	30	○	・耐用年数は30年だが、コンクリート構造物であり、試算対象期間中に更新は想定しない。				
			大規模修繕（塗装塗替え）	1	30		・他空港実績や施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しないが、30年目に進入灯橋梁の塗装塗替えを想定する。				
			本体部	2	60	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。				
				9	60	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。				
				2	20		・耐用年数での更新とする。				
				2	20		・耐用年数での更新とする。				
				1	50	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。				
				1	30		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、附帯機械施設（空調設備、給排水設備等）は15年更新、附帯建築施設（建具、内装等）は30年更新、附帯電気施設（幹線・動力設備等）は30年更新とする。				
				1	30		・耐用年数での更新とする。				
2	建築	1管理事務所	庁舎車庫・倉庫	2	20		・耐用年数での更新とする。				
			2電源局舎	電源局舎建築	1	50	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。			
				電源局舎附帯機械施設	1	15		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、附帯機械施設（空調設備、給排水設備等）は15年更新、附帯建築施設（建具、内装等）は30年更新、附帯電気施設（幹線・動力設備等）は30年更新とする。			
				電源局舎附帯建築施設	1	30		・耐用年数での更新とする。			
				電源局舎附帯電気施設	1	30		・耐用年数での更新とする。			
				3消防庁舎	消防庁舎建築	1	38		・耐用年数での更新とする。		
					消防庁舎附帯機械施設	1	15		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、附帯機械施設（空調設備、給排水設備等）は15年更新、附帯建築施設（建具、内装等）は30年更新、附帯電気施設（幹線・動力設備等）は30年更新とする。		
					消防庁舎附帯建築施設	1	30		・耐用年数での更新とする。		
					消防庁舎附帯電気施設	1	30		・耐用年数での更新とする。		
					4給油施設	給油施設建築	1	26		・耐用年数での更新とする。	
給油施設附帯設備	1	20					・耐用年数での更新とする。				
4騒音測定局	航空機騒音測定施設	1	10				・耐用年数での更新とする。				
	5旅客ターミナル	PBB	2			18		・耐用年数での更新とする。			
		ライフトリフト設置設備	1			5		・耐用年数での更新とする。			
		案内表示	1			10		・耐用年数での更新とする。			
		6貨物ターミナル	貨物ターミナル本体	1		31		・耐用年数での更新とする。			
			貨物ターミナル附帯施設	1		22		・耐用年数での更新とする。			
				1		25		・耐用年数での更新とする。			
				1		8		・耐用年数での更新とする。			
				1	15		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、附帯機械施設（空調設備、給排水設備等）は15年更新、附帯電気施設（幹線・動力設備等）は30年更新とする。				
				2	15		・耐用年数での更新とする。				
			2	30		・耐用年数での更新とする。					
	1		30		・耐用年数での更新とする。						
	1		15		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、附帯機械施設（空調設備、給排水設備等）は15年更新、附帯建築施設（建具、内装等）は30年更新、附帯電気施設（幹線・動力設備等）は30年更新とする。						
	1		30		・耐用年数での更新とする。						
7	東別棟	東別棟本体	1	30		・耐用年数での更新とする。					
		東別棟附帯施設	1	30		・耐用年数での更新とする。					
		東別棟空調設備	1	15		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、附帯機械施設（空調設備、給排水設備等）は15年更新、附帯建築施設（建具、内装等）は30年更新、附帯電気施設（幹線・動力設備等）は30年更新とする。					
		東別棟給排水設備	1	15		・耐用年数での更新とする。					
		東別棟電気設備	1	30		・耐用年数での更新とする。					
		8	その他	ゴミ庫	3	15		・耐用年数での更新とする。			
				展望デッキ	1	31		・耐用年数での更新とする。			
				展望デッキトイレ	1	38	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。			
				展望広場 四阿	1	10		・耐用年数での更新とする。			
				立哨ボックス	1	30		・耐用年数での更新とする。			
3	灯火・電気			1電源設備	発電設備	1	20		・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省管轄部）により、発電設備20年、ディーゼル発電機30年、受配電設備（屋外）25年、受配電設備（屋内）30年、分電盤・制御盤25年とする。		
					電源装置	1	20		・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。		
					ディーゼル発電設備	1	30		・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。		
					受配電設備	1	25		・耐用年数での更新とする。		
					屋外変電設備（第5駐車場内）	1	30		・耐用年数での更新とする。		
		分電盤	3		25		・耐用年数での更新とする。				
		灯火用電力制御・監視装置	1		25		・耐用年数での更新とする。				
		2電気施設	電線管路		埋設配管等	6	15	○	・耐用年数は15年、20年、25年だが、施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。		
					防犯設備用配管、IPカメラ監視カメラ用電線管路、灯火幹線ケーブル埋設配管	4	20		・耐用年数での更新とする。		
					電力管路（SGP80A・難燃FEP80）	5	25		・耐用年数での更新とする。		
架空線	地下線（閃光灯配線、格納庫取付道路）		2	20		・耐用年数での更新とする。					
電柱			10	45	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。					
電気施設その他	電力量計 他		4	15		・耐用年数での更新とする。					
	電力線路マンホール 他		1	20		・耐用年数での更新とする。					
	展望デッキ電気設備		1	25		・耐用年数での更新とする。					
	ハンドホール		1	35		・耐用年数での更新とする。					
3	航空灯火施設		飛行場灯台		1	15	○	・耐用年数は15年だが、他空港実績や施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。			
		飛行場灯火	滑走路・誘導路埋込型・地上型灯器	3	10		・空港基本施設の更新（滑走路及び誘導路の舗装更新）に関連する航空灯火施設は10年更新とし、その他の飛行場灯火は、施設の一般的な使用方法を考慮し、15年更新とする。				
			上記以外の飛行場灯火	1	15		・いずれも灯器のみの更新とし、他空港実績等により、飛行場灯火設置時の全工事費に占める灯器に係る工事費の割合をおおむね70%と想定する。				
			航空障害灯	3	15		・耐用年数での更新とする。				
			4	照明灯	エプロン照明灯	2	15		・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。		
					エプロン照明灯柱	1	15	○	・耐用年数は15年だが、他空港実績や施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。		
					駐車場照明灯	2	15		・耐用年数での更新とする。		
					その他照明灯	6	15		・耐用年数での更新とする。		
					4	その他	管理事務所通信装置	4	10		・耐用年数での更新とする。
							管理事務所警報装置	1	10		・耐用年数での更新とする。
管理事務所その他	2						10		・耐用年数での更新とする。		
2	消防庁舎	消防庁舎その他					1	10		・耐用年数での更新とする。	
							ホース干場	1	10		・耐用年数での更新とする。
							ホース洗場	1	15		・耐用年数での更新とする。
			ガソリントラップ	1			50	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。		
		3	電源局舎	電源局舎その他			2	15		・耐用年数での更新とする。	
							設備用トレントラ、ラジエータ置場	1	20		・耐用年数での更新とする。
							地下燃料タンク	1	20		・耐用年数での更新とする。
				4	給油施設	給油タンク	1	20		・耐用年数での更新とする。	
							当初設置タンク2基	1	20		・耐用年数での更新とする。
							増設タンク1基	1	20		・耐用年数での更新とする。
給油施設その他	2					10		・耐用年数での更新とする。			
	積卸場					2	10		・耐用年数での更新とする。		
	オイルレター					1	15		・耐用年数での更新とする。		
5	その他					通信管路	フルアナログ・管理ケーブル	2	10	○	・耐用年数は15年、15年、25年だが、施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。
			FEP80管路			2	15		・耐用年数での更新とする。		
			光ケーブル			2	25		・耐用年数での更新とする。		
		通信装置	1			10		・耐用年数での更新とする。			
		警報装置	警報センサー、監視カメラ、表示装置	1	10		・メーカー実績より、10年更新とする。				

大分類	中分類	小分類	備考	件数	更新 サイクル	更新 対象外	更新の考え方
		電話機		2	10		・耐用年数での更新とする。
		水道		2	15	○	・耐用年数は15年だが、施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。
		ターミナル前アーケード		2	45	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。
		受水槽(ターミナル外溝)		1	10		・耐用年数での更新とする。
		浄化槽		2	38		・耐用年数での更新とする。
		浄化槽附帯施設		1	38		・浄化槽の耐用年数に準ずる。
		駐車場監視カメラ		1	10		・メーカー実績より、10年更新とする。
		駐車場センサー		1	45	○	・耐用年数により、試算対象期間中の更新は想定しない。
		その他	樹脂製看板	1	6		・耐用年数での更新とする。
			カート置場 等	5	10	○	・耐用年数は10年だが、施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。
			避雷針 等	14	15		・耐用年数での更新とする。
			自転車スタンド	1	24	○	・対象年数は24年だが、施設の一般的な使用方法を考慮し、試算対象期間中の更新は想定しない。
5物品	1車両	管理用車両		4	15		・一般的な使用方法を考慮し、15年更新とする。
		消防救難車両		3	15		・消防救難機材は、日常的に空港を使用する航空機の種類により定められており、今後、大型機が就航しない限り、現状の機能で対応可能である。
		消防救難車両 (オーバーホール)		2	9		・他空港実績や一般的な使用方法を考慮し、更新は15年、オーバーホールは購入(更新)後9年目とする。
	2消防庁舎	空気膨張式テント		1	10		・耐用年数での更新とする。
	3電源局舎	配光測定装置		1	10		・耐用年数での更新とする。
計				668			

## 2-1-2 空港基本施設等の維持・更新費用に係る長期推計

### (1) 主要な前提条件

更新分類表(図表2)の更新の考え方を基に、資産ごとに更新時期を想定した。

なお、試算に当たり、更新費用が大きくなる空港基本施設の舗装更新のサイクル等を別に検討した。空港基本施設の舗装更新のサイクル等に関する前提条件は次のとおりである。また、空港基本施設の舗装改修内容については、図表3のとおり想定した。

- ・平成21年度(2009年度)の供用から6年経過しているが、この間に舗装の更新は行っていない。滑走路舗装の最初の更新時期は、他空港の事例を参考に、供用から15年目の平成35年度(2023年度)と想定した。
- ・滑走路、誘導路の舗装更新における施工期間は3か年とし、滑走路と誘導路の更新年度は重複しないものとした(滑走路等に関連する灯火施設は同時期に更新)。
- ・工事費単価は、公共工事費の積算基準である「空港土木請負工事積算基準」により算定した単価に、直接工事費とその他費用の一般的な比率により1.5を乗じて算出した。
- ・エプロンは、コンクリート舗装であり、走行安全性能及び耐久性に関する設計供用期間は20年(空港舗装設計要領)であるが、他空港の事例から30年間で舗装の疲労破壊は生じないと想定されるため、エプロンの舗装更新は必要ないと想定した。

図表3 空港基本施設の舗装改修内容

基本施設等	最初の更新時期 (更新サイクル)	舗装面積	備考
滑走路	2023~2025年度 (10年)	150,000 m <sup>2</sup>	アスファルト舗装
誘導路	2026~2028年度 (10年)	103,154 m <sup>2</sup>	アスファルト舗装 ※滑走路更新後に施工
エプロン	更新なし	71,405 m <sup>2</sup>	コンクリート舗装
オーバーラン 及びショルダー	2033年度 (20年)	98,993 m <sup>2</sup>	アスファルト舗装 ※滑走路等と同時期施工
GSE 通行帯	更新なし	11,745 m <sup>2</sup>	コンクリート舗装
場周・保安道路	2035年度 (20年)	51,215 m <sup>2</sup>	アスファルト舗装



## (2) 試算結果

(1)の前提条件により、更新投資費用の事業期間中の総額及び年平均額について、図表4のとおり試算した。

また、年度別の更新投資費用の試算結果は、図表5のとおりである。

図表4 空港基本施設等に係る更新投資費用試算結果

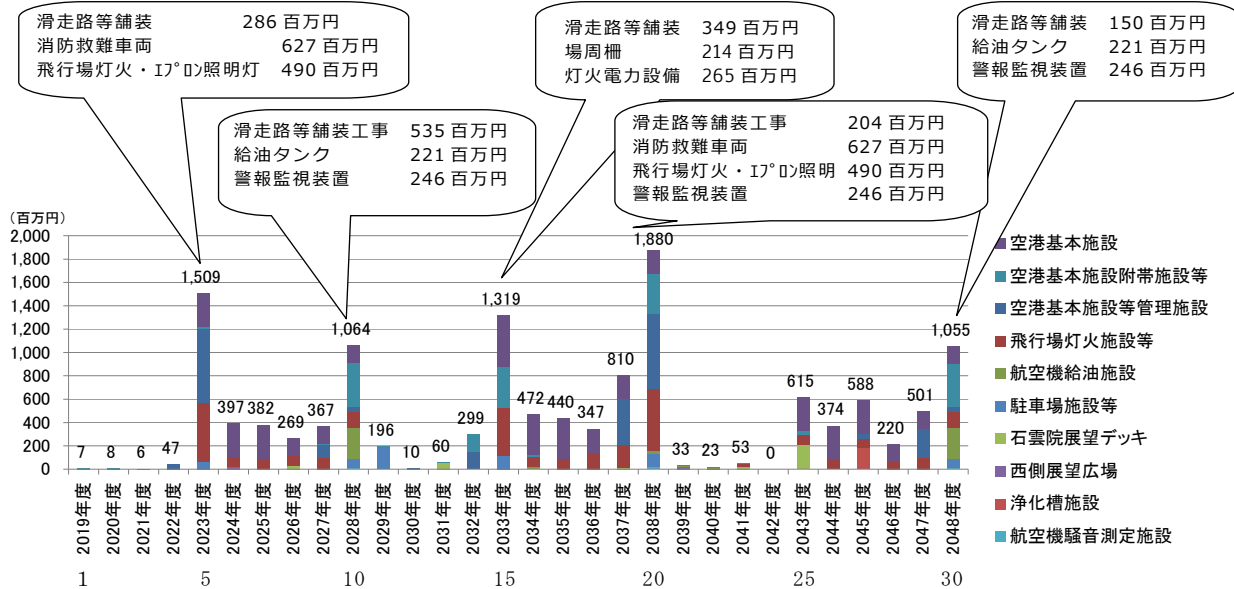
事業期間	総額	年平均額
5年	15.8億円	3.2億円/年
10年	40.6億円	4.1億円/年
15年	59.4億円	4.0億円/年
20年	98.9億円	4.9億円/年
30年	133.5億円	4.5億円/年

図表5 空港基本施設等に係る年度別更新投資費用試算結果

試算年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
各年度投資額合計(百万円)	7	8	6	47	1,509	397	382	269	367	1,064
試算年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度
各年度投資額合計(百万円)	196	10	60	299	1,319	472	440	347	810	1,880
試算年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度
各年度投資額合計(百万円)	33	23	53	0	615	374	588	220	501	1,055

取得価額 当初5年間 当初10年間 当初15年間 当初20年間 当初30年間 当初30年間の年平均  
投資額 投資額 投資額 投資額 投資額 投資額 (百万円)

16,698 1,578 4,057 5,940 9,890 13,351 445 (百万円)



## 2-1-2 旅客ターミナルビル等の維持・更新費用に係る長期推計

### (1) 主要な前提条件

旅客ターミナルビルは、開港時に空港(株)が作成した長期修繕計画を基に試算した。また、その他の施設については、更新分類表(図表2)の更新の考え方を基に、資産ごとに更新時期を想定した。

なお、旅客ターミナルビルについては、改修・増築が予定されているが、その詳細な内容が現時点では不明のため、おおよその計画面積から、増築部分を既存部分の面積の2分の1と仮定し、上記長期修繕計画を用いて試算した。

試算に当たってのその他の前提条件は、次のとおりである。

- ・修繕及び更新内容等が不明のため、更新・オーバーホール等による機能回復等は考慮していない
- ・更新等による修繕時期のリセット(部分補修・修理等の工事サイクル等)は考慮していない

### (2) 試算結果

(1)の前提条件により、更新投資費用の事業期間中の総額及び年平均額について、図表6のとおり試算した。

また、年度別の更新投資費用の試算結果は、図表7のとおりである。

図表6 旅客ターミナルビル等に係る更新投資費用試算結果

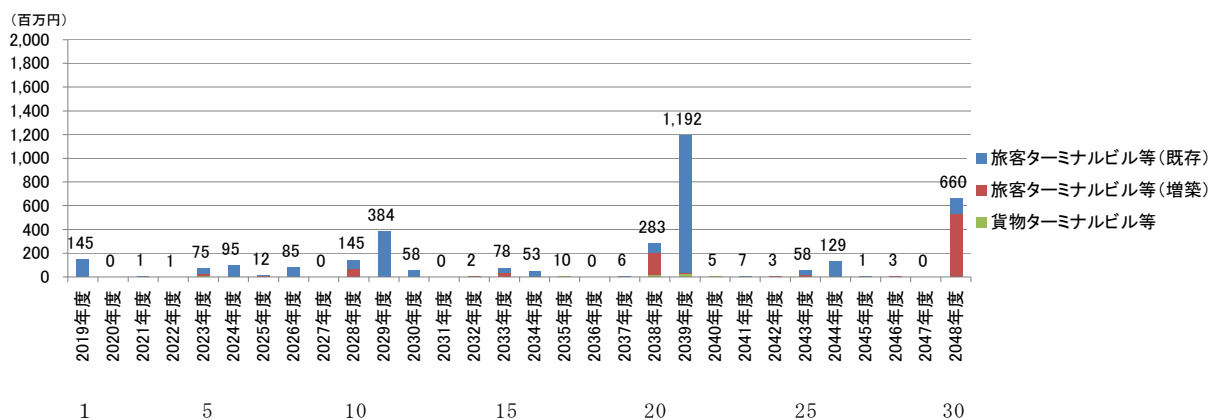
事業期間	総額	年平均額
5年	2.2億円	0.4億円/年
10年	5.6億円	0.6億円/年
15年	10.8億円	0.7億円/年
20年	14.3億円	0.7億円/年
30年	34.9億円	1.2億円/年

図表 7 旅客ターミナルビル等に係る年度別更新投資費用試算結果

試算年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
各年度投資額合計(百万円)	145	0	1	1	75	95	12	85	0	145
試算年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度
各年度投資額合計(百万円)	384	58	0	2	78	53	10	0	6	283
試算年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度
各年度投資額合計(百万円)	1,192	5	7	3	58	129	1	3	0	660

当初5年間	当初10年間	当初15年間	当初20年間	当初30年間	当初30年間の年平均
投資額	投資額	投資額	投資額	投資額	投資額
222	559	1,081	1,434	3,491	116

(百万円)



## 2-2 公共施設等運営事業の収支に係る長期推計

### (1) 基本的考え方

公共施設等運営権制度導入に当たり、事業スキームや対価の検討、事業性の判断を定量的な観点から実施するための内部検討資料として、施設の維持・更新費用に係る試算結果も踏まえ、運営事業の将来にわたる収支を試算した。

試算の対象期間は、経営改革検討調査における基本スキーム案の論点の整理状況を踏まえ、20年間とした。

収支の試算は、事業性の判断や県負担削減効果の程度を把握するために、一定の仮定を置いて行うものであり、試算結果は、対外的な目標値でも、公表するものでもなく、民間事業者の意見募集を行う際の県内部におけるベンチマークとして活用するためのものである。

### (2) 長期推計の実施プロセス

試算は、図表 8 のプロセスにより実施した。

試算に当たっては、公共施設等運営権制度の導入により、運営権者が航空系事業及び非航空系事業を一体的に実施することに鑑み、経営改革検討調査における県と運営権者の役割分担の整理状況を踏まえ、県の収支と空港(株)の収支を合算した収支により推計した。

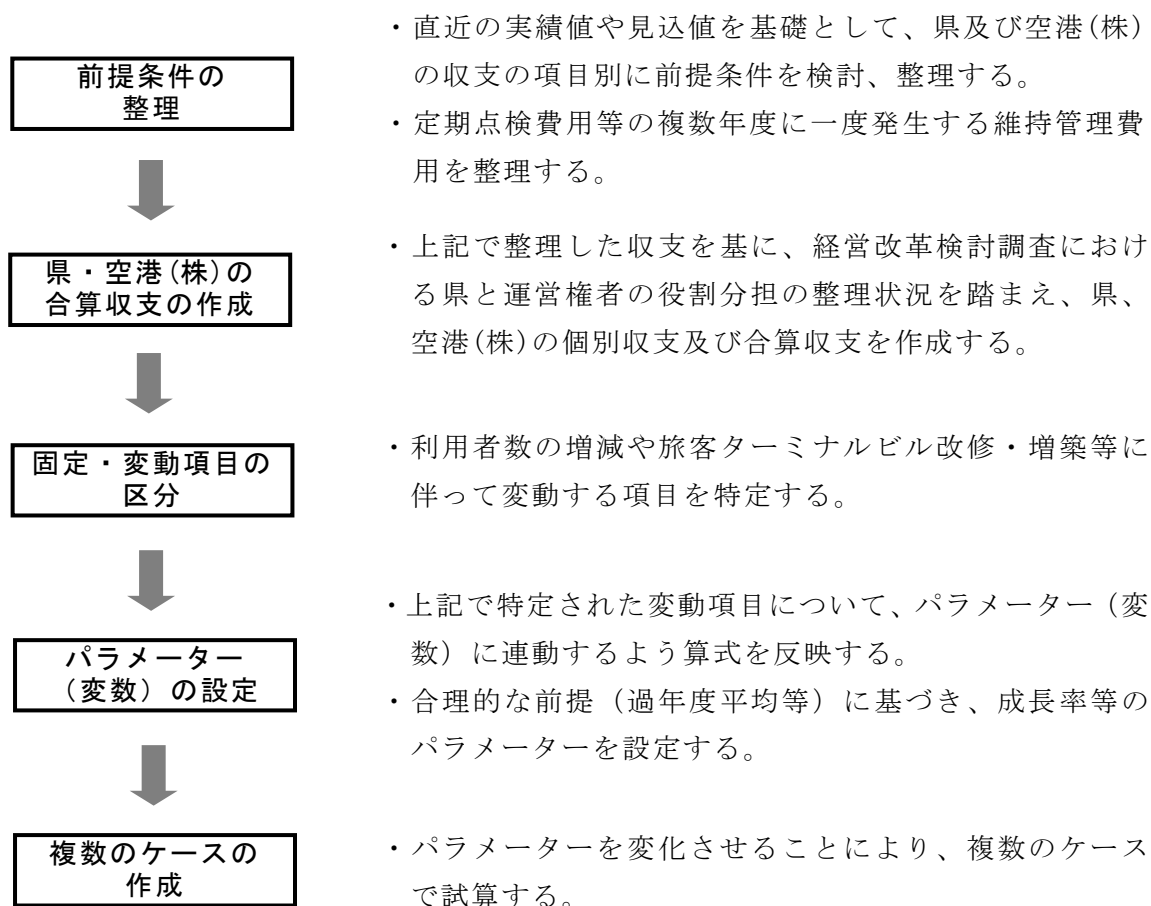
併せて、事業の実施主体が公共から民間へ移行することに伴う変更点を反映するため、次の調整を行った。

- ・税込となっている県収支の各項目を税抜とした上で合算した。
- ・県収入の航空機燃料譲与税及び地方交付税相当額については、運営権者に引き継が

れない収入項目であることから、合算収支から控除した。

- ・ 県の減価償却費及び支払利息については、運営権者に引き継がれない支出項目であることから、合算収支から控除した。

**図表 8 長期推計の実施プロセス**



### (3) 主要な前提条件

事業期間中における収支は、様々な要因による変動が見込まれるため、試算に当たっては一定の前提条件を設定している。特に、収支は、空港利用者数の動向により大きく変動するため、空港利用者数が現在の水準で推移するケース、現在の水準から一定の成長率を考慮するケース、並びに増加した水準から一定の成長率を考慮するケースの3ケースを想定して試算した。

また、運営権者、県それぞれの収支について、経営改革検討調査における県と運営権者の役割分担の整理状況を踏まえ、運営権者が実施する業務、県に残る業務の内容や人工を整理した上で、収入及び支出の項目ごとに、平成26年度の実績や平成27年度の見込を基に変動項目を反映させて試算した。

#### **(4) 試算結果**

(1)から(3)により試算した結果を基に、事業性（独立採算が可能なライン）の判断を行った。

運営権者の収支における EBITDA がマイナスとなる場合には、収支がゼロとなる水準まで県が費用を補填する必要があると想定しているが、いずれのケースにおいても、一定程度の県負担額の削減が見込まれた。

### **2-3 公共施設等運営事業実施に係る要求水準の整理**

#### **(1) 基本的考え方**

公共施設等運営事業の実施に当たっては、民間事業者による創意工夫を生かしつつ、県が運営権者に対して要求する実施水準を確実に履行させることが求められ、要求水準は、その基礎となる重要な文書として位置付けられる。

本調査では、要求水準の整理に当たっての留意点を踏まえ、要求水準と各種計画やモニタリングとの関係を整理するとともに、空港保安管理規程、業務実施要領、業務マニュアル等の規程類や指定管理業務仕様書等の既存資料を踏まえ、要求水準書として整理すべき事項について取りまとめた。

#### **(2) 要求水準の整理に当たっての留意点**

要求水準は、その性質から仕様規定と性能規定に大別される。仕様規定に基づく要求水準では、具体的な仕様を規定する目的から、その特定物を明記することが必要となる。他方、事業期間中における環境の変化や技術革新等に起因する、要求水準書に明記された内容の陳腐化により、特定物は変更される可能性がある。

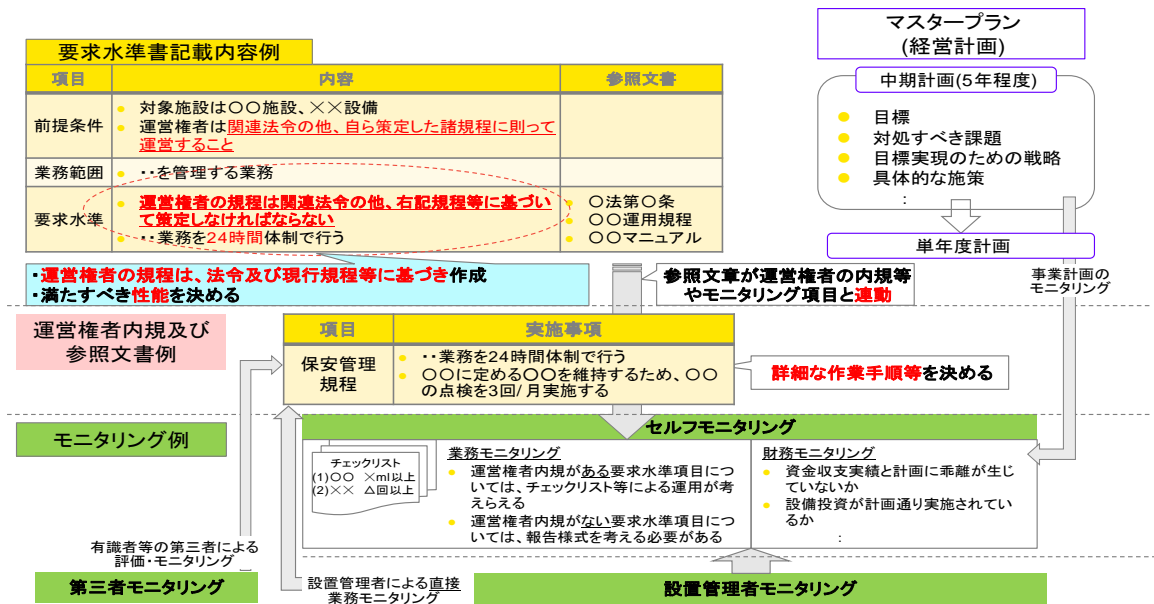
具体的には、要求水準（仕様）に記載された数値基準や使用機器等が変更されると、要求水準自体を変更しなければならない。こうした場合、要求水準書は実施契約の一部を構成するものであることから、実施契約の変更が生じることとなる。

これを回避するためには、変更が想定される事項については、最低限の満たすべき性能を示す（「～業務を適切に実施する」等）こととし、業務内容を具体的に定めている法令、規程、マニュアル等を別途参照するというを要求水準として記載する方法が考えられる。

また、県は一定の情報の範囲内でモニタリングを行うことになり限界があるため、運営権者が自ら行うセルフモニタリングが重要となる。このことから、運営権者がセルフモニタリングを着実に履行できるような内部規程を作成させる必要がある。

上記により、要求水準書、各種計画及びモニタリングは、図表 9 のように整理される。

図表9 要求水準書、各種計画、モニタリングとの関係



### (3) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングについては、先行する類似事例において、運営権者の主体的かつ自律的な事業遂行を促すため、実施契約上の運営権者の義務履行の確認、とりわけ運営権者が行った業務の内容が要求水準を満たしているか、安定的かつ継続的な業務運営が確保されているかについて、運営権者が自ら評価するセルフモニタリングが中心となるケースが見られる。

この場合、運営権者は、モニタリングの手法、評価方法、公表・報告方法、実施頻度等を含むセルフモニタリング計画を策定し、県の事前承認を得ることが考えられる。

一方、県は、運営権者の要求水準を含む実施契約上の義務履行を確認するため、事業全般についてモニタリングを実施する。また、国は法令に基づいて必要な検査、報告徴収等を実施する。具体的には「空港等の安全監督実施方針」（平成25年9月30日制定、国空安保第354号）に基づく、空港保安管理規程の充足状況の確認等が実施される。

なお、県によるモニタリングは、任意の時期にも実施できるものとする方法が考えられる。

上記のほか、有識者等で構成される第三者機関による評価を実施することも想定される。ただし、PFI事業においては、利用者モニタリングの事例はあるものの、第三者機関によるモニタリングを当初から義務付けている事例は見られない。一方、指定管理業務では、自治体設置による第三者機関による評価を実施する事例が見られ、富士山静岡空港の指定管理においても、県が第三者による評価委員会を設置し、毎年度、事業実施状況の評価を行っている。

運営権者によるセルフモニタリング及び県によるモニタリングは、基本的に事業全般にわたり実施されることとなる。ただし、事業によっては、セルフモニタリング、県によるモニタリング、国による検査等のいずれかに比重が置かれることがある。具体的には、空港保安管理規程及び空港基本施設のハード面については、前述の「空港等の安全監督実施方針」に基づく国による定期検査が義務付けられている。また、空港供用規程

及びハイジャック等防止対策の費用負担については、内容自体が明確であるため、モニタリング報告書様式等は作成不要とすることが考えられる。

以上を踏まえると、要求水準とセルフモニタリングの実施に当たり運営権者が作成すべき内部規程の位置付けについては、図表 10 のように整理される。

**図表 10 要求水準と運営権者が作成すべき内部規程の位置付け**

項目	要求水準書	運営権者の内部規程	
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に係る方針、目的、成果を実現するための業務基準</li> <li>・ 民間の創意工夫を活用できるような性能規定の考えが原則</li> <li>・ 運営権者に過度な負担を負わせるおそれがある場合には仕様規定の併用も考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営権者において、要求水準を満たすべく手順等を明確にする文書</li> <li>・ 法令、指針等で別途規定されている場合、その旨の記載のみで足りると考えられる</li> </ul>	
法令規則による位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul>	
運営権事業上の位置付け	作成者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営権者</li> </ul>
	位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施契約の一部を構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施契約に内部規程に関する条項なし</li> </ul>
	対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業期間にわたり遵守が必要</li> </ul>	
	未達時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善命令後、是正されない場合、契約解除</li> </ul>	
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象 (業務モニタリングの側面が強い)</li> </ul>	
基準見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施契約の変更と考えられる</li> <li>・ 先行事例では性能で規定し、具体的要求水準は関連法令、内規等に関連付け ⇒内規等の詳細基準を変更しても、要求水準書の変更にあたらぬ工夫がなされている</li> </ul>		

#### (4) 要求水準書の作成

仕様規定に基づく要求水準では、外部環境変化や技術革新等により基準が陳腐化するたびに実施契約の変更に該当する可能性があること、及びコスト削減や技術革新インセンティブを阻害する可能性がある。これらを踏まえ、要求水準書は、性能規定を基本とし、具体的な内容については、関連法令や内規等に関連付けながら作成することが有効と考えられる。

加えて、富士山静岡空港特有の論点として、現行の指定管理業務における仕様書を含む既存資料を一定程度活用して作成できることが挙げられる。ただし、この場合、富士山静岡空港独自の規程（給油施設、浄化槽等）についてはそのまま活用できると考えられるが、保安、土木施設や灯火施設等の管理など国の基準を参考としている規程につい

ては、国の基準と富士山静岡空港に固有の内容との峻別が必要となる。

本調査では、事業区分ごとに具体的な要求水準事項を整理するとともに、既存の規程類及び指定管理者業務仕様書を確認し、要求水準として採用することの適否を検討した上で、要求水準の内容を体系として取りまとめた。

なお、現在県においてマニュアルを有していない項目については、今後作成が必要となる。

## 2-4 公共施設等運営事業の事業内容等の検証及び基本スキーム案への反映

### 2-4-1 基本スキーム案の位置付け

公共施設等運営事業実施に当たっては、実施方針を定める旨、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に記載されており、その策定に当たっては、民間事業者にとって運営事業への参入のための検討が容易となるよう、当該運営事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載することが、内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（以下「公共施設等運営権に関するガイドライン」という。）」においても示されている。

特に、運営事業の内容、そのリスク分担の考え方等については、多岐にわたる論点を明確にし、民間事業者の参入を促すことが求められるため、民間事業者の意見を事前に把握することが重要となる。

このため、先行事例である仙台空港や高松空港においては、実施方針公表前に事業目的や概要を記載した基本スキーム案を公表し、広く民間事業者の意見を募り、その意見を踏まえて実施方針や募集要項を公表している。

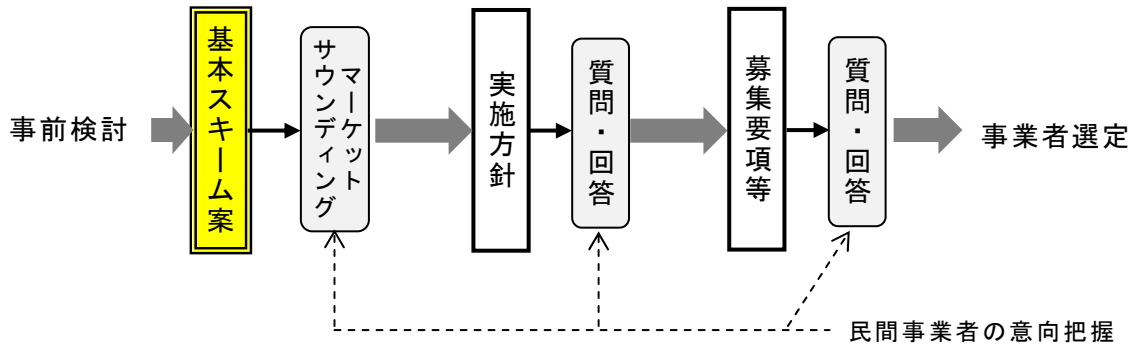
富士山静岡空港においても、前例のない地方管理空港における公共施設等運営権制度の導入であることに鑑み、事前の民間事業者の意向把握や意見集約のため、先行事例を参考とした基本スキーム案を作成することとした。

基本スキーム案の公表に当たっては、内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」において求められている実施方針及び募集要項の公表の際の質問受付や回答については特段の定めはないものの、民間事業者の意向把握の視点では、民間事業者との意見交換の場を設けることが望ましいと考えられる。

なお、基本スキーム案が、その目的や内容から実施方針の前身となるものであることから、記載内容については、実施方針で求められる項目を踏まえて整理した。



図表 11 検討の基本的な流れと基本スキーム案の位置付け



## 2-4-2 基本スキーム案における論点の検証

経営改革検討調査において整理した基本スキーム案の論点のうち、業務範囲、更新投資、事業期間、リスク分担については、特に重要な論点として本調査において検証を行った上で、書面として作成する基本スキーム案に反映した。

### (1) 業務範囲

公共施設等運営権制度は、空港運営に係る業務を運営権者に委ねることで、空港の一体的運営を実現するものであり、従来、県において実施していた業務については、以下のとおり整理した。

#### ① 就航促進・利用促進業務

就航促進及び利用促進は、空港経営の根幹をなす業務であり、運営権者による営業力発揮が期待される。

ただし、県民の利便性向上と直接関連する業務でもあることから、引き続き政策的に県が担うべき役割は継続する。また、運営権者と富士山静岡空港利用促進協議会等関係団体との連携・協力は不可欠であり、相互の役割分担については、マーケットサウンディングも踏まえ、別途整理が必要である。

#### ② 旅客ビル内テナント運営事業等の非航空系事業

空港経営に資する事業として、運営権者が大いに営業力を発揮する業務であり、空港利用者増等による収益について、空港運営事業に効果的に活用することを求めるものとする。

#### ③ 空港周囲部施設等管理業務及び騒音対策事業

空港周囲部施設等管理業務は、空港運営に直接関わりがなく収入を伴わない業務であることから、運営権者の負担軽減のため、基本的に県が実施するものとして整理する。ただし、収益確保、おもてなし向上、地域との共生等において有効活用の可能性のある土地・施設（空港西側用地、金谷側臨時駐車場、東側展望公園、環境学習施設等）については、今後のマーケットサウンディングの結果も踏まえ最終的な取扱いを判断する。（図表 12）

また、騒音対策事業については、県と地元との騒音協定に基づく事業であり、地元との関係を考慮し、県の責務として実施する。

図表 12 空港周囲部管理業務の取扱いにおける課題と対応

項目	検討課題	対応案
土地・施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収益確保のために活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港西側用地</li> </ul> </li> <li>○空港のおもてなし向上、地域との共生のために活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港アクセス道路景観形成地</li> <li>・東側展望広場</li> <li>・環境学習施設（連絡所、ビオトープ）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本スキーム案では業務範囲に含めるものとし、民間事業者の意見を踏まえ、業務範囲とするか否かを整理</li> <li>・日常管理上のリスクは運営権者が負担し、災害時発生時は県が措置</li> </ul>
運営権者のリスク軽減・地元への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が引き続き実施する業務の範囲                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限表面下の土地の管理（本体部除く）</li> <li>・太陽光発電施設用地の管理</li> <li>・自然環境保全対策</li> <li>・航空機騒音対策</li> <li>・その他周囲部の施設・土地の管理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営権者の負担軽減等のため県が対応</li> <li>・管理のための県組織について、今後詳細を検討</li> </ul>
現行施設の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習等に活用している施設の取扱い                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・島田連絡所、榛原連絡所</li> <li>・赤坂池ビオトープ、千頭ヶ谷ビオトープ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元NPOと連携し有効活用</li> <li>・基本スキーム案では業務範囲に含めるものとし、民間事業者の意見を踏まえ、業務範囲とするか否かを整理</li> </ul>

## (2) 更新投資

公共施設等運営権制度では、維持・補修、拡張のための投資（以下「更新投資」という。）を含め、運営権者が自身の費用負担の下で運営を行う独立採算が基本であるが、PFI事業の類型上、県が費用の一部を負担する混合型スキームの導入も可能である。

富士山静岡空港においては、運営権者が主体となって更新投資を含めた維持管理を一体的に行うことを基本とするが、2-2で行った収支シミュレーションの結果も踏まえ、空港基本施設等については、原則として県が予算の範囲で費用を負担することを想定している。ただし、基本施設等の更新投資費用が過大とならないよう、運営権者に効率性の追求を求める仕組みとして、運営権者に一部費用負担を求めることを想定している。

なお、旅客ターミナルビルの更新投資については、運営権者が自ら判断し、実施することで収益性の向上に繋がることから、運営権者が費用負担するものと整理した。

図表 13 実施主体・費用負担の基本的な整理

区分		維持・補修、拡張	新規投資、改修	備考
基本施設等	実施主体	運営権者	県	運営権者が中期計画に基づいて行う範囲で県が費用負担
	費用負担	県・運営権者	県	
旅客ターミナルビル	実施主体	運営権者	県	一部は県の事前承認を求めることも想定
	費用負担	運営権者	県	

### (3) 事業期間

運営権者が大規模な更新投資を実施する場合は、長期の投資回収期間が必要となるが、前述のように、空港基本施設等の更新投資を県負担とする場合には、長期の投資回収期間は不要と考えられる。

一方で、旅客ターミナルビルや自主事業に関する投資は、運営権者自らが資金調達を行うため、一定の投資回収期間が必要となる。また、人材育成の観点からも、一定の事業期間が必要と考えられる。

2-1-2による旅客ターミナルビルの更新投資費用の試算では、運営事業開始から21年目以降に大規模な投資が見込まれることから、当初事業期間を20年と整理した。

運営権者が更に投資を行う場合には、運営権者の提案に応じ、オプション延長を可能とすることとし、今後のマーケットサウンディングを踏まえ、適切な事業期間の設定を行う。

図表 14 事業期間の検証比較

区分	ケース 1	ケース 2	ケース 3
期間	当初期間 10 年 オプション延長 10 年 不可抗力対応 5 年 最長 25 年	当初期間 20 年 オプション延長 20 年 不可抗力対応 5 年 最長 45 年	当初期間 30 年 オプション延長 30 年 不可抗力対応 5 年 最長 65 年
投資回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権者が更新投資の費用負担をしない場合は短期間でも可</li> <li>旅客ターミナルビルに投資した場合は期間延長し投資回収可能だが大規模投資は困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権者が旅客ターミナルビルや自主事業への投資を自らの経費で行う場合は一定の投資回収期間が必要 ⇒20年+オプション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権者が基本施設等や旅客ターミナルビルの大規模補修や拡張を自らの経費で行う場合は長期の投資回収期間が必要 ⇒30年+オプション</li> </ul>
長期間契約のリスク	社会情勢変化等のリスクは相対的に低くなる	社会情勢変化等のリスクは相対的に大きくなる	社会情勢変化等のリスクは相対的に大きくなる

### (4) リスク分担

公共施設等運営権制度導入後の空港運営については、その収入が基本的にすべて運営権者に帰属することから、空港需要変動リスクも含めた事業におけるリスクは、運営権者が負うことが原則であると考えられる。

なお、法令変更や不可抗力事象発生は、運営権者のコントロールが及ばないことから、そのリスクを運営権者にすべて負わせることは困難であり、この場合は、県と運営権者で適切に分担することが必要である。このため、法令変更については、事業期間延長も含めた対応の下、各自に生じた損害はそれぞれ負担するものとし、不可抗力については、県は運営権者に保険加入を求め、県が事業継続措置の必要があると判断した場合に、保険の範囲内での費用負担を運営権者に求め、その範囲を超えるものについては県が負担することとした。

県又は運営権者の事由による契約解除の場合は、その原因者が損失補償又は損害賠償の責任を負うものとし、国による法令変更及び不可抗力による契約解除の場合においては、県と運営権者に発生した損害はそれぞれが負担するものと整理した。

図表 15 リスク分担の基本的考え方

区分	リスク分担	具体的な対応
事業リスク	運営権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業リスクを含めて経営であり、利用料金等の設定、収受が運営権者の権限とされていることに鑑み、運営権者は、自らの経営判断により自主性と創意工夫を発揮</li> </ul>
国による法令や政策等の変更	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理に係る国の法令変更等への対応は運営権者の責務であり、空港設置者に係る法令変更等への対応は県の責務</li> <li>県と運営権者に生じた損害は、各自の損害分を負担</li> </ul>
不可抗力	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港は重要な社会資本であり、施設機能を維持し、運営を継続させることが必要</li> <li>運営権者の経営判断外で発生する不可抗力による損害のすべてを運営権者に負わせるのは困難（但し、運営権者には保険加入を義務付け）</li> <li>県は、運営権者と協議の上、事業継続措置の必要性を判断（損害復旧の必要性があり、運営権者が付保した保険で補填できないと認められる場合）し、必要な措置を実施</li> <li>不可抗力事象による増加費用及び事業停止による損害の回収のため、運営権者の申出による事業期間の延長を可能とする</li> <li>県が、県による事業継続措置の必要性がないと判断した場合は、運営権者が施設等の回復義務を負う</li> </ul>

### 2-4-3 基本スキーム案

基本スキーム案として取りまとめた項目は、次のとおりである。

なお、基本スキーム案の内容は、本調査により取りまとめた内容から変更があり得るため、平成 28 年度に公表する基本スキーム案を参照されたい。

はじめに	
1 本事業の背景・目的	
(1) 背景	(2) 目的
2 本事業の概要	
(1) 根拠法令	(10) 県から運営権者への職員の派遣
(2) 事業場所	(11) 運営権等の対価
(3) 対象施設	(12) 計画及び報告
(4) 事業期間	(13) 要求水準及びモニタリング
(5) 事業方式	(14) 財務情報等の報告及び開示
(6) 業務範囲	(15) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続
(7) 利用料金の収受と費用負担	(16) 県と運営権者のリスク分担
(8) 対象施設に対する更新投資等の取扱い及びその費用負担	(17) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置
(9) 運営権者に与えられる権利	

2 応募者の参加資格要件	
(1) 応募者の構成	(3) 単体企業又は代表企業に求められる要件
(2) 単体企業及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格	(4) その他の要件
3 運営権者公募に関する手続	
(1) スケジュール	(5) 補足資料の公表等
(2) 第一次審査における開示資料	(6) 競争的対話の実施
(3) 第一次審査	(7) 第二次審査
(4) 第二次審査における開示資料	(8) 審査結果の公表
4 優先交渉権者の決定方法	
(1) 審査委員会の設置	(3) 審査項目等
(2) 審査の方法	
5 優先交渉権者選定後の手続	
(1) 基本協定の締結	(4) その他の契約の締結
(2) 新会社の設立又は富士山静岡空港株式会社の株式取得	(5) 優先交渉権者による運営引継の事前準備
(3) 運営権の設定及び実施契約の締結	(6) 本事業の開始

### 第3章 マーケットサウンディングに必要な情報等の整理

民間事業者を選定するに当たって、民間事業者及び設置管理者にとって望ましい選定プロセスとして、公共施設等運営権に関するガイドラインにおいて「事業の規模、内容、特性等を総合的に勘案し、公平性・透明性・競争性を確保しつつ、民間の創意工夫を生かすことができる最適な選定方法・選定プロセスを選択すること」が留意事項として示されている。また、有益な方法として「市場調査（マーケットサウンディング）を実施し、その結果を踏まえること」が挙げられている。

先行事例である仙台空港や高松空港においてもマーケットサウンディングが実施されていることを踏まえ、富士山静岡空港においても、平成28年度初旬を目途にマーケットサウンディングを実施する予定である。

#### 3-1 マーケットサウンディングにおける民間事業者への開示情報の整理

マーケットサウンディングの実施に当たっては、基本スキーム案の公表と併せ、事業参画を検討する民間事業者に対し、関連する情報を詳細に開示する必要がある。

このため、本調査において、富士山静岡空港に係る情報をインフォメーションパッケージとして取りまとめた。

インフォメーションパッケージとして整理した項目については、以下のとおりである。

1 空港概要	
○基本情報	○国際線乗継情報
○現在の主なビジネスフロー	○スポット調整表
○空港位置図	○運用時間外の発着実績
○二次交通関連情報	○管制上の主な制約
○運航状況	○環境対策上の主な制約
○空港利用実績の推移	○現在の空港利用促進の状況
2 空港運営事業	
○事業情報	○施設情報
・ 県組織の状況	・ 土木施設
・ 県業務の概要	・ 建築施設
・ 富士山静岡空港の管理運営に係る県収支	・ 機械施設
・ 着陸料等収入	・ 電気施設
・ 土地使用料等収入	○更新投資費用試算情報
・ 空港管理費等（県）	・ 更新投資費用試算方法の概要等
・ 空港整備経費（県）	・ 更新投資費用試算結果
・ 人件費（県）	○旅客ターミナルビル改修・増築計画
・（参考）県と富士山静岡空港株の合算収支	

<p>3 富士山静岡空港株式会社の概要</p> <p>○事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の概要</li> <li>・役員・従業員の状況</li> <li>・株式の状況</li> <li>・組織図</li> <li>・指定管理に係る基本協定の概要</li> <li>・業務の概要</li> <li>・決算情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上原価の内訳</li> <li>・販売費及び一般管理費の内訳</li> <li>・契約等の状況</li> <li>・有利子負債の状況</li> </ul> <p>○施設情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリンスタンド</li> </ul>
<p>4 空港周囲部施設等事業</p> <p>○事業情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港周囲部施設等維持管理費</li> </ul> <p>○施設情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港西側用地概要</li> <li>・東側展望広場（だいだらぼっち広場）</li> <li>・連絡所（島田、榛原）</li> <li>・ビオトープ（赤坂池、千頭ヶ谷）</li> </ul>	

### 3-2 関係者への説明情報の整理

富士山静岡空港の運営を担う民間事業者を新たに公募する場合、運営権者の設立には複数の手法が考えられる。

富士山静岡空港においては、他の空港とは異なり、開港当初から空港(株)が指定管理者として空港の管理運営業務を担っており、指定管理者として培ってきた同社の人材・ノウハウの承継が不可欠である。

空港(株)の人材・ノウハウの承継を前提として手法を検討した結果、現段階では、公募により選定された民間事業者が新会社を設立し、その新会社に空港(株)の事業を譲渡するとともに人材を承継する手法（パターン1）と、公募により選定された民間事業者が空港(株)の株式を取得する手法（パターン2）が想定される。

いずれの場合においても、空港(株)及び同社の株主の意向を確認するとともに、事業者選定の考え方や運営権者の設立手法等についての説明を行うことが必要となる。

このため、本調査では、空港(株)等への説明のための資料として、運営権者への移行パターンを整理した上で、具体的な手続及び想定される課題について取りまとめた。

#### (1) 事業者選定の基本的考え方

運営権者を決める場合、PFI法に則れば、競争性を持たせた民間事業者の選定が求められる。具体的には、公共施設等運営権に関するガイドラインにおいて、「公平性・透明性・競争性を確保しつつ」「多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある」「競争性のある随意契約によること」が考えられるとされている。

したがって、事業者選定については、原則として公募により行うべきものであると考えられる。

## (2) 運営権者の設立手法

公募により選定された民間事業者が運営権者となる会社を設立することとなるが、その手法として、現時点では、前述のパターン1（新会社設立）とパターン2（株式取得）の2つが想定される。それぞれの手法を比較したものが図表16である。

パターン1の課題として、県の観点では、県内経済界によって設立された空港(株)を清算することが前提となるほか、既存株主の観点では、株主として残留できない点に同意しない可能性がある。選定事業者の観点では、空港(株)の職員の転籍（個別同意）が必要となるほか、各種契約の再締結、許認可の再取得、譲渡資産の評価、新会社設立のコスト負担等が必要になるが、いずれも受入可能な範囲と考えられる。

パターン2の課題として、県の観点では、既存株主が残留する場合に、当該企業の優遇と受け取られかねず、応募者からも敬遠される可能性が挙げられる。既存株主の観点では、残留したとしても持分割合が低下することは避けられない。選定事業者の観点では、残留株主が経営への関与を求めることにより、経営の予見可能性が低下することが想定される。このほか、偶発債務をすべて承継する義務を負うほか、関連するデューデリジェンス手続に係る追加的な負担が生じることとなる。

いずれの手法を選択する場合であっても、空港(株)の同意が不可欠であることから、基本スキーム案では、2つのパターンを併記し、空港(株)と調整した上で実施方針公表までに決定することとしている。

図表16 運営権者の設立手法の比較

区分	パターン1（新会社設立）	パターン2（株式取得）
スキーム図		
手続概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業譲渡の事前合意</li> <li>②公募手続により民間事業者を選定</li> <li>③選定事業者が新会社を設立</li> <li>④新会社へ空港(株)の事業譲渡・職員承継（総会特別決議）</li> <li>⑤新会社と実施契約・運営権設定</li> <li>⑥空港(株)を清算、株主へ残余財産を分配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①株式譲渡予約契約（既存株主→県）</li> <li>②公募手続により民間事業者を選定</li> <li>③株式譲渡予約契約の地位譲渡（県→選定事業者）</li> <li>④株式譲渡</li> <li>⑤空港(株)と実施契約・運営権設定</li> </ul>

## (3) 富士山静岡空港株式会社の株主変更手続

パターン2を選択することとした場合、空港(株)の株主変更の手続が必要となる。この手続には、株式譲渡と自己株取得・消却による方法が考えられる。それぞれの方法を比較したものが図表17である。

なお、自己株取得のケースでは、株主との合意で自己株を取得する場合、株主全員に勧誘を



する方法（会社法第 158 条第 1 項）を経れば普通決議で行うことができる（会社法第 309 条第 2 項二反対解釈）。ただし、特定の株主から取得しようとするときは、その株主を特定することについて、特別決議が必要となる点に留意が必要である（会社法第 309 条第 2 項二）。

図表 17 株主変更手続の比較

区分	株式譲渡	自己株式取得・消却
スキーム図		
手続概要	①株式譲渡予約契約 （既存株主－県） ②予約契約の地位譲渡 （県→民間事業者） ②-1 株式譲渡（県保有分） ②-2 株式譲渡（県以外の株主分）	①空港（株）が株主との間で自己株買取に関する事前合意（価格、数量等） ②（必要に応じて）空港（株）が減資手続（株主総会決議）を行い、自己株取得の原資を確保 ③空港（株）が県以外の既存株主から株式を取得 ④空港（株）が取得した自己株を消却 ⑤県保有の株式を選定事業者へ譲渡

＜参考＞自己株式の取得に係る会社法の規定

①すべての株主に機会を与える方法

まず、株主総会の普通決議によって、取得する株式の数、株式の取得と引換えに交付する金銭等の内容およびその総額、株式を取得することができる期間を定める（会社法 156 条第 1 項）。

次に、実際に自己株式を取得するときは、その都度、取締役会決議にて、取得する株式の数、株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容等、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額、株式の譲渡しの申込期日を定める（会社法 157 条第 1 項）。

また、これらの決議事項は全株主に通知（会社法 158 条第 1 項）。株主からの申込総数が取得総数を超えたときは、按分で自己株式を取得（会社法 159 条第 2 項）。

②特定の株主から取得する方法

株主総会の普通決議によって、取得する株式の数、株式の取得と引換えに交付する金銭等の内容およびその総額、株式を取得することができる期間を定める（会社法 156 条第 1 項）。

さらに、上記の株主総会の決議にあわせて、特定の株主のみからの取得を決議（会社法 160 条第 1 項）。

この場合、株主総会の特別決議が必要（会社法 309 条第 2 項第 2 号）だが、特定の株主は、当該特別決議において議決権を行使できない（会社法 160 条第 4 項）。

また、他の株主は、特別決議の議案に、他の株主が保有する株式の買取を加えるよう請求することが可能（会社法 160 条第 3 項）。

①、②共通

①、②ともに、自己株式の取得により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、取得の効力発生日における分配可能額を超えてはいけない（会社法 461 条 1 項）。

## 第4章 民間事業者の意見聴取

### 4-1 目的

公共施設等運営権制度の導入による効果を高める上では、多くの民間事業者から提案を受け、競争を通じてより優れた提案を選定することが重要である。このためには、民間事業者の参画意欲を阻害せず、かつ県にとって実現可能性の高い事業スキームを構築することが求められる。

このことから、基本スキーム案公表に当たり、民間事業者の意見を取り込むことを目的に、民間事業者への意見聴取を実施した。

### 4-2 実施方法

民間事業者数社を対象に、平成27年12月から平成28年1月にかけて、個別に意見聴取を実施した。

意見聴取に当たっては、富士山静岡空港の概要、富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の基本的考え方及び直近年度の県と富士山静岡空港株式会社の合算収支を参考資料として提示した。

意見聴取を行う民間事業者は、図表18のとおり空港運営への関与が想定される「商社」「不動産」「ゼネコン」「物流・インフラ」の4業種から選定した。

意見聴取は、基本スキーム案作成に当たっての主な論点を踏まえ、次の質問項目を基本に実施した。

- ・事業期間（事業期間、延長オプション等）
- ・業務範囲（更新投資業務の範囲、空港周囲部等のノンコア業務の取扱い等）
- ・富士山静岡空港の経営安定化（利用者増加の余地、県の費用負担の有無等）
- ・事業者選定方法
- ・スケジュール
- ・事業方式

図表18 空港運営への関与が想定される業種と意見聴取の対象先企業

業種	想定される空港運営への関与
商社	総合商社としてのネットワーク、マネジメント力、海外空港参画ノウハウ等の活用
不動産	開発、商業のノウハウの活用
ゼネコン	更新投資業務への関与
物流・インフラ	空港運営ノウハウ、空港運営に近いネットワーク産業の担い手としてのノウハウ活用

### 4-3 意見聴取結果の概要

民間事業者の意見聴取結果の概要は、図表 19 のとおりである。

図表 19 意見聴取結果の概要

項目	意見概要
事業期間について (事業期間、 延長オプション 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間の長短については、各社で意見が分かれた。</li> <li>・投資回収の観点から、長期の事業運営を希望する回答が多く見られたが、適切な期間を 20 年とするか、30 年とするかについては見解が分かれた。イベントリスクを吸収する観点からは、一定期間毎（例えば 10 年～15 年毎）の撤退オプションを行使できることが望ましいとの回答も寄せられた。</li> <li>・「県が資産買取を確約することで、期間と投資回収リスクを切り離して考えられる」との意見もあった。</li> </ul>
業務範囲について (更新投資業務の範囲、空 港周囲部等のノンコア業 務の取扱い等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が基本施設の更新投資費用の一部または全部を負担することについては、各社ともに肯定的である。</li> <li>・県による債務負担行為の設定を 5 年毎にロールし、設定不可となった場合は県事由での解除とするとの案についても、予算確保の不確実性を軽減する上で一定の理解を得た。</li> <li>・県による債務負担行為との関係で、発注支払のタイミングは民間側で柔軟に行うことのできる必要性が指摘された。</li> <li>・周辺の土地については、西側展望台横や駐車場側をはじめ、余剰地が多い方が事業のポテンシャルの観点からは望ましいという回答が多数を占めた。</li> <li>・一方、周囲部のノンコア業務については、調整池の決壊リスク等を懸念する回答も寄せられた。</li> </ul>
富士山静岡空港の 経営安定化について (利用者増加の余地、県に よる費用負担の有無 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金については、突如打ち切りとすることは厳しいとする一方、長期継続に関しては事業経営の透明性の観点における懸念が多く寄せられた。</li> <li>・県税の軽減化を要請する意見があった。</li> </ul>
事業者選定方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案期間については、資料が適時に開示されれば、短期化は問題ないとの回答を得た。</li> <li>・公募への参画コストの肥大化を懸念し、一次審査で出来るだけ社数を絞り込む要望も聞かれた。</li> <li>・公募への参画負担を減らすためには、需要予測を県側で実施してほしいとの意見もあった。</li> <li>・審査委員に空港（株）の既存株主が入ることについては、明確に反対する意見が多かった。</li> </ul>
スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールについては、他案件との時期的重複を懸念する意見が多かった。</li> </ul>
事業方式について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港（株）を活用するスキームについて、明確に反対する意見は聞かれなかった。</li> <li>・一方で、既存株主が残るのであれば一定の条件を負ってほしい旨を要求する（経営への過度な影響力を持たれることを懸念する）意見も同時に聞かれた。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単体空港としての事業収支に不確実性が残るため、複数空港との運営を見据えた他空港とのネットワーク強化を重視する意見も複数聞かれた。</li> </ul>

## 第5章 まとめ

### 5-1 調査結果のまとめ

#### (1) 事業性の検討

本調査は、富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の事業スキームの検討を進めるために必要な定量的アプローチとしても実施しており、特に費用の多くの部分を占める施設の維持・更新投資費用について精査した上で、事業全体の収支の推計を行っている。併せて、事業性の検討に当たって必要な要求水準について、空港事業の特有性を踏まえた体系の整理を行うとともに、基本スキーム案へこれらの検討内容を反映した。

#### ① 施設の維持・更新投資

施設の維持・更新投資費用については、滑走路等の空港基本施設等に加え、県が所有する旅客ターミナルビル等を含めた施設を対象としたが、旅客ターミナルビル等の整備は、当初所有者である空港(株)が実施していることから、試算に当たっては、基礎資料の整備状況を踏まえて個別に行っている。

長期収支の試算には、事業期間にわたる将来の維持・更新投資費用が必要であることから、旅客ターミナルビルについては、機能回復を見込まない長期修繕計画をベースに試算し、その他の施設に関しては更新のサイクルをベースに試算を行った。

試算結果については、5年間毎に発生する総額及び年間平均額を整理し、年度を追うごとに更新投資費用が増加する傾向を確認することができた。

#### ② 長期収支

公共施設等運営権制度導入を前提とした長期の事業収支は、運営権者となる民間事業者が空港の一体的な経営を行うことによる効果を最大限に引き出すことを前提とした。

そのため、試算に当たっては、県の収支に加え、空港基本施設等及び旅客ターミナルビルの指定管理者である空港(株)の収支を合算した収支により推計を行った。なお、試算における事業期間は20年とし、収支に大きく影響する空港利用者数については、3ケースを設定した。

運営権者の収支におけるEBITDAがマイナスとなるケースにおいては、収支が均衡するレベルまで県が費用を補填する必要があると想定しているが、試算の結果、いずれのケースも一定程度の県負担額の削減が見込まれた。

#### ③ 要求水準書及び基本スキーム案

空港における要求水準は、先行事例等から、既に多くの部分が規定されている空港保安管理規程や業務マニュアル等の内容が反映されるものと考えられる。

そのため、本調査においては、複数に交差する各種規程の体系を整理し、その内容を公共施設等運営権事業として実施する具体的な業務と結び付け、今後、要求水準書等として公表するための資料作成につなげるための体系整理を行った。

また、これらの内容については、経営改革検討調査における論点の検討・整理を踏まえ、基本スキーム案として書面に取りまとめた。

## **(2) 開示情報の整理**

公共施設等運営権制度導入に当たっては、業務範囲が広範多岐にわたることから、事前に民間事業者への情報開示が重要であり、具体的な項目としては、施設概要、業務概要、収支情報、留意点等が挙げられる。

基本スキーム案とともに情報開示することで、県と民間事業者との間で事業に対する認識を共有した上で、マーケットサウンディングによる民間意見聴取を具体的かつ効果的に行うことができる。

なお、開示資料については、年度の更新等に伴うデータのアップデートが必要であることから、実際の公募までの間のスケジュールにおいて、確実に内容の更新ができるよう留意することが重要である。

## **(3) 民間事業者の意見聴取**

公共施設等運営権制度導入では、適切な競争環境を醸成することが重要であり、そのためには民間事業者の参画意欲を促進し、かつ県にとって効果の高いスキームを構築することが求められる。

空港事業への公共施設等運営権制度導入については、国管理空港において先行事例があるものの、地方管理空港における事例は未だ乏しく、検討段階から民間事業者を中心とした様々な意見を取り込むことが必要となる。

本調査においては、検討途中における基本スキーム案の論点をベースに、民間事業者の意見を個別に聴取し、基本スキーム案の内容の一層の深化を図った。

具体的には、富士山静岡空港の概要及び意見聴取時点での基本スキーム案の論点に係る検討内容の一部を説明した上で、事業期間、業務範囲、富士山静岡空港の経営安定化、事業者選定方法、スケジュール、事業方式等について、複数の民間事業者から個別に意見を得ている。

## **5-2 今後の課題**

### **(1) 事業収支における課題**

公共施設等運営権制度導入の検討に当たっては、既存事業の収支の整理及び分析を行い、その内容を踏まえて将来の収支を見込むことが必要となる。

しかし、空港運営において大きな収入を占める利用料や免税店の売上は、社会的・経済的な影響を受けやすい。この変動要因を事前に把握することは困難であり、本調査における事業収支の検討においては、一定の変動幅を想定し試算を行っているが、収入レベルの如何により県による費用負担が影響を受ける。

### **(2) 要求水準における課題**

空港における業務は、公共施設等運営権制度の導入に関わらず、空港保安管理規程や業務マニュアルといった規程類に沿った実施が求められるため、要求水準書作成に当たっては、まずこれら規程類を基本スキーム案に沿って整理することが必要である。

ただし、規程類の対象は空港の基本施設のみであり、富士山静岡空港において運営権設定対象に含まれる旅客ターミナルビルやその他の施設については、別途整理することが必要となるほか、仕様規定に近い既存の規程類と性能規定として整理する旅客ターミナルビル等の要求水

準の記載方法について同一レベルに揃える等の検討が今後必要となる。

### (3) 民間事業者への情報開示における課題

民間事業者への情報開示資料として整理したインフォメーションパッケージは、民間事業者の意見聴取時に具体的な意見を受けるための基礎資料として、現状の空港施設及び業務内容、財務状況を整理したものである。

これは、基本スキーム案における論点について、より実態を踏まえた具体的な意見を受けるために重要であるが、一方で、保安対策上一般への開示が困難な情報や会社の詳細な経営情報等の非公表情報もあり、その開示可否については判断が分かれるところである。

また、民間事業者側からは将来推計等のデータ開示を求められることも想定されるものの、試算程度のもを参考情報として開示するか否か等、取扱いの判断基準については現状では明確な考え方等が示せていない。

### (4) 民間事業者の意見聴取から得られた課題

民間事業者の意見聴取からは、県による一部費用負担（更新投資費用）に関して多くの事業者において好意的に捉えられた一方、実際の工事発注及び支払が柔軟にできるような債務負担行為の設定を求める意見も多数あり、今後、具体的な支払スケジュールの検討も含め、詳細な検討が必要である。

公共施設等運営権制度の導入理念から考えると、長期にわたる継続的な県による補助金支出は、経営の透明性の観点から懸念が多く、運営権設定後における補助金継続の可否については、引き続き検討すべき課題である。

また、地元の関与については、民間事業者からは、一定程度は許容できるものの、過度な影響力の行使については否定的な意見が大半を占めたことから、適切な関与方法について検討する必要がある。

## 5-3 今後の予定

公共施設等運営権制度導入に向け、今後、以下のとおり検討や手続を進める。

年度	検討・手続	
平成 28 年度	実施方針案の作成	基本スキーム案の公表、マーケットサウンディング 富士山静岡空港(株)との調整 実施方針案、募集要項等公募関係資料案の作成 空港設置管理条例の改正<議会の議決>
平成 29 年度	運営権者選定手続	実施方針、募集要項の公表 運営権者の選定
平成 30 年度	契約締結	運営権の設定<議会の議決> 実施契約の締結 運営権者への業務引継ぎ



新たな運営体制への移行（最速で平成 31 年度から）

# 資料編







富士山静岡空港

Mt.Fuji Shizuoka Airport

# Information Package (案)

平成28年〇月  
静 岡 県

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



## 目次

1 空港概要		2.3 更新投資費用試算情報	
1.1 基本情報	3	2.3.1 更新投資費用試算方法の概要等	69
1.2 現在の主なビジネスフロー	6	2.3.2 更新投資費用試算結果	70
1.3 空港位置図	7	2.4 旅客ターミナルビル改修・増築計画	72
1.4 二次交通関連情報	8	3 富士山静岡空港株式会社の概要	
1.5 運航状況	9	3.1 事業情報	
1.6 空港利用実績の推移	11	3.1.1 会社の概要	77
1.7 国際線乗継情報	16	3.1.2 役員・従業員の状況	78
1.8 スポット調整表	19	3.1.3 株式の状況	79
1.9 運用時間外の発着実績	27	3.1.4 組織図	80
1.10 管制上の主な制約	28	3.1.5 指定管理に係る基本協定の概要	81
1.11 環境対策上の主な制約	29	3.1.6 業務の概要	82
1.12 現在の空港利用促進の状況	31	3.1.7 決算情報	84
2 空港運営事業		3.1.8 売上原価の内訳	87
2.1 事業情報		3.1.9 販売費及び一般管理費の内訳	88
2.1.1 県組織の状況	35	3.1.10 契約等の状況	89
2.1.2 県業務の概要	36	3.1.11 有利子負債の状況	95
2.1.3 富士山静岡空港の管理運営に係る県収支	44	3.2 施設情報	
2.1.4 着陸料等収入	46	3.2.1 ガソリンスタンド	97
2.1.5 土地使用料等収入	50	4 空港周囲部施設等事業	
2.1.6 空港管理費等(県)	51	4.1 事業情報	
2.1.7 空港整備経費(県)	52	4.1.1 空港周囲部施設等維持管理費	100
2.1.8 人件費(県)	53	4.2 施設情報	
2.1.9(参考) 県と富士山静岡空港(株)の合算収支	54	4.2.1 空港西側用地概要	102
2.2 施設情報		4.2.2 東側展望広場(だいだらぼっち広場)	105
2.2.1 土木施設	56	4.2.3 連絡所(島田、榛原)	106
2.2.2 建築施設	59	4.2.4 ビオトープ(赤坂池、千頭ヶ谷)	107
2.2.3 機械施設	64		
2.2.4 電気施設	65		

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



# 1 空港概要

～きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して～

2

## 1.1 基本情報 (1/3)

<b>名称</b>	静岡空港 (愛称: 富士山静岡空港)	<b>アクセス</b>	静岡駅からバスで約50分 島田駅からバスで約25分 藤枝駅からバスで約35分
<b>種別</b>	地方管理空港	<b>管理面積</b>	約190ha (緩衝緑地帯等の周辺部を含む 全体面積は約500ha)
<b>設置・管理者</b>	静岡県	<b>滑走路(距離×幅)</b>	2,500m×60m
<b>施設管理・運営委託先</b>	富士山静岡空港(株) (指定管理者)	<b>スポット数</b>	大型ジェット機用 2 中型ジェット機用 1 小型ジェット機用 5
	(指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)		
<b>所在地</b>	静岡県牧之原市・島田市	<b>運用時間(利用時間)</b>	14.5時間(7:30～22:00)

### 沿革

時期	沿革
2009年 6月	開港(国内3路線、国際2路線、滑走路2,200m暫定運用)
8月	滑走路長2,500m完全運用開始
2011年 2月	搭乗者100万人達成
4月	運用時間延長(11.5時間 8:30～20:00 ⇒ 13時間 7:30～20:30)
2012年 3月	西側拡張エプロン供用開始(3スポット増設)
11月	1番スポットに旅客搭乗橋(PBB)を増設し供用開始
2013年 5月	搭乗者200万人達成
2014年 4月	旅客ターミナルビル等を静岡県が取得
2015年 4月	搭乗者300万人達成
7月	運用時間延長(13時間 7:30～20:30 ⇒ 14.5時間 7:30～22:00)

～きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して～

3

# 1.1 基本情報 (2/3)

## 主な施設の概要

- ・施設の所有者: 静岡県(ガソリンスタンドを除く)
- ・管理・運営: 県・富士山静岡空港(株)



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

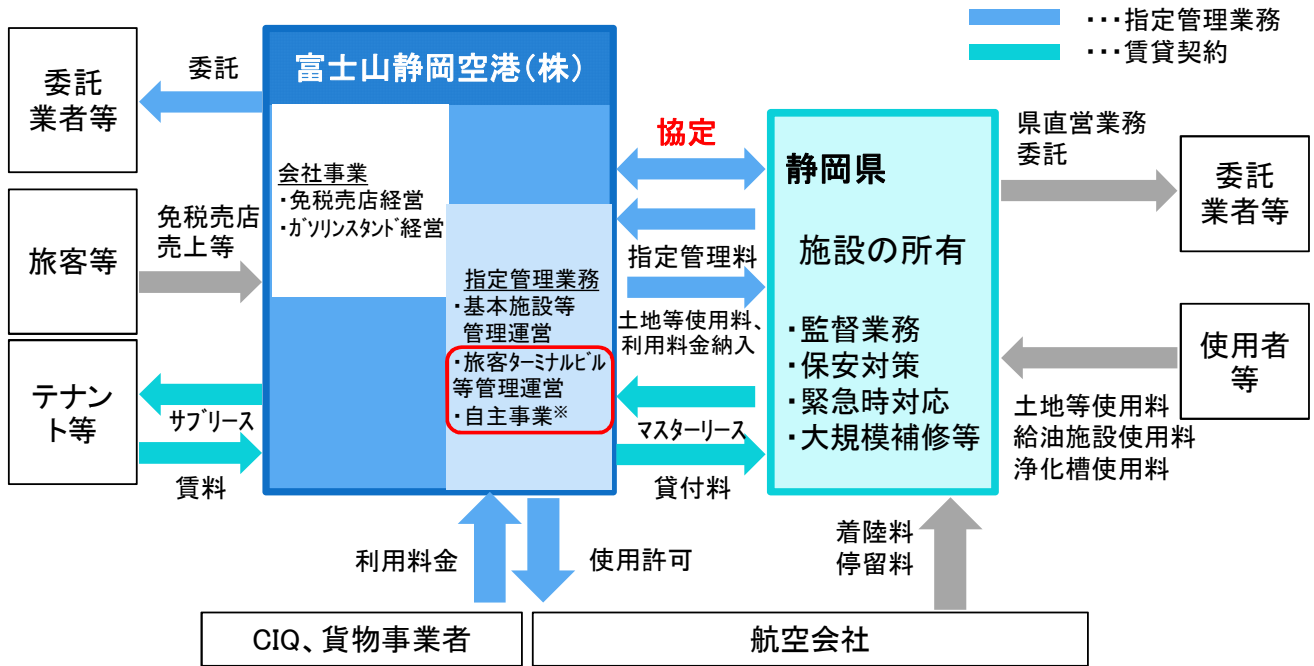
# 1.1 基本情報 (3/3)

## 旅客ターミナルビルフロアマップ



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

# 1.2 現在の主なビジネスフロー



※平成26年度はサブリース事業及び地域活性化イベント等  
 ※赤枠内は、県が旅客ターミナルビル等を所有したH26から追加

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

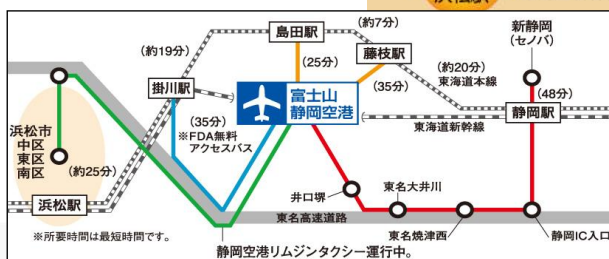
# 1.3 空港位置図

## 【空港位置】

富士山静岡空港へは、静岡市から車で約40分、浜松市から車で約50分、最寄り的高速道路インターチェンジから約10分～15分の場所にある。静岡駅からバスで約50分、JR島田駅からバスで25分、JR藤枝駅からバスで35分の位置にある。

## 【標点】

北緯 34度47分46秒  
 東経 138度11分22秒  
 【標高】 132m



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

## 1.4 二次交通関連情報

### 二次交通

アクセスバス： 静岡線(1,000円)、島田線(500円)、藤枝(500円)、掛川線(無料、FDA利用者専用)

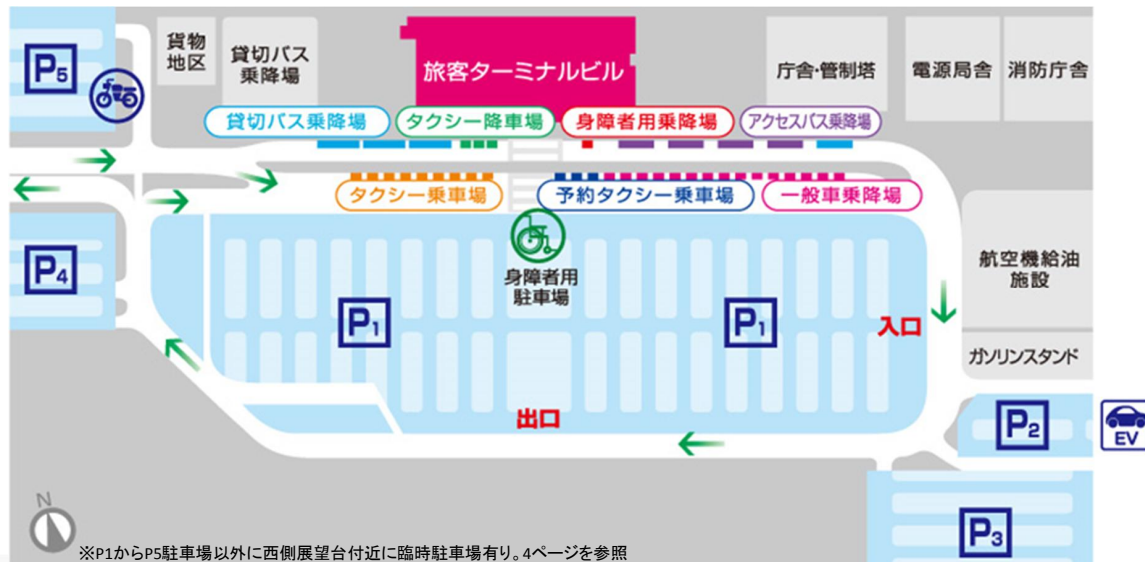
タクシー： 静岡空港リムジンタクシー(浜松市中区・東区・南区エリア内から空港、1,500円)

定額タクシー(静岡駅周辺8,500円、島田駅3,200円)

駐車台数： 約2,000台。うち第1駐車場に身障者用駐車場22台、第5駐車場にバイク約50台停車可能

入出場時間 5:30～23:30、利用料金無料

### 駐車場及び乗り場案内図



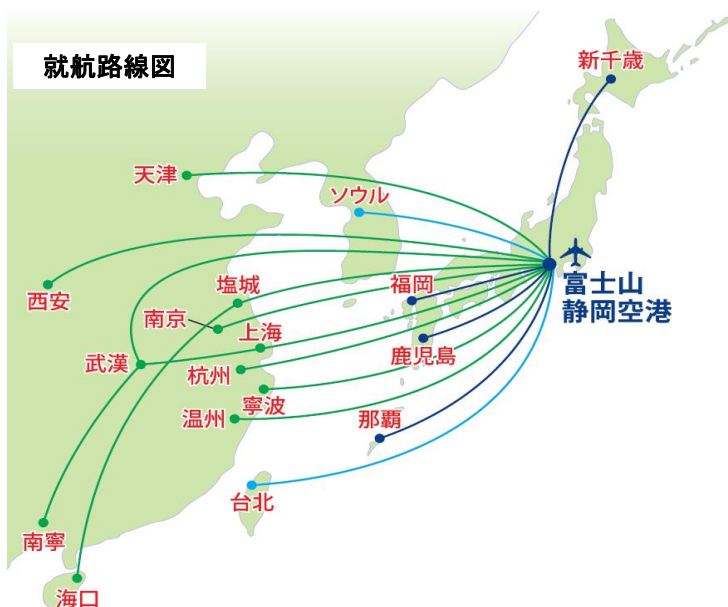
～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

8

## 1.5 運航状況 (1/2)

### 就航路線(平成28年1月末時点)

- 国内線4路線、国際線10路線が就航している。



	就航先	片道概算所要時間(分)
国内線	新千歳	115
	福岡	100
	鹿児島	90
	沖縄	135

	就航先	片道概算所要時間(分)
国際線	ソウル	120
	上海	120
	台北	185
	天津	200
	寧波	180
	南寧	445
	武漢	250
	西安	275
	温州	220
	杭州	210
	南京	190
	塩城	230

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

9

## 1.5 運航状況 (2/2)

### 就航状況 (平成28年1月末時点)

就航先	平成26年度冬 (平成27.1月末)	平成27年度冬 (平成28.1月末)	就航先	平成26年度冬 (平成27.1月末)	平成27年度冬 (平成28.1月末)
新千歳	週7往復	週7往復	ソウル	週3往復	週3往復
福岡	週2.1往復	週2.8往復	上海・武漢	週4往復	週7往復
鹿児島	週7往復	週7往復	台北	週4往復	週4往復
那覇	週7往復	週7往復	天津	週5往復	週3往復
<b>国内計</b>	<b>4路線 週4.2往復</b>	<b>4路線 週4.9往復</b>	寧波	—	週2往復
			武漢・南寧	—	週2往復
			温州	—	週2往復
			杭州	—	週5往復
			南京	—	週2往復
			塩城・海口	—	週2往復
			<b>国際計</b>	<b>4路線 週1.6往復</b>	<b>10路線 週3.2往復</b>

区分	平成26年度冬 (平成27.1月末)	平成27年度冬 (平成28.1月末)
<b>国内・国際 合計</b>	<b>8路線 週5.8往復</b>	<b>14路線 週8.1往復</b>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

10

## 1.6 空港利用実績の推移 (1/5)

### 空港利用実績

		平成21年度 (H21.6.4～)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (～H28.1末)※
着陸回数(回) (旅客便)	国内線	2,776	3,141	2,324	1,952	2,165	2,191	2,046
	国際線	762	985	769	1,051	872	977	1,528
	<b>着陸回数合計</b>	<b>3,538</b>	<b>4,126</b>	<b>3,093</b>	<b>3,003</b>	<b>3,037</b>	<b>3,168</b>	<b>3,574</b>
搭乗者数(人)	国内線	351,577	316,082	266,413	251,329	292,900	305,002	253,148
	国際線	176,285	239,377	145,467	195,426	166,106	244,177	332,448
	<b>搭乗者数合計</b>	<b>527,862</b>	<b>555,459</b>	<b>411,880</b>	<b>446,755</b>	<b>459,006</b>	<b>549,179</b>	<b>585,596</b>
貨物取扱量(t)	国内線 (札幌ANA路線)	49.5	105.8	160	184.5	229.5	249.7	206.1
	国内線 (沖縄ANA路線)	36.5	61.4	216.7	179.2	131.8	101	66
	<b>国内線合計</b>	<b>86</b>	<b>167.2</b>	<b>376.7</b>	<b>363.7</b>	<b>361.3</b>	<b>350.7</b>	<b>272.1</b>
	国際線(上海便)	—	31.9	114.6	166.3	118	191.4	212.2
	国際線(ソウル便)	—	1.9	10.1	21.8	31.3	10.6	3.1
	国際線(台北便)	—	—	—	32.6	105.4	118.6	91.1
	<b>国際線合計</b>	<b>-</b>	<b>33.8</b>	<b>124.7</b>	<b>220.7</b>	<b>254.7</b>	<b>320.6</b>	<b>306.4</b>
	<b>貨物取扱合計</b>	<b>86</b>	<b>201</b>	<b>501.4</b>	<b>584.4</b>	<b>616</b>	<b>671.3</b>	<b>578.5</b>

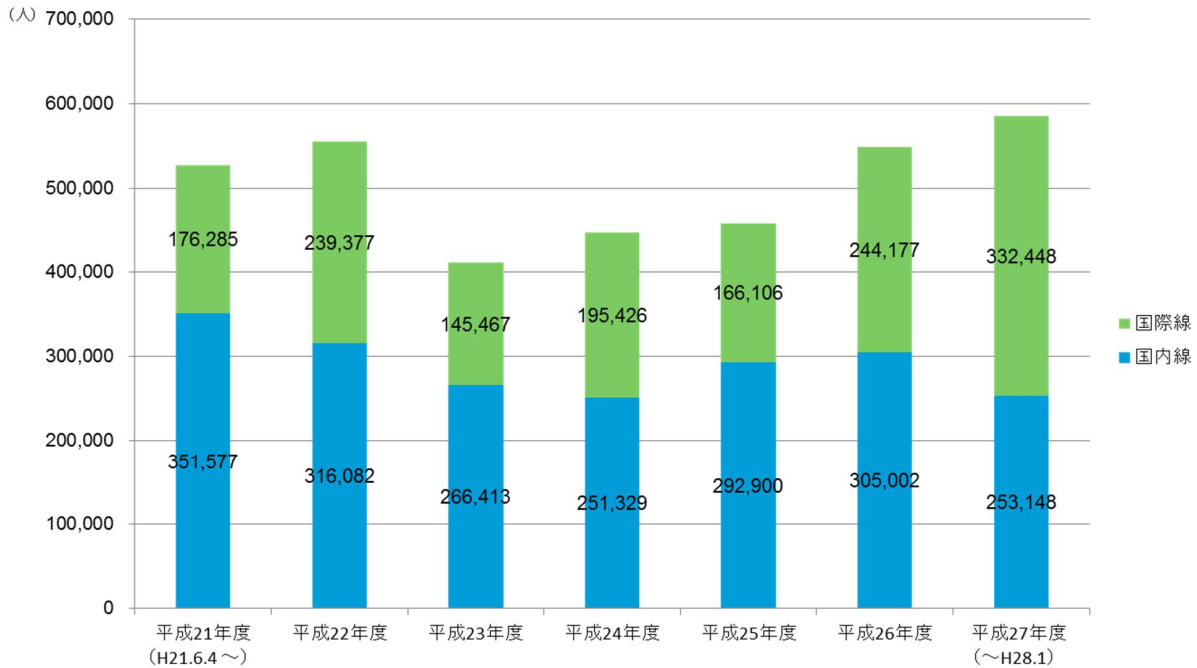
※貨物取扱量はH27.12末時点の実績

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

11

# 1.6 空港利用実績の推移 (2/5)

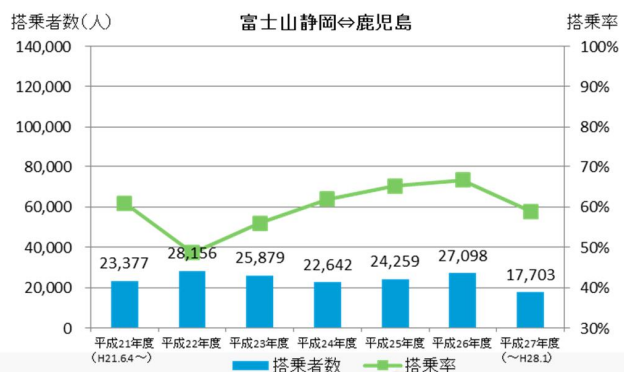
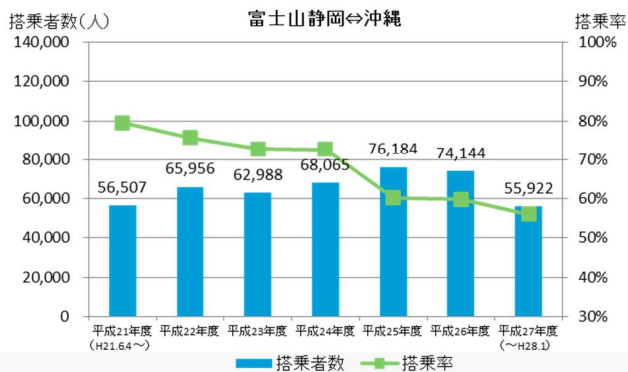
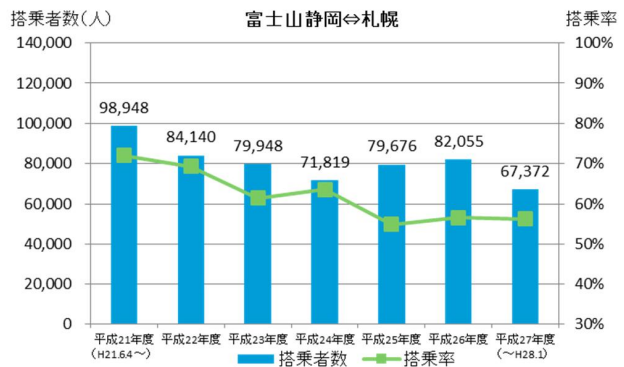
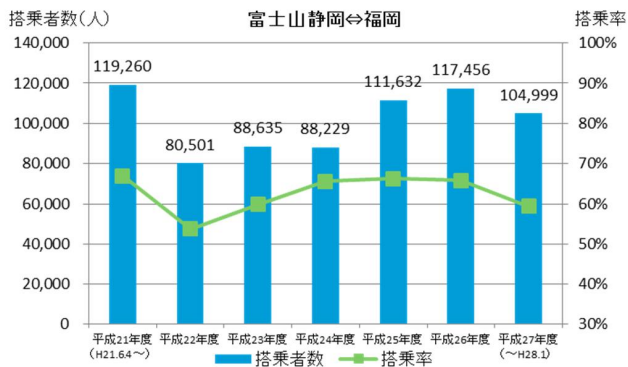
## 国内線・国際線搭乗者数の推移



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

# 1.6 空港利用実績の推移 (3/5)

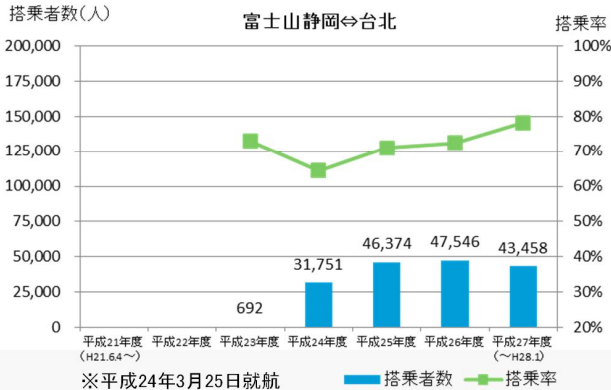
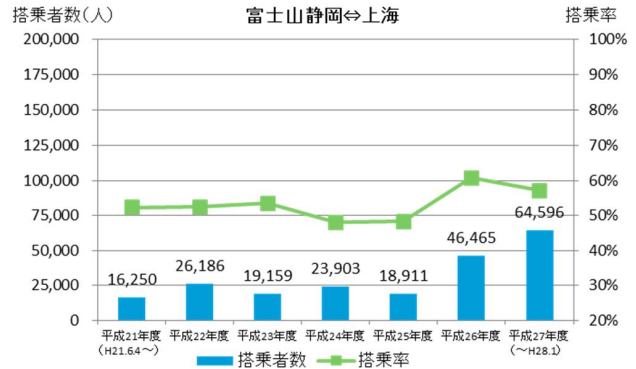
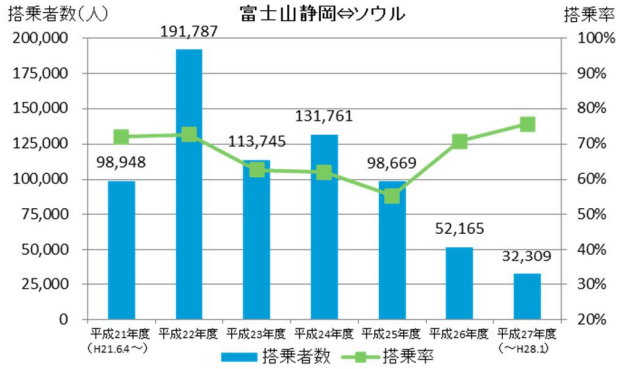
## 国内線定期便主要4路線の搭乗者数及び搭乗率の推移



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

# 1.6 空港利用実績の推移 (4/5)

## 国際線定期便主要3路線の搭乗者数及び搭乗率の推移



~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~



# 1.6 空港利用実績の推移 (5/5)

## 路線別搭乗者数の推移

路線	平成21年度 (H21.6.4~)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (~H28.1)	合計 (搭乗者数 / 搭乗率)
札幌線	98,948人	84,140人	79,948人	71,819人	79,676人	82,055人	67,322人	563,958人 / 61.9%
小松線	34,042人	19,369人	—	—	—	—	—	53,411人 / 40.3%
松本線	—	10,833人	—	—	—	—	—	10,833人 / 47.5%
福岡線	119,260人	80,501人	88,635人	88,229人	111,632人	117,456人	104,999人	710,712人 / 62.7%
熊本線	17,765人	23,625人	7,264人	—	—	—	—	48,654人 / 44.0%
鹿児島線	23,377人	28,156人	25,879人	22,642人	24,259人	27,098人	17,703人	169,114人 / 58.9%
沖縄線	56,507人	65,956人	62,988人	68,065人	76,184人	74,144人	55,992人	459,766人 / 66.7%
チャーター便	1,678人	3,502人	1,699人	574人	1,149人	4,249人	7,152人	20,003人 / 78.2%
<b>国内線</b>	<b>351,577人</b>	<b>316,082人</b>	<b>266,413人</b>	<b>251,329人</b>	<b>292,900人</b>	<b>305,002人</b>	<b>253,148人</b>	<b>2,036,451人 / 61.5%</b>
ソウル線	143,499人	191,787人	113,745人	131,761人	98,669人	52,165人	32,309人	763,935人 / 65.8%
上海・武漢線	16,250人	26,186人	19,159人	23,903人	18,911人	46,465人	64,596人	215,470人 / 54.5%
天津線	—	—	—	—	—	15,757人	53,071人	68,828人 / 80.3%
寧波線	—	—	—	—	—	282人	30,420人	30,702人 / 71.3%
武漢線(直行便)	—	—	—	—	—	—	13,267人	13,267人 / 57.9%
南寧線	—	—	—	—	—	—	7,363人	7,363人 / 60.7%
西安線	—	—	—	—	—	—	11,323人	11,323人 / 68.4%
鄭州線	—	—	—	—	—	—	3,607人	3,607人 / 73.8%
温州線	—	—	—	—	—	—	8,019人	8,019人 / 53.5%
長沙線	—	—	—	—	—	—	5,603人	5,603人 / 63.6%
杭州線	—	—	—	—	—	—	16,910人	16,910人 / 72.5%
南京線	—	—	—	—	—	—	8,185人	8,185人 / 51.4%
塩城線	—	—	—	—	—	—	4,991人	4,991人 / 43.9%
石家荘線	—	—	—	—	—	—	3,084人	3,084人 / 71.2%
合肥線	—	—	—	—	—	—	513人	513人 / 32.9%
台北線	—	—	692人	31,751人	46,374人	47,546人	43,458人	169,821人 / 71.7%
チャーター便	16,536人	21,404人	11,871人	8,011人	2,152人	81,962人	25,729人	167,665人 / 83.5%
<b>国際線</b>	<b>176,285人</b>	<b>239,377人</b>	<b>145,467人</b>	<b>195,426人</b>	<b>166,106人</b>	<b>244,177人</b>	<b>332,448人</b>	<b>1,499,286人 / 66.3%</b>
<b>合計 (利用者数 / 搭乗率)</b>	<b>527,862人 / 65.9%</b>	<b>555,459人 / 61.9%</b>	<b>411,880人 / 62.0%</b>	<b>446,755人 / 63.7%</b>	<b>459,006人 / 60.1%</b>	<b>549,179人 / 67.2%</b>	<b>589,838人 / 63.2%</b>	<b>3,535,737人 / 63.5%</b>

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~





## 1.7 国際線乗継情報 (1/3)

国際線 各都市からの乗り継ぎ例(ソウル経由、平成28年1月時点)

便名	静岡発	ソウル着	運航日
OZ125 NH6945	12時30分	14時50分	月、木、土

静岡からソウル、さらに各都市へ

便名	行先	仁川国際空港発	各地着	運航日
OZ737	シェムリアップ【カンボジア】	19時10分	22時50分	毎日
OZ733	ハノイ【ベトナム】	19時20分	22時10分	毎日
OZ751	シンガポール	16時20分	21時45分	毎日
OZ741	バンコク【タイ】	18時20分	22時10分	毎日
OZ757	コタキナバル【マレーシア】	20時00分	0時22分+1	毎日
OZ761	ジャカルタ【インドネシア】	16時55分	22時15分	毎日
OZ232	ホノルル【ハワイ】	20時00分	9時20分	月、水、木、土、日
OZ272	シアトル【アメリカ】	18時30分	11時10分	毎日

便名	出発地	各地発	仁川国際空港着	運航日
OZ738	シェムリアップ【カンボジア】	23時50分	6時50分+1	水、木、土、日
OZ734	ハノイ【ベトナム】	23時40分	5時35分+1	毎日
OZ752	シンガポール	23時00分	6時15分+1	毎日
OZ742	バンコク【タイ】	23時40分	6時50分+1	毎日
OZ758	コタキナバル【マレーシア】	1時30分	7時30分	毎日
OZ762	ジャカルタ【インドネシア】	23時50分	8時50分+1	毎日
OZ231	ホノルル【ハワイ】	10時50分	17時10分+1	月、水、木、土、日
OZ271	シアトル【アメリカ】	13時00分	18時00分+1	

各都市からソウル経由、静岡へ

便名	ソウル発	静岡着	運航日
OZ126 NH6946	9時35分	11時30分	月、木、土

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

16

## 1.7 国際線乗継情報 (2/3)

国際線 各都市からの乗り継ぎ例(上海経由、平成28年1月時点)

便名	静岡発	上海着	運航日		
MU2020 JL5647	15時40分	17時20分	毎日運航		
便名	静岡出発時刻	上海着	上海発	武漢着	運航日
MU2020	15時40分	17時20分	18時25分	20時30分	毎日運航

静岡から上海、さらに各都市へ

便名	行先	上海浦東国際空港発	各地 到着時間	運航日
MU547	バンコク【タイ】	21時40分	0時55分+1	毎日
MU281	ホーチミン【ベトナム】	22時20分	1時25分+1	毎日
MU543	シンガポール	23時50分	5時20分+1	毎日
MU553	パリ【フランス】	0時05分	5時30分	毎日
MU219	フランクフルト【ドイツ】	0時20分	5時10分	毎日
MU561	シドニー【オーストラリア】	20時20分	10時00分+1	毎日
MU725	香港【中国】	21時10分	23時35分	毎日

便名	出発地	各地発	上海浦東国際空港着	運航日
MU548	バンコク【タイ】	1時55分	7時05分	毎日
MU282	ホーチミン【ベトナム】	2時25分	7時05分	毎日
MU544	シンガポール	0時55分	6時25分	毎日
MU554	パリ【フランス】	12時25分	7時00分+1	毎日
MU220	フランクフルト【ドイツ】	13時35分	7時00分+1	毎日
MU562	シドニー【オーストラリア】	12時00分	19時20分	毎日
MU726	香港【中国】	7時30分	9時50分	毎日

各都市から上海経由、静岡へ

便名	上海発	静岡着	運航日		
MU2019 JL5646	11時20分	14時45分	毎日運航		
便名	武漢出発時刻	上海着	上海発	静岡着	運航日
MU2019	8時50分	10時15分	11時20分	14時45分	毎日運航

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

17

# 1.7 国際線乗継情報 (3/3)

国際線 各都市からの乗り継ぎ例(台北経由、平成28年1月時点)

便名	静岡発	台北着	運航日
CI169	18時50分	21時45分	火、金
	19時40分	22時35分	木、日



静岡から台北、さらに各都市へ

便名	出発地	台北発	各地着	運航日(台北発便)
CI002	ホノルル【アメリカ】	23時45分	14時30分	木(~1/23)
		23時30分	14時15分	木(1/24~)
CI032	バンクーバー【カナダ】	23時40分	18時10分	火、水、木、金、日(~3/12)
			19時10分	火、水、木、金、日(3/13~)
CI008	ロサンゼルス【アメリカ】	23時50分	19時25分	毎日(~3/12)
			20時25分	毎日(3/13~)
CI061	フランクフルト【ドイツ】	23時25分	6時25分+1	火、木、金、土、日
CI051	シドニー【オーストラリア】	23時00分	11時20分+1	火、水、金、日

便名	出発地	各地発	台北着	運航日(台北着便)
CI001	ホノルル【アメリカ】	0時25分	6時00分+1	月、金
		0時30分	5時30分+1	月、水、木、金、土(~1/15)
CI031	バンクーバー【カナダ】	0時40分	5時30分+1	月、水、木、金、土(1/16~3/12)
		1時40分	5時30分+1	月、水、木、金、土(3/13~)
CI007	ロサンゼルス【アメリカ】	23時05分	5時50分+1	毎日(~1/15)
		23時25分	5時50分+1	毎日(1/16~3/12)
CI062	フランクフルト【ドイツ】	0時25分	5時50分+1	毎日(3/13~)
		10時40分	6時10分+1	月、水、金、土、日
CI052	シドニー【オーストラリア】	22時10分	4時30分+1	月、水、木、土



各都市から台北経由、静岡へ

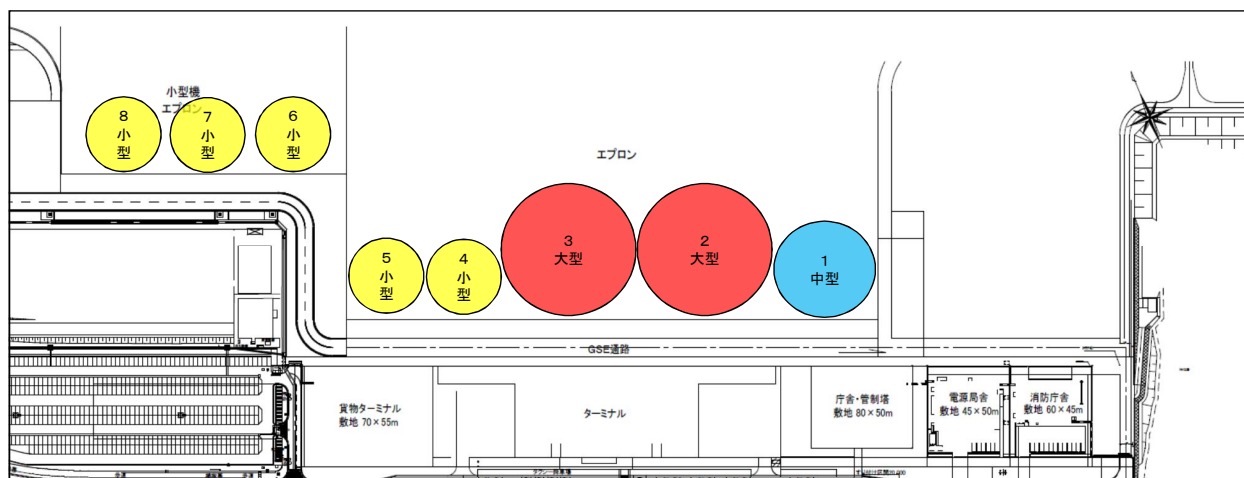
便名	台北出発時刻	静岡到着時刻	運航日
CI168	14時20分	18時00分	火、金
	15時00分	18時40分	木、日

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~



# 1.8 スポット調整表 (1/8)

富士山静岡空港スポット配置図



~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~



# 1.8 スポット調整表 (2/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(月曜日)														備考																			
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	備考		
1									<b>A320</b> 11:30 AMR25 ソウル	<b>A321</b> 12:30 AMR25 ソウル								<b>B737</b> 16:05 CDB011 武漢															
2	<b>E170</b> 7:45 FDA141 福岡															<b>B738</b> 14:45 CDB049 上海	<b>B738</b> 15:40 CDB000 上海				<b>A320</b> 17:30 CDB069 杭州		<b>A320</b> 18:30 CDB070 杭州						<b>E170</b> 21:10 FDA150 福岡				
3	<b>E170</b> 9:00 FDA143 福岡							<b>E170</b> 11:20 FDA142 福岡	<b>E170</b> 11:45 FDA133 鹿児島	<b>B738</b> 12:25 ANA102 那覇	<b>B738</b> 13:05 ANA103 那覇						<b>B738</b> 15:25 ANA104 那覇	<b>B738</b> 16:10 ANA101 那覇	<b>E170</b> 17:00 FDA146 福岡	<b>E170</b> 17:30 FDA149 福岡						<b>E170</b> 20:10 FDA148 福岡							
4																		<b>E170</b> 15:25 FDA134 鹿児島	<b>E170</b> 15:55 FDA147 福岡														
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.8 スポット調整表 (3/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(火曜日)														備考																			
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	備考		
1												<b>A320</b> 12:40 CDB009 那覇	<b>A320</b> 13:40 CDB000 那覇									<b>B738</b> 18:00 CAL188 台北		<b>B738</b> 18:50 CAL189 台北									
2	<b>E170</b> 7:45 FDA141 福岡								<b>A320</b> 11:40 CDB011 南京	<b>A320</b> 12:40 CDB072 南京						<b>B738</b> 14:45 CDB049 上海	<b>B738</b> 15:40 CDB000 上海													<b>E170</b> 21:10 FDA150 福岡			
3	<b>E170</b> 9:00 FDA143 福岡							<b>E170</b> 11:20 FDA142 福岡	<b>E170</b> 11:45 FDA133 鹿児島	<b>B738</b> 12:25 ANA102 那覇	<b>B738</b> 13:05 ANA103 那覇						<b>B738</b> 15:25 ANA104 那覇	<b>B738</b> 16:10 ANA101 那覇	<b>E170</b> 17:00 FDA146 福岡	<b>E170</b> 17:30 FDA149 福岡						<b>E170</b> 20:10 FDA148 福岡							
4																		<b>E170</b> 15:25 FDA134 鹿児島	<b>E170</b> 15:55 FDA147 福岡														
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.8 スポット調整表 (4/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(水曜日)														備考																			
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	備考		
1																14:45 CS2014	15:40 CS2016									19:40 CS2015	20:40 CS2016						
2		7:45 FDA141 福岡						11:10 CS2023	11:30 CS2023	12:10 CS2024														18:30 GCR795	19:30 GCR796			21:10 FDA150 福岡					
3		9:00 FDA143 福岡						11:20 FDA142	11:45 FDA173	12:25 ANA122	13:05 ANA123					15:25 ANA124	16:10 ANA125	17:00 FDA146			17:30 FDA145					20:10 FDA145							
4																15:25 FDA134	15:55 FDA147																
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.8 スポット調整表 (5/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(木曜日)														備考																		
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	備考	
1									11:30 ANA121	12:30 ANA122								16:15 CS169	17:15 CS169				18:40 CAL165	19:40 CAL166								
2		7:45 FDA141 福岡														14:45 CS2014	15:40 CS2016					17:40 CS209	18:40 CS210					21:10 FDA150 福岡				
3		9:00 FDA143 福岡						11:20 FDA142	11:45 FDA173	12:25 ANA122	13:05 ANA123					15:25 ANA124	16:10 ANA125	17:00 FDA146			17:30 FDA145					20:10 FDA145						
4																15:25 FDA134	15:55 FDA147															
5																																
6																																
7																																
8																																

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.8 スポット調整表 (6/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(金曜日)														備考																			
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	備考		
1												A320 12:40 13:40 CE2009 CE2000 寧波 寧波							B737 16:05 17:05 GCR911 GCR910 武漢 武漢			B738 18:00 18:50 CAL188 CAL189 台北 台北											
2	E170 7:45 FDA141 福岡								A320 11:40 12:40 CE2011 CE2012 南京 南京							B738 14:45 15:40 GCR911 GCR910 上海 上海					A320 17:30 18:30 GCR913 GCR914 天津 天津								E170 21:10 FDA150 福岡				
3		E170 9:00 FDA143 福岡							E170 11:20 11:45 FDA142 FDA143 福岡 鹿児島		B738 12:25 13:05 ANA302 ANA303 那覇 那覇						B738 15:25 16:10 17:00 ANA104 ANA105 那覇 那覇			E170 17:30 FDA145 福岡								E170 20:10 FDA146 福岡					
4																	E170 15:25 15:55 FDA134 FDA147 鹿児島 福岡																
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.8 スポット調整表 (7/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(土曜日)														備考																			
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	備考		
1																	B738 14:45 15:40 GCR911 GCR910 上海 上海																
2	E170 7:45 FDA141 福岡									A320 A321 11:30 12:30 AMP10 AMP15 ソウル ソウル												A320 18:30 19:30 GCR913 GCR914 天津 天津						E170 21:10 FDA150 福岡					
3		E170 9:00 FDA143 福岡							E170 11:20 11:45 FDA142 FDA143 福岡 鹿児島		B738 12:25 13:05 ANA302 ANA303 那覇 那覇						B738 15:25 16:10 17:00 ANA104 ANA105 那覇 那覇			E170 17:30 FDA145 福岡								E170 20:10 FDA146 福岡					
4																	E170 15:25 15:55 FDA134 FDA147 鹿児島 福岡																
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.8 スポット調整表 (8/8)

## 富士山静岡空港スポット調整表

2016年1月 基本(日曜日)														備考																	
スポット	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	
1								A320(1/10~)	11:10 12:10 CES2025 杭州	12:00 12:10 CES2026 杭州							A319/A320	16:15 17:15 CSJ489 塩城	17:00 17:15 CSJ490 塩城			B738	18:40 19:40 CAL168 台北	19:00 19:40 CAL169 台北							
2	E170	7:45 FDA141 福岡														B738	14:45 15:40 CSJ2019 上海	15:00 15:40 CSJ2020 上海			A320	17:40 18:40 CSJ2069 杭州	18:00 18:40 CSJ2070 杭州			B738	19:40 20:40 CSJ2068 温州	20:00 21:10 FDA150 温州	E170	21:30 FDA151 福岡	
3			E170	9:00 FDA143 福岡				E170	11:20 FDA142 福岡	11:45 FDA173 鹿児島	B738	12:25 ANA1202 那覇	13:05 ANA1203 那覇				B738	15:25 ANA1204 那覇	16:10 ANA1205 那覇	17:00 FDA146 福岡			E170	17:30 FDA145 福岡				E170	20:10 FDA144 福岡		
4																	E170	15:25 FDA134 鹿児島	15:55 FDA147 福岡												
5																															
6																															
7																															
8																															

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.9 運用時間外の発着実績

## 運用時間外発着推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度※	合計
出発回数	2	9	3	16	2	10	16	58
到着回数	9	23	11	7	31	28	6	115
発着計	11	32	14	23	33	38	22	173
日数	10	25	14	22	33	37	20	161

※平成27年度は27年12月実績まで

出発	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度※
0時							
1時							
2時							
3時							
4時							
5時							
6時							
19時							
20時	1	9	2	12	1	8	7
21時	1		1	4	1	2	7
22時							2
23時							
合計	2	9	3	16	2	10	16

到着	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度※
0時							
1時							
2時							
3時							
4時							
5時							
6時							
19時							
20時	8	20	6	6	28	26	4
21時	1		4	1	3	2	1
22時		3					1
23時			1				
合計	9	23	11	7	31	28	6

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

# 1.10 管制上の主な制約

## 管制上の主な制約

項目	内容
管制自体に関する制約	・特になし
空港施設による制約	・特になし
騒音対策上の制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音対策上の理由から、原則として、タッチアンドゴー、ローアプローチなどの訓練による使用は制限されている。</li> <li>・すべてのジェット機に対して、空港周辺における航空機騒音軽減のため、運航の安全に支障のない範囲で、以下の方式が設定される。ただし、これらの方式によることができない航空機は実効的にこれらと同等と認められる代替方式を実施するものとする。</li> <li>(1) 離陸について(滑走路12/30) 急上昇方式</li> <li>(2) 着陸について(滑走路12/30) 低フラップ角着陸方式</li> <li>(3) リバース・スラストについて なし</li> </ul> ※以上は「AIP JAPAN」に明記
自衛隊との取り決めに基づく制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡空港を出発／到着するVFRによる航空機は、隣接する静岡飛行場の航空機との輻輳を避けるため、安全上やむをえない場合を除き、着陸図に示すルートを飛行すること。また、場周経路は、回転翼航空機を除き、原則として南側を使用すること。回転翼航空機が北側の場周経路を使用する場合は、静岡管制圏に入域しないよう留意すること。</li> </ul> ※以上は「AIP JAPAN」に明記

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

28

# 1.11 環境対策上の主な制約 (1/2)

## 環境対策上の主な制約

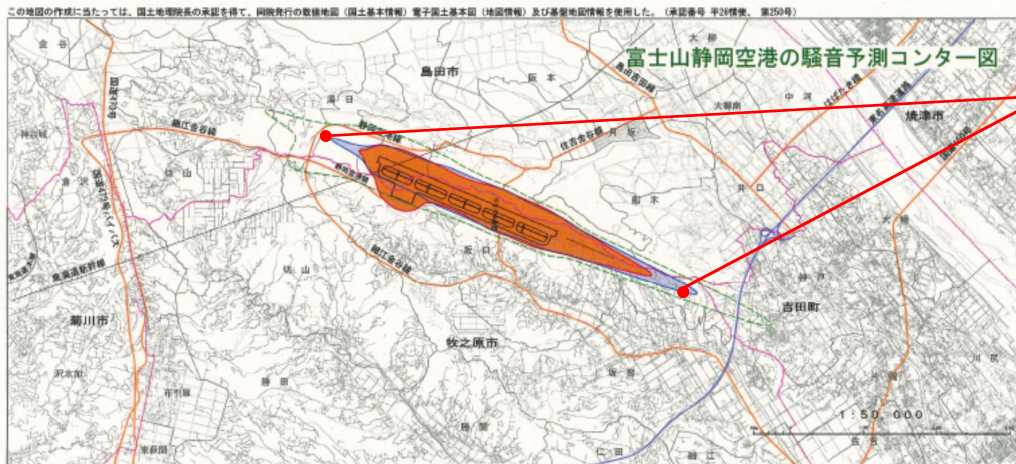
項目	内容
県、地元市町（島田市、牧之原市、吉田町）、空港関係団体による「航空機騒音対策事業にかかる協定書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機騒音対策事業の実施</li> <li>・航空機騒音の測定</li> <li>・空港運用時間 (7時～22時・臨時延長可)</li> <li>・航空機騒音測定結果、空港運用時間臨時延長実績の情報提供</li> </ul> 
富士山静岡空港に係る環境監視計画 (平成26年度～平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全目標</li> <li>航空機騒音：Lden 57dB以下</li> <li>道路交通騒音環境基準：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下</li> <li>道路交通振動要請限度：昼間 70dB、夜間 65dB</li> <li>浄化槽放流水：BOD 10mg/L以下、SS 20mg/L以下、T-N 20mg/L以下、T-P 2mg/L以下</li> <li>河川水：BOD 3mg/L以下、SS 25mg/L、T-N・T-P 現状の水質を著しく悪化させないこと</li> <li>調節池下流河川（工事中）：SS 100mg/L</li> <li>電波障害：空港の利用による電波障害への影響を最小化</li> <li>低周波音：地域住民が日常生活において支障がない程度</li> <li>植物・動物：空港用地内の適正な管理により、貴重種の保全、多様な生物生息環境の保全に努める</li> </ul>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

29

# 1.11 環境対策上の主な制約 (2/2)

## 富士山静岡空港の騒音予測コンター図



航空機騒音測定施設

### Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

Ldenとは、1日の間に観測された航空機騒音のすべての騒音量を合計し、1秒あたりの平均値として表したものです。なお、時間帯による感じ方の違いを考慮するため、夕方、夜間などに発生した騒音には重みが加算されます。航空機騒音の予測を行うための単位として用いられています。国は環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準として、次のとおり定めています。

地域の類型	旧基準値(MEOPNL)	新基準値(Lden)
車ら自動車等に誘われる地域	70以下	57dB以下
上記以外の地域で夜間騒音の発生を防止する必要がある地域	75以下	62dB以下

\* H25/4/1改正

### 騒音予測コンター作成条件

\* 主要な運航想定

路線	H25機数	想定機数	想定参考機種
札幌	7~11往復/週	10往復/週	ERJ175, 175
福岡	3往復/日	4往復/日	B737-800
鹿児島	3~7往復/週	1往復/日	
沖縄	1往復/日	1往復/日	
北海道、九州等	—	1往復/日	
ソウル	0往復/週	11往復/週	A320
上海・武漢	2往復/週	4往復/週	B777-300
台北	4往復/週	1往復/日	

\* 利用者：70万人/年

\* 運用時間：7時00分～22時00分(15時間)

\* 進入・出発方向(H22/4/1～H26/3/31までの実績)

風上	南往(北北の風)	南往(東南の風)
31%	7%	—
風下	北往(北北の風)	北往(東南の風)
33%	67%	—

(注1) 騒音予測コンター図とは、Lden, MEOPNLの値が同じになる地点を線で結んだ図。

(注2) 不定期便(チャーター等)の運航を含めて騒音予測コンター図を作成

### 凡例

空港着陸帯・誘導路・エプロン	
騒音予測コンター-Lden57dB	
騒音予測コンター-MEOPNL70	
* 旧予測コンター図	
騒音予測コンター-MEOPNL70	

\* 利用者：152万人/年

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

# 1.12 現在の空港利用促進の状況 (1/2)

## 富士山静岡空港利用促進協議会の概要

(平成27年6月現在)

区分	内容
目的	民間団体、行政機関、企業等が一体となって、富士山静岡空港の利用の促進、需要の拡大を図り、空港を活用した静岡県の産業経済の活性化や地域の発展等を図る。
会長	(一社) 静岡県商工会議所連合会会長
構成員	県内の民間団体、企業、行政機関等 192団体 (経済団体、観光団体、旅行会社、富士山静岡空港株式会社、県、市町、市町議会等)
事務局	(一社) 静岡県商工会議所連合会
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就航促進・利用拡大事業 (定期路線の安定的な需要確保、新規路線の誘致、アウトバウンド利用促進、インバウンド利用促進)</li> <li>○教育旅行促進事業 (教育旅行における航空機利用の促進)</li> <li>○自治体空港利活用促進事業 (市町・地域団体等と連携した空港利活用促進)</li> <li>○産業交流促進事業 (就航先との産業交流活性化)</li> <li>○広報事業 (会員を通じた利用促進PR、県内・隣接県・就航先を対象とする利用促進PR)</li> <li>○富士山静岡空港利用促進事業 (利用者、旅行会社等に対する支援策の実施)</li> <li>○関係機関への要望等</li> </ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年10月31日 静岡空港建設促進協議会として発足</li> <li>・平成18年6月13日 富士山静岡空港就航促進協議会に改組</li> <li>・平成20年12月17日 富士山静岡空港利用促進協議会に改組</li> </ul>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



## 1.12 現在の空港利用促進の状況（2/2）

### 富士山静岡空港航空貨物利用促進協議会の概要

（平成27年8月現在）

区分	内容
目的	富士山静岡空港における航空貨物利用を官民一体となって促進し、富士山静岡空港の物流拠点化を図ることにより、県勢の一層の発展に寄与することを目的とする。
会長	（一社）静岡県商工会議所連合会会長
構成員	県内の民間団体、企業、行政機関 23団体 （経済団体、物流関係企業、航空会社、富士山静岡空港株式会社、県）
事務局	静岡県文化・観光部空港振興局空港利用促進課
実施事業	○航空貨物トライアル輸送事業 （貨物輸送の支援） ○県内エアポートセールス （経済団体と連携した説明会、企業や農業団体等への訪問） ○県外エアポートセールス （イベント等へのPR出展、企業や農業団体等への訪問） ○海外エアポートセールス （県海外駐在員事務所等と連携したエアポートセールス）
経緯	・平成21年4月16日 静岡経済同友会からの提言を受けて発足

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

32

## 2 空港運営事業

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

33

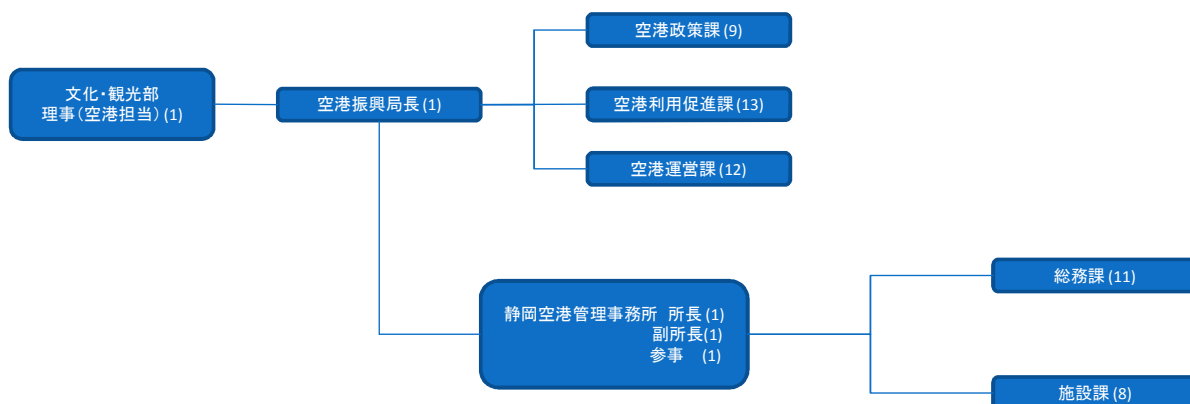
## 2.1 事業情報 (空港運営事業)

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

34

### 2.1.1 県組織の状況

平成27年度富士山静岡空港関連県組織図 (括弧内の数字は人数)



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

35

## 2.1.2 県業務の概要 (1/8)

### 空港振興局 組織別主要業務内容

組織	業務内容
空港政策課	(経営企画班) 1.公共施設等運営権の導入の検討に関する事 2.空港の長期計画に関する事 3.空港収支、経済波及効果に関する事 4.空港のマーケティングに関する事 5.新たな運営体制構築等に係る富士山静岡空港株との調整に関する事 6.空港周辺地域の計画や構想に関する事 7.新駅期成同盟会に関する事 (政策推進班) 1.二次交通(空港アクセス)の向上に関する事 2.ビジネスジェットの誘致・利用促進に関する事 3.空港管制機能の向上に関する事 4.空港整備に係る住民訴訟に関する事 5.空港周囲部の制限表面の管理に関する事 6.空港振興局内の取りまとめに関する事 7.庁内各種会議に関する事 8.航空関係各種団体との連絡調整に関する事 9.空港建設基金の管理に関する事 (課内共通業務) 1.議会に関する事 2.予算及び決算に関する事 3.経理事務・物品管理に関する事 4.文書管理に関する事 5.総合計画等県計画に関する事 6.県民のこえに関する事 7.情報公開に関する事 8.施策展開表に関する事 9.課業務の広報に関する事 10.各種調査及び照会への対応に関する事 11.理事、局長の日程調整に関する事 12.局内他課に属さない事項

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

36

## 2.1.2 県業務の概要 (2/8)

### 空港振興局 組織別主要業務内容

組織	業務内容
空港利用促進課	(利用促進班) 1.班の総括及び業務スケジュール管理に関する事 2.課内の総務関係(議会、予算等)事務に関する事 3.課内の予算・決算・監査等、会計事務に関する事 4.課内の情報公開事務の取りまとめに関する事 5.利用促進(ロードマップ)に係る進捗管理に関する事 6.新規路線誘致に係る国内路線誘致に関する事 7.富士山静岡空港利用促進協議会に関する事 8.支援策に関する事 9.利用促進広報に関する事 10.イベントに関する事(300万人記念、開港6周年事業を含む。) 11.定期便航空会社に関する事 12.地方航空路線活性化プログラムに関する事 13.空港貨物物流戦略の推進に関する事 14.空港貨物利用促進協議会に関する事 15.ビジネス需要の拡大に関する事 16.航空保安関係事業費の助成に関する事 17.空港アドバイザーの執務に関する事 18.施策展開表に関する事 19.事業仕分けに関する事 20.班所管業務に係る県民のこえに関する事 21.班所管業務に係る予算・決算・監査に関する事 22.班所管業務の総合計画進捗調査等に関する事 23.班所管業務に係る文書管理に関する事

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

37

## 2.1.2 県業務の概要 (3/8)

### 空港振興局 組織別主要業務内容

組織	業務内容
空港利用促進課	(就航促進班) 1. 班の総括及び業務スケジュール管理に関する事 2. 課内の企画調整の事務に関する事 3. 新規路線誘致戦略の策定に関する事 4. 中華航空及び就航路線の送客・誘客に関する事 5. 天津航空及び就航路線の送客・誘客に関する事 6. 北京首都航空及び就航路線の送客・誘客に関する事 7. 中国南方航空及び就航路線の送客・誘客に関する事 8. アシアナ航空及び就航路線の送客・誘客に関する事 9. 中国東方航空及び就航路線の送客・誘客に関する事 10. 大韓航空に関する事 11. 富士山静岡空港利用促進協議会 12. LCCの誘致に関する事 13. 中国路線誘致に関する事(LCCを除く) 14. その他アジア路線誘致に関する事 15. 就航先の来訪団の対応に関する事 16. チャーター便に関する事 17. ターミナルビル使用料補助に関する事 18. 就航関係資料等の作成に関する事 19. 県議会に関する事 20. 施策展開表に関する事 21. 班所管事業に係る予算・決算・監査に関する事 22. 班所管事業に係る県民のこえに関する事 23. 班所管事業に係る文書管理に関する事

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

38

## 2.1.2 県業務の概要 (4/8)

### 空港振興局 組織別主要業務内容

組織	業務内容
空港運営課	(運営班) ・空港の管理運営関係 1. 空港の管理運営に関する事 2. 指定管理者に関する事 3. 空港運営のルールに関する事 4. 安全・安心の確保に関する事 5. 空港運営にかかる他課等との連携・調整  ・空港の利便性向上関係) 6. 路線誘致に関する事(PT対応) 7. 旅客ターミナルビル等に関する事 8. 空港アクセスに関する事(PT対応を含む) 9. 富士山静岡空港線との連携・調整に関する事  ・空港機能の高度化関係 10. 空港施設の整備に関する事 11. 空港の長期展望の検討に関する事

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

39

## 2.1.2 県業務の概要 (5/8)

### 空港振興局 組織別主要業務内容

組織	業務内容
空港運営課	<p>(地域連携班)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港機能の高度化関係</li> <li>1.地元との連携促進に関する事</li> <li>2.空港管理事務所との連絡調整に関する事</li> <li>3.空港における防災訓練に係る連絡調整に関する事</li> <li>4.空港周辺的环境保全対策に関する事</li> <li>5.空港の運用時間の延長に関する事(PT対応を含む)</li> <li>6.静岡空港建設基金(空港隣接地域賑わい空間創生事業費)に関する事</li> <li>7.空港関連農地に関する事</li> <li>8.空港周囲部の利活用に関する事</li> <li>9.空港広報に関する事(PT対応)</li> </ul> <p>(その他課内共通業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.議会に関する事</li> <li>2.予算及び決算に関する事</li> <li>3.会計検査に関する事</li> <li>4.空港管理事務所が執行する工事等の検査に関する事</li> <li>5.各種調査及び照会への対応に関する事</li> <li>6.文書管理に関する事</li> <li>7.県民のこえに関する事</li> <li>8.情報公開に関する事</li> <li>9.情報の収集、整理、分析に関する事</li> <li>10.施策展開表に関する事</li> <li>11.課業務の広報に関する事</li> <li>12.各種会議に関する事(土木関連)</li> <li>13.各種団体にに関する事(土木関連)</li> <li>14.道路協会に関する事</li> <li>15.技術指針・基準・電算システム等に関する事</li> <li>16.国庫補助事業に関する事</li> <li>17.文化・観光部資格委員会に関する事</li> <li>18.住民訴訟に関する事(空港政策課 兼務)</li> </ul>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

40

## 2.1.2 県業務の概要 (6/8)

### 静岡空港管理事務所 組織別主要業務内容

組織	業務内容
総務課 (総務班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.所長の特命事項に関する事</li> <li>2.関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3.航空機の受入に関する事</li> <li>4.空港職員の人材育成及び管理事務所職員の職場研修(OJT)に関する事</li> <li>5.空港の管理運営業務全般に係る助言、指導に関する事</li> <li>6.空港保安管理規定、空港運営業務マニュアルの改訂等の取りまとめに関する事</li> <li>7.空港保安対策に関する事</li> <li>8.空港内の防災対策に関する事</li> <li>9.飛行場安全管理システムの導入に関する事</li> <li>10.空港条例に基づく許可等に関する事(航空機給油施設の使用承認に関する事を除く。)</li> <li>11.空港条例に基づく使用料の徴収に関する事</li> <li>12.運用監視業務に関する事</li> <li>13.指定管理者に関する事</li> <li>14.空港本体部の公有財産の管理に関する事</li> <li>15.空港ターミナルビルの防火管理に関する事</li> <li>16.空港の広報に関する事</li> <li>17.賓客対応に関する事</li> <li>18.統計、業務記録に関する事</li> <li>19.各種会議の開催に関する事</li> <li>20.人事及び服務に関する事</li> <li>21.給与、福利厚生等に関する事</li> <li>22.文書管理及び情報公開に関する事</li> <li>23.研修に関する事</li> <li>24.防災計画に関する事</li> <li>25.予算の執行並びに決算に関する事</li> <li>26.公用車の調達及び管理に関する事</li> <li>27.歳入歳出外現金に関する事</li> <li>28.監査に関する事</li> <li>29.出納に係る検査に関する事</li> <li>30.その他の総務事務に関する事</li> </ul>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

41

## 2.1.2 県業務の概要 (7/8)

### 静岡空港管理事務所 組織別主要業務内容

組織	業務内容
総務課(地域環境班)	(管理担当) 1.本庁空港振興局との連絡調整に関する事 2.周辺部制限表面に係る物件の管理及び補償に関する事 3.航空機騒音対策等に関する事 4.周辺部の環境監視/パトロール、現地管理等に関する事 5.賑わいづくり創出事業に関する事 6.周辺地権者、元地権者との協議に関する事 7.各地区空港対策協議会等との連絡調整に関する事 8.空港周辺部の公有財産管理に関する事 9.予算の執行管理に関する事 10.監査に関する事 11.文書管理に関する事 12.その他の管理事務に関する事 (環境担当) 1.環境関係 2.環境関係の工事に関する事 3.農業対策に関する財産管理関係

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

42

## 2.1.2 県業務の概要 (8/8)

### 静岡空港管理事務所 組織別主要業務内容

組織	業務内容
施設課(土木施設班)	1.空港土木施設に関する事 2.盛土動態観測調査に関する事 3.制限区域内の安全管理に関する事 4.エプロンの運用に関する事 5.障害物管理に関する事 6.鳥獣防除に関する事 7.空港周辺部の維持管理に関する事 8.土木施設の工事・委託の指名参考意見表に関する事 9.予算の執行管理に関する事 10.監査に関する事 11.文書管理に関する事
施設課(航空灯火班)	1.航空灯火等施設に関する事 2.自家用電気工作物(航空灯火用受配電設備・予備発電設備・その他電気設備)に関する事 3.航空灯火施設、自家用電気工作物の安全管理に関する事 4.構内道路・駐車場照明施設等に関する事 5.保安対策設備に関する事 6.無線設備に関する事 7.浄化槽施設に関する事(大規模修繕等に関する事) 8.旅客ターミナルビル増改築に係るライフライン工事の調整に関する事(土木工事を除く) 9.指定管理者の指導監督(航空灯火班所掌事務)に関する事 10.航空機給油施設に関する事(大規模修繕に関する事) 11.予算の執行管理に関する事 12.監査に関する事 13.文書管理に関する事
施設課共通	1.航空情報の通報に関する事 2.旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、石雲院展望デッキ等に関する事(運用に関する事を除く) 3.駐車場及び乗降場に関する事(運用に関する事を除く。) 4.空港内工事に関する事 5.空港内整備工事に関する事 6.空港周辺部・調節池地すべり調査/パトロール 7.総務課執行工事及び施設課執行工事の検査に関する事 8.飛行場に係る定期検査に関する事 9.施設課の工事・委託の指名参考意見表に関する事

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

43

## 2.1.3 富士山静岡空港の管理運営に係る県収支(1/2)

収益費用	主な勘定科目	摘要
営業収益	着陸料等収入	着陸料、停留料を計上
	土地使用料等収入	土地建物使用料、給油施設使用料、浄化槽使用料等を計上
	PTB貸付料収入	ビル会社への貸付料を計上
	旅客ターミナルビル等利用料金納入金	指定管理者の収入となっている旅客ターミナルビル等の利用料金に対する県への納入金を計上
営業費用	空港管理費等	滑走路・エプロン等施設の空港関連施設の維持補修・管理費等を計上 平成26年度以降は、ビル施設に係る維持補修・管理費等も含まれる
	人件費	空港管理事務所職員の給与、諸手当、共済負担金を計上
	空港整備経費	空港整備事業費のうち、資産化されない委託料等事業経費を計上
	減価償却費	空港管理事務所が管理する耐用年数1年以上かつ取得価格20万円以上の建物、工作物、備品に係る減価償却費を計上(旅客ターミナルビルを含む)
営業外収益	航空機燃料譲与税	県収入となっている航空機燃料譲与税を計上
	地方交付税相当額	県債利子支払額に対する地方交付税相当額を計上
	空港整備事業費補助金	空港整備事業費の財源となっている国補助金を計上
	地域活性化・公共投資臨時交付金	空港整備事業費の財源となっている国交付金を計上
営業外費用	支払利息	空港本体整備事業費及び空港関連施設整備事業費に係る県債利子支払額を計上

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

44

## 2.1.3 富士山静岡空港の管理運営に係る県収支(2/2)

### 空港管理運営及び空港整備に係る企業会計の考え方を取り入れた収支

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業収益	218,950	240,515	134,020	131,335	135,857	215,962
着陸料等収入	181,046	194,545	94,568	91,792	95,503	103,022
土地使用料等収入	37,904	45,970	39,452	39,543	40,354	42,455
PTB貸付料収入	0	0	0	0	0	16,219
旅客ターミナルビル等利用料金納入金	0	0	0	0	0	54,266
営業費用	1,614,146	1,661,419	1,628,173	1,653,221	1,641,572	1,840,730
空港管理費等	503,527	523,341	525,081	525,351	518,744	595,073
人件費	140,741	149,814	154,047	152,130	145,744	131,530
空港整備経費	46,032	51,869	11,646	1,200	0	128,844
減価償却費	923,846	936,395	937,399	974,540	977,084	985,283
営業利益(損失)	△ 1,395,196	△ 1,420,904	△ 1,494,153	△ 1,521,886	△ 1,505,715	△ 1,624,768
営業外収益	103,601	148,021	88,511	81,291	80,395	84,062
航空機燃料譲与税	8,789	13,644	11,050	8,152	9,443	15,527
地方交付税相当額	85,818	86,206	76,373	72,755	70,342	68,408
空港整備事業費補助金	0	0	683	0	0	0
地域活性化・公共投資臨時交付金	8,731	47,869	0	0	0	0
雑収入	263	302	405	384	610	127
営業外費用	310,078	294,456	291,820	288,577	275,986	269,633
支払利息	310,078	294,456	291,820	288,577	275,986	269,633
経常損益	△ 1,601,673	△ 1,567,339	△ 1,697,462	△ 1,729,172	△ 1,701,306	△ 1,810,339

※ 平成26年度の空港整備経費の額には、平成27年度への繰越事業費(90,194千円)が含まれている。  
計上額の内訳等の詳細情報は、次ページ以降を参照のこと。

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

45

## 2.1.4 着陸料等収入(1/4)

### 着陸料収入内訳

(単位:千円)

路線	航空会社	主な機材	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
札幌	全日本空輸	B737-800						
	フジドリームエアラインズ	E170/175						
	日本航空	MD-90						
福岡	フジドリームエアラインズ	E170/175						
	日本航空	MD-90						
鹿児島	フジドリームエアラインズ	E170/175						
沖縄	全日本空輸	B737-800						
小松	フジドリームエアラインズ	E170/175						
松本	フジドリームエアラインズ	E170/175						
熊本	フジドリームエアラインズ	E170/175						
国内線チャーター								
ソウル	アジアナ	A320/A321						
	大韓航空	B737-900						
上海(浦東)・武漢	中国東方航空	B737-800						
寧波	中国東方航空	A320						
天津	天津航空	A320						
台北	チャイナエアライン	B737-800						
国際線チャーター								
その他(小型機等)								
合計			177,670	191,778	93,253	90,500	94,233	101,535

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

46

## 2.1.4 着陸料等収入(2/4)

### 停留料収入内訳

(単位:千円)

航空会社	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
フジドリームエアラインズ						
全日本空輸						
日本航空						
その他						
合計	3,377	2,767	1,315	1,292	1,270	1,487

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

47



## 2.1.4 着陸料等収入(3/4)

### 着陸料等の算定方法

区分		
着陸料	【ジェット機】・・・下記の(a)と(b)の合計額	
	(a) 最大離陸重量	
	25t以下の部分	1,100円/t
	26t～100tまでの部分	1,500円/t
	101t～200tまでの部分	1,700円/t
	201t以上の部分	1,800円/t
	(b) 騒音値	
	3,400円×(騒音値-83)EPNdB	
	【その他の航空機】	
	○6t以下の航空機	一律 1,000円
○7t以上の航空機		
6t以下の部分	一律 700円	
7t以上の部分	590円/t	

区分		
停留料	【23t以下の航空機】	
	3t以下の部分	一律 810円
	4t～6tの部分	一律 810円
	7t～23tの部分	30円/t
	【24t以上の航空機】	
	25t以下の部分	90円/t
	26t～100tまでの部分	80円/t
	101t以上の部分	70円/t

※静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例、第16条別表第2の定めによる。

#### 注意事項

最大離陸重量、騒音値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げ、整数値とする。

騒音値とは、国際民間航空条約の付属書16に定めるところにより測定された離陸測定点(TO又はFO)と進入測定点(AP)における航空機の騒音値(当該騒音値がない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

48

## 2.1.4 着陸料等収入(4/4)

### 着陸料等の軽減措置

#### 1. 軽減措置

##### (1) 概要

国内線	軽減措置期間	本則※の2/3	本則の1/3	本則の1/3
		当分の間	H23.4.1～H26.3.31	H23.4.1～H29.3.31
国際線	軽減措置期間	本則の1/3	本則の1/3	本則の1/3
		H21.6.4～H24.3.31	H23.4.1～H26.3.31	H23.4.1～H29.3.31
施行日		H21.6.4	H23.4.1	H26.4.1

※「本則」とは、前ページに示した料金体系を示す。

##### (2) 軽減後の主な機材別着陸料

1便あたりの着陸料(消費税込み)			
機材	条例本則の額	軽減措置	軽減後の額
E170	69,552	1/3	23,184
B737-800	133,526	1/3	44,532
A320	138,024	1/3	46,008

注:国際線は消費税抜きの金額

#### 2. 軽減措置に対する特例

定期路線の新規就航等の着陸料等を軽減する特例措置を講じている。

新規に就航する定期路線の航空機の着陸料	当該就航が開始された日から起算して1年間 0円
定期路線において新たに運航回数の増加する着陸料(注)	当該運航回数が増加された日から起算して1年間 0円
定期路線であって、夜間停留を新たに継続して行う航空機の停留料	当該夜間停留が開始された日の翌日から起算して1年間 0円

(注)当該増加により運航回数が当該路線のこれまでの最大運航回数を超える場合に限る

#### (参考) 着陸料等を軽減する特例措置の実績

年度	区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
H26	定期	0	0	0	0	9	13	1	3	0	0	3	20	49
	国際	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	定期	24	41	78	89	130	115	117	113	72	59	65	-	903
	国際	0	0	0	0	0	31	29	31	30	31	30	-	182
合計		24	41	78	89	139	159	147	147	102	90	98	20	1,134

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

49

## 2.1.5 土地使用料等収入

### 土地使用料等収入内訳

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
土地使用料	12,186	14,677	15,392	17,235	17,441	14,174
給油施設使用料	22,116	27,325	21,332	19,695	20,126	27,044
浄化槽使用料	3,602	3,968	2,728	2,613	2,787	1,237
計	37,904	45,970	39,452	39,543	40,354	42,455

### 土地使用許可の主な内容

使用者	用途
東京航空局	庁舎・管制塔、電柱・支線 航空保安無線施設
東京管区气象台	露場、風向風速計、滑走路視距離観測装置、 幹線タクト
産業技術総合研究所	観測井戸
中部電力	電柱、支線 マンホール、ケーブル
FDA	ハンドホール、埋設管（電線管等） 通信ケーブル（県ハンドホール使用） バス乗り場 第2別棟
富士山静岡空港株	通信保管業務 ガソリンスタンド 免税店空調機 自動販売機 UGOKAS会場 UGOKASイベントステージ UGOKASイベント案内看板

使用者	用途
SAS	ギャベージ置場 給油作業員詰所、埋設管、電力ケーブル ビル出入り口前室 エプロンルーフ コンテナ置場
フジドリームビルエーションエンジニアリング	格納庫設置 幹線管及び照明設置 ネットワーク回線 給水管
NTT西日本	ビジネスジェット案内表示 ビジネスジェット案内表示工事 電話柱、支線柱、支線 光配線盤、光アクセス装置他
中部テレコミュニケーション	埋設管（通信配管）、 通信ケーブル（県ハンドホール使用）
静岡カントリー	送水管
谷田川報徳社	送水管
郵便事業株	郵便差出箱

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

50

## 2.1.6 空港管理費等（県）

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業費用						
空港管理費等	503,527	523,341	525,081	525,351	518,744	595,073
保安関係費	111,978	106,000	115,400	116,935	120,090	131,236
空港土木施設管理費	73,531	101,728	110,565	104,656	106,683	144,012
航空灯火施設管理費	89,264	97,627	94,159	101,576	96,555	113,962
駐車場管理運営費	40,400	37,780	25,700	25,824	25,527	28,720
事務所運営費等	117,185	121,752	123,008	125,617	116,034	79,956
浄化槽施設管理費	7,180	14,637	10,307	9,451	11,443	14,439
給油施設管理費	42,367	38,817	41,292	41,292	42,412	43,554
旅客ターミナルビル関連経費	0	0	0	0	0	39,194
周囲部管理・環境対策費	21,622	5,000	4,650	0	0	0
(内数) 指定管理料支払	333,794	349,547	346,000	347,920	351,620	486,000

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

51

## 2.1.7 空港整備経費（県）

（単位：千円）

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業費用						
空港整備事業費	85,453	432,290	505,198	16,719	19,700	132,335
（土木工事）	85,453	328,690	431,383	16,719	19,700	132,335
（航空灯火工事）	0	0	73,815	0	0	0
調整項目：建設仮勘定への振替	16,900	103,600	0	0	0	0
調整項目：固定資産（資産勘定）への振替	22,521	276,821	493,552	15,519	19,700	3,491
<b>空港整備経費</b>	<b>46,032</b>	<b>51,869</b>	<b>11,646</b>	<b>1,200</b>	<b>0</b>	<b>128,844</b>

※「空港整備事業費」：空港（本体部）整備に係る工事費及び設計費等委託料の総額

※「空港整備経費」：空港整備事業費から資産化される工事費及び建設仮勘定分を除いた委託料  
設計費等委託料は単年度の損益計算において費用処理

※「建設仮勘定」：繰越工事に係る翌年度繰越分を計上し、工事完成後、固定資産に振替

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

52

## 2.1.8 人件費（県）

（単位：千円）

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業費用						
人件費						
職員基本給	70,908	75,794	77,630	76,102	71,736	65,015
期末・勤勉手当	27,185	29,058	30,826	30,085	29,541	26,311
職員諸手当	16,635	17,781	17,586	17,894	16,657	15,277
時間外・休日勤務手当	7,260	7,760	8,091	8,287	7,322	5,978
社会保険料等	18,753	19,421	19,914	19,762	20,488	18,949
合計	140,741	149,814	154,047	152,130	145,744	131,530

※空港の管理運営業務に携わる職員の人件費

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

53

## 2.1.9 (参考) 県と富士山静岡空港(株)の合算収支

### 空港管理運営に係る県と富士山静岡空港(株)の合算収支(平成26年度実績)

(単位:百万円)

県収支(企業会計ベース)	
科目	H26
<b>営業収益 A</b>	<b>216</b>
着陸料等収入	103
土地使用料等収入	59
旅客ターミナルビル等利用料金納入金	54
<b>営業費用 B</b>	<b>1,841</b>
基本施設等管理費	595
人件費	132
空港整備経費	129
減価償却費	985
<b>営業外収益 C</b>	<b>84</b>
航空機燃料譲与税	16
地方交付税相当額	68
<b>営業外費用 D</b>	<b>270</b>
支払利息	270
<b>経常損益 (A+C) - (B+D)</b>	<b>▲1,811</b>
<b>県EBITDA</b>	<b>▲602</b>

※消費税の会計処理は税込み方式のため  
EBITDA算出時に税抜き処理

富士山静岡空港(株)収支	
科目	H26
<b>営業収益 E</b>	<b>1,878</b>
賃貸収入	113
指定管理受託収入	450
付帯事業収入	773
利用料収入	542
<b>営業費用 F</b>	<b>1,513</b>
売上原価	1,149
販売費及び一般管理費	200
人件費	143
減価償却費	21
<b>営業外収益 G</b>	<b>6</b>
受取利息	1
その他	5
<b>経常損益 (E+G) - F</b>	<b>371</b>
<b>空港(株)EBITDA</b>	<b>392</b>

※消費税の会計処理は税抜き方式

合算収支	
科目	H26
<b>営業収益 H</b>	<b>1,573</b>
着陸料等収入	103
土地賃付料等収入	42
賃貸収入	113
付帯事業収入	773
利用料収入	542
<b>営業費用 I</b>	<b>1,853</b>
基本施設等管理費(県分)	145
空港整備経費	129
売上原価	1,083
販売費及び一般管理費	200
人件費	275
減価償却費	21
<b>営業外収益 J</b>	<b>6</b>
受取利息	1
その他	5
<b>経常損益 (H+J) - I</b>	<b>▲274</b>
<b>合算EBITDA</b>	<b>▲210</b>

※相互取引項目及び県の減価償却費、支払利息等運営権者に引き継がれない項目は控除  
※消費税の会計処理は税抜き方式のため、EBITDA算出時に県分において税抜き処理

#### EBITDAとは?

- ・「EBITDA(利払前税引前償却前営業利益)≒  
経常損益+支払利息+減価償却費-航空機燃料譲与税-地方交付税相当額」
- ・平成23年度に開催された国の「空港運営のあり方に関する検討会」において経営状態を適切に把握するための資料として提案された指標

~きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して~

54

## 2.2 施設情報 (空港運営事業)

~きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して~

55

## 2.2.1 土木施設 (1/3)

### 土木施設一覧

No.	施設名	箇所	延長	幅	面積	竣工年	摘要
1	空港用地	—	—	—	1,942,205.58㎡	平成21年6月	
2	滑走路	—	2500m	60m	—	平成21年6月	
3	誘導路	平行誘導路	2,841m	30m	—	平成21年6月	
		末端取付誘導路		32m	—	平成21年6月	
		中間取付誘導路		34m	—	平成21年6月	
4	エプロン	エプロン(1~5スポット)	190m	285.5m	54,245㎡	平成21年6月	大型ジェット機 :2バース 中型ジェット機 :1バース 小型ジェット機 :2バース
		小型機エプロン(6~8スポット)	110m	156m	17,160㎡	平成24年3月	小型ジェット機 :3バース
5	場周道路	—	6,620m	5.5m	—	平成21年6月	
6	保安道路	—	3,753m	4.0m	—	平成21年6月	
7	排水施設	側溝	44,210m	—	—	平成21年6月	
		有蓋排水溝	528m	—	—	平成21年6月	
		皿型排水溝	1,935m	—	—	平成21年6月	
		管渠	3,646m	—	—	平成21年6月	
		枺	632	—	—	平成21年6月	
8	場周柵	鋼製フェンス	6,064m	—	—	平成21年6月	
		FRPフェンス	536m	—	—	平成21年6月	
9	防護施設	門扉	8	—	—	平成21年6月	
10	消防水利	貯水槽	10	—	—	平成21年6月	

~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~

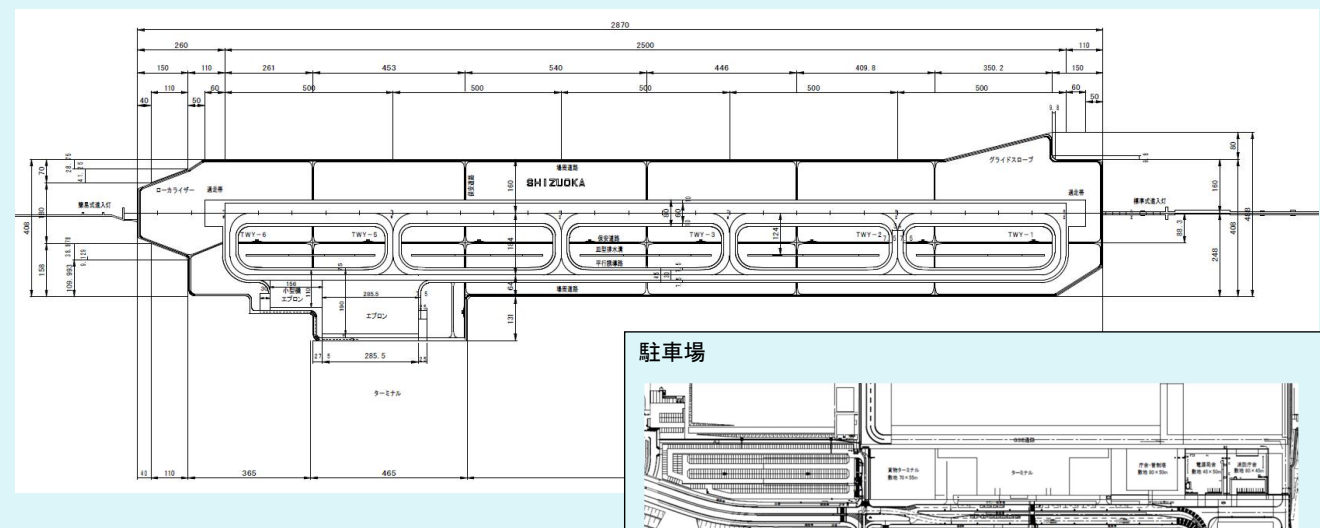


56

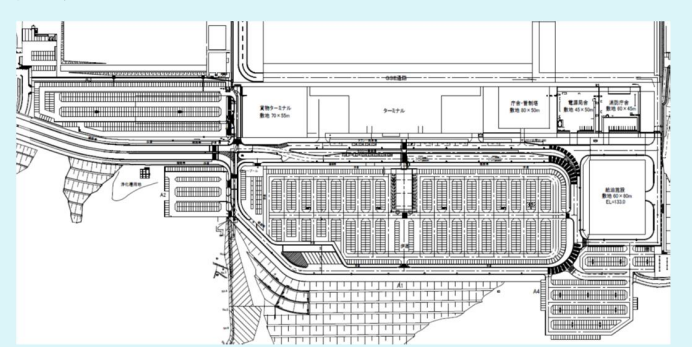
## 2.2.1 土木施設 (2/3)

### 土木基本施設概要図

#### 基本施設



#### 駐車場



~きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して~



57

## 2.2.1 土木施設 (3/3)

### 土木施設工事履歴(概要)

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
滑走路舗装工	1.7									
誘導路舗装工		4.1	18.8							
エプロン舗装工		7.0	4.1							
小型機エプロン						3.0				
保安道路			1.9							
場周道路			6.0			1.1				
場周柵										
駐車場			8.7	5.5						
西側駐機場						2.7	2.8	0.4		

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

58

## 2.2.2 建築施設 (1/5)

### 建築施設一覧

No.	建物名	構造	建築面積	延床面積	竣工年
1	旅客ターミナルビル	鉄骨造・3階建	5,429.56㎡	11,394.98㎡	平成21年3月
2	東別棟	鉄骨造・平屋建	98.02㎡	98.02㎡	平成21年5月
3	防災倉庫	軽量鉄骨造・平屋建	50.54㎡	50.54㎡	平成22年7月
4	ごみ庫	鉄骨造・平屋建	54.06㎡	54.06㎡	平成22年3月
5	貨物ターミナルビル	鉄骨造・平屋建		137.70㎡	平成21年1月
6	貨物倉庫	鉄骨造・平屋建	208.68㎡	208.68㎡	平成23年3月
7	電源局舎	鉄筋コンクリート造・平屋建	962.94㎡	958.20㎡	平成20年3月
8	消防庁舎	鉄筋コンクリート造・平屋建	721.93㎡	707.43㎡	平成20年3月
9	管理事務所車庫・倉庫	鉄骨造・平屋建	143.79㎡	137.60㎡	平成20年12月
10	給油施設事務所	軽量鉄骨造・平屋建	76.72㎡	76.72㎡	平成21年2月
11	給油施設油脂庫	軽量鉄骨造・平屋建	19.35㎡	19.35㎡	平成21年2月
12	浄化槽	鉄筋コンクリート造・平屋建	52.06㎡	52.06㎡	平成20年3月
13	石雲院展望デッキ	鉄骨造・平屋建	949.64㎡	139.01㎡	平成25年1月

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

59

## 2.2.2 建築施設 (2/5)

### 建築施設工事履歴(概要)

(単位:億円)

建物名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
旅客ターミナルビル※		25.5	0.8	0.3	0.1	3.2	0.0
東別棟※			0.3				
防災倉庫※				0.03			
ごみ庫※		0.04	0.08				
貨物ターミナルビル・貨物倉庫※		0.5	0.1				
電源局舎	1.5						
消防庁舎	0.9						
管理事務所車庫・倉庫		0.3					
給油施設事務所		0.1					
給油施設油脂庫		0.03					
浄化槽	0.9						
石雲院展望デッキ						2.5	

※旅客ターミナルビル、東別棟、防災倉庫、ごみ庫、貨物ターミナルビル・貨物倉庫は、富士山静岡空港(株)が建築し、平成26年度に県が取得。

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

60

## 2.2.2 建築施設 (3/5)

### 建築施設写真



旅客ターミナルビル



旅客搭乗橋



東別棟



防災倉庫



ごみ庫

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

61

## 2.2.2 建築施設 (4/5)

### 建築施設写真



貨物ターミナルビル



貨物倉庫



電源局舎



消防庁舎



管理事務所車庫・倉庫



給油施設事務所

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



62

## 2.2.2 建築施設 (5/5)

### 建築施設写真



給油施設油脂庫



浄化槽



石雲院展望デッキ

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



63



## 2.2.3 機械施設

### 発電設備

設置場所	諸元	設置月日
電源局舎内	第1号ディーゼル機関（非常用予備発電装置） 337.5kW（375kVA）力率0.9 燃料消費量 109ℓ/h（重油換算） 立形水冷4サイクル無気噴油式機関 シリンダ内径165mm、6気筒、機関出力365kW	平成20年3月
旅客ターミナルビル内	280kW（350kVA）力率0.8 燃料消費量 75.8ℓ/h シリンダ内径133mm、6気筒、定格出力450kW	平成21年3月

### 車両

No.	車種	種別/用途	設置年月
1	空港用化学消防車（12500ℓ級）	普通/特殊	平成20年8月
2	空港用化学消防車（12500ℓ級）	普通/特殊	平成20年8月
3	空港用化学消防車（6000ℓ級）	普通/特殊	平成20年8月
4	空港用救急医療作業車	普通/特殊	平成20年10月

### ベルトコンベア

設置場所	延長	幅	最大搬送荷重	動力	設置年月
出発コンベア	32.2m	950~1000mm	40kg/m	0.4kW×2, 0.75kW×4, 1.5kW×1	平成21年3月
到着コンベア（国際）	45.4m	920mm	90kg/m	0.75kW×2	平成21年3月
到着コンベア（国内）	30.4m	920mm	90kg/m	0.75kW×2	平成21年3月

### 旅客搭乗橋

建物名	型式	対応航空機種	設置年月
旅客搭乗橋No.1	3段トンネルガラスタイプ電気駆動 R3-17/34W(G)	小型機・中型機	平成24年11月
旅客搭乗橋No.2	ガラスタイプ B3-17/34w	小型機・中型機・大型機	平成21年3月
旅客搭乗橋No.3	ガラスタイプ B3-17/35w	小型機・中型機・大型機	平成21年3月

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

64

## 2.2.4 電気施設（1/3）

### 航空灯火等

No.	空港照明施設	灯火型式	設置数
1	飛行場灯台	回転式	1
2	標準式進入灯（地上型）	EHU-31	161
3	標準式進入灯（埋込型）	FHU-31	5
4	簡易式進入灯	EHU-31	51
5	連鎖式閃光灯	FX-AV	29
6	進入角指示灯	P型	8
7	進入灯台	E-5	2
8	旋回灯	NH-700	9
9	滑走路灯（地上型）	EHB-35（白）	40
10	滑走路灯（地上型）	EHB-35（白/黄）	34
11	滑走路灯（埋込型）	FHB-36（白）	2
12	滑走路灯（埋込型）	FHB-36（白/黄）	6
13	滑走路末端灯	EHB-34	4
14	滑走路末端灯	FHB-33/34	40
15	滑走路末端補助灯	EHU-31	10
16	滑走路中心線灯	FMB-37（白）	43
17	滑走路中心線灯	FMB-37（白/赤）	40
18	接地帯灯	FMU-38	90
19	過走帯灯	EHU-38	10
20	誘導路灯	EL0-38	237
21	誘導路灯	T-2	18
22	誘導路灯	T-5	5
23	誘導路中心線灯	FLB-9B（緑）	107
24	誘導路中心線灯	FLB-9B（黄）	6
25	誘導路中心線灯	FLB-9C（緑）	139
26	誘導路中心線灯	FLB-9C（黄）	42
27	誘導案内灯	T-7VL-3	6
28	スポット番号表示灯	SL型	5
29	風向灯	2B型	2
31	エプロン照明灯	MT1000B	9(基)
32	エプロン照明灯	NHT660	
33	エプロン照明灯	NHTD400	
34	滑走路警戒灯	EHG	12
34	航空障害灯	OM-3A	6
35	航空障害灯	OM-6	1

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

65

## 2.2.4 電気施設 (2/3)

### 航空灯火等

No.	空港照明施設	灯火型式	設置数
36	道路照明灯	高圧ナトリウムランプ	27
37	道路照明灯	セラミックメタルハイドランプ	19
38	道路照明灯	高演色形メタルハイドランプ	94
39	駐車場照明灯	メタルハライド	16
40	駐車場照明灯	LED	8
41	駐車場照明灯	セラミックメタルハイドランプ220W	5
42	駐車場照明灯	セラミックメタルハイドランプ220W(2灯用)	13
43	駐車場照明灯	セラミックメタルハイドランプ150W	12

### 受配電施設主要機器

機器名	概要	設置年月
受配電機器	需要設備 6.6kV 1150kVA 受電用遮断器 種類 VCB 7.2kV 400A 8kA	平成20年3月
定電流調整	CCR-U Cシステム	平成24年3月
飛行場灯火・電力監視制御装置	CCR12台、CCT5台	平成20年8月

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

66

## 2.2.4 電気施設 (3/3)

### 電気工事履歴(概要)

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
灯火基台設置	0.3		3.4				
進入灯等設置			4.9				
滑走路灯等設置			4.9				
エプロン照明灯設置			1.5				
受配電設備設置			2.4				
灯火監視制御装置設置				2.7			
灯火設置工				0.9			1.5
定電流調整器電源装置設置							0.7

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

67

## 2.3 更新投資費用試算情報

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

68

### 2.3.1 更新投資費用試算方法の概要等

#### 1 試算の目的及び前提

- ・更新投資費用試算結果は、空港基本施設、旅客ターミナルビル等について、運営権者が空港運営事業期間中の各年度に負担する費用を見積もる際に参考となるものである。
- ・本試算は、検討のための参考情報として取りまとめたものであり、県が将来の更新投資計画として立案したものではない。

#### 2 試算の概要

- ・対象期間は、平成31年度(2019年度)から平成60年度(2048年度)までの30年間とした。
- ・富士山静岡空港の公有財産台帳及び工作物台帳より、運営権設定対象となる施設を抽出し、施設の分類ごとに試算を行った。
- ・原則として、各施設の耐用年数が到来した際に、当該施設の当初取得価額と同額の更新投資が行われると仮定しているが、滑走路、誘導路等の一部施設については、更新範囲が整備した施設全体ではなく部分的になることから、当初取得価額より少なく見積もった。
- ・各施設の耐用年数は、税法に定める法定耐用年数を原則としているが、各施設の一般的な使用方法を考慮し、法定耐用年数が実態と大きく乖離する施設については、実態に近い年数に補正した。
- ・滑走路及び誘導路は、大規模な工事になり、複数年度に分けて施工することが一般的であるため、3工区に分けて実施すると仮定して施工期間を3か年とした。また、滑走路と誘導路の更新年度は重複させないようにした。
- ・滑走路、誘導路の更新投資費用の基礎となる工事費単価は、公共工事費の積算基準である「空港土木請負工事積算基準」により算定した直接工事費の単価に、直接工事費とその他費用の一般的な比率により、1.5を乗じて算出した。
- ・エプロンの舗装は、対象期間において疲労破損は生じないと想定しており、更新投資費用を計上していない。

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

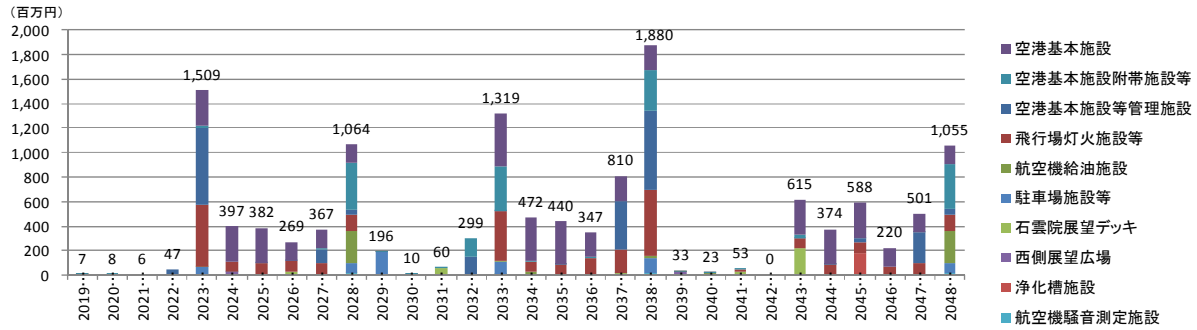
## 2.3.2 更新投資費用試算結果

### 空港基本施設等に係る年度別更新投資費用試算結果

試算年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
各年度投資額合計(百万円)	7	8	6	47	1,509	397	382	269	367	1,064
試算年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度
各年度投資額合計(百万円)	196	10	60	299	1,319	472	440	347	810	1,880
試算年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度
各年度投資額合計(百万円)	33	23	53	0	615	374	588	220	501	1,055

取得価額	当初5年間	当初10年間	当初15年間	当初20年間	当初30年間	当初30年間の年平均
	投資額	投資額	投資額	投資額	投資額	投資額
	16,698	1,578	4,057	5,940	9,890	13,351
						<b>445</b>

(百万円)



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

70

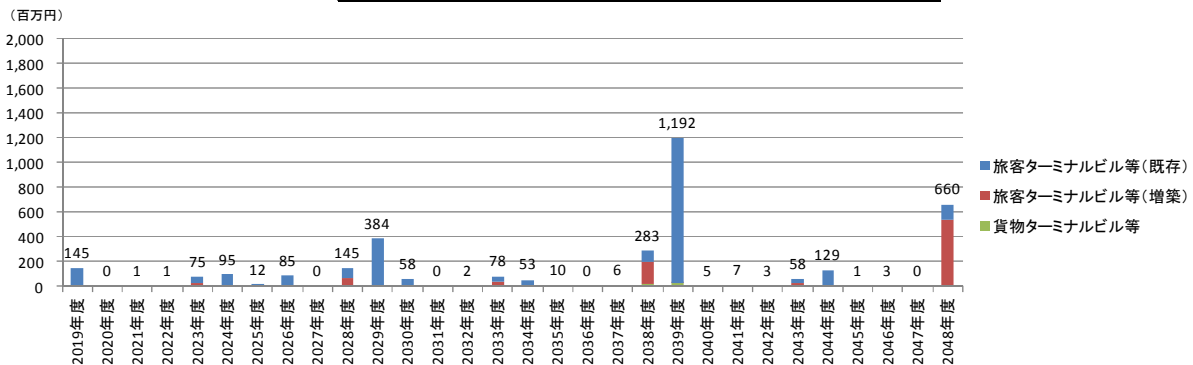
## 2.3.2 更新投資費用試算結果

### 旅客ターミナルビル等に係る年度別更新投資費用試算結果

試算年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
各年度投資額合計(百万円)	145	0	1	1	75	95	12	85	0	145
試算年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度
各年度投資額合計(百万円)	384	58	0	2	78	53	10	0	6	283
試算年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度
各年度投資額合計(百万円)	1,192	5	7	3	58	129	1	3	0	660

当初5年間	当初10年間	当初15年間	当初20年間	当初30年間	当初30年間の年平均
投資額	投資額	投資額	投資額	投資額	投資額
222	559	1,081	1,434	3,491	<b>116</b>

(百万円)



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

71

## 2.4 旅客ターミナルビル改修・増築計画 (1/3)

### 主な機能の概要

項目	改修・増築後	現状		
延べ床面積	全体：約17,900㎡、増築：約5,800㎡	12,100㎡		
受入便数	国際線：1時間3便、国内線：30分2便	国際線：1時間1便、国内線：30分2便		
搭乗待合室	国際線：400席、国内線：190席	国際線：300席、国内線：180席		
保安検査場	国際線：3列（ファストレーン1列）、国内線：2列	国際線：1列、国内線：1列		
手荷物受取所	国際線ヘルコン：7ル2基、国内線ヘルコン：7ル1基	国際線ヘルコン：7ル1基、国内線ヘルコン：7ル1基		
旅客搭乗橋	4基（4番増設）	3基（1～3番）		
飲食・物販	1階：約159㎡	1階：90㎡	約1,701㎡ (9.5%)	610㎡ (5.0%)
	2階：約944㎡(制限区域：約233㎡)	2階：268㎡(制限区域：80㎡)		
	3階：約365㎡	3階：172㎡		
VIPルーム	3階 約120㎡	2階 84㎡		
ラウンジ	2階 約120㎡	なし		
ムスリム対応	2階 礼拝室男女別2室	なし		
県産材使用	約225㎡、0.048㎡/㎡、原木換算約1,700本	なし		

### スケジュール

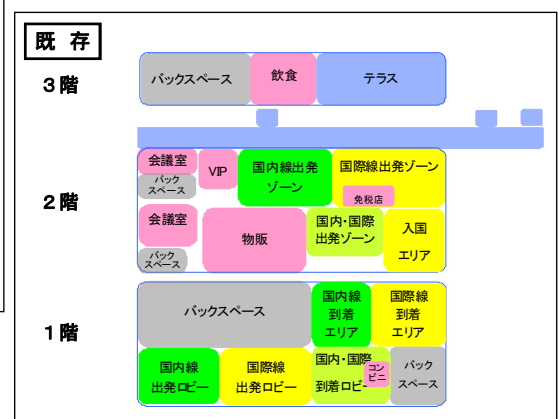
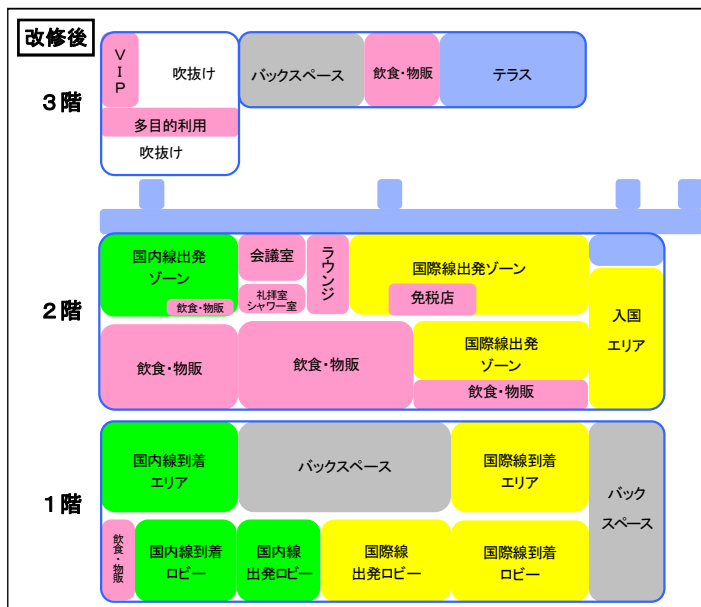
- 平成28年10月 工事着手
- 平成29年10月 増築工事完了、新国内線供用開始
- 平成30年10月 改修工事完了

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

72

## 2.4 旅客ターミナルビル改修・増築計画 (2/3)

### 機能配置イメージ



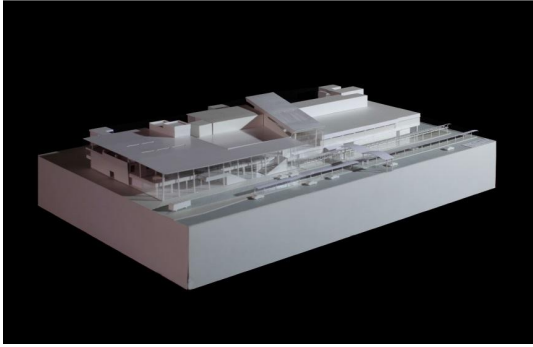
～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

73

## 2.4 旅客ターミナルビル改修・増築計画 (3/3)

### 外観及び内観イメージ

●全体イメージ(模型)



●外観(第1駐車場から手前の増築部分)



●内観(木梁に県産材を利用した屋根)



●内観(増築部から既存施設への連続した空間)



～きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して～

74

## 3 富士山静岡空港(株)の概要

～きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して～

75

## 3.1 事業情報

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

76

### 3.1.1 会社の概要

#### 会社概要

**商号** 富士山静岡空港株式会社  
(英文名: Mt.Fuji Shizuoka Airport Co.,Ltd)

**本社所在地** 静岡県牧之原市坂口3336番地4

**設立年月日** 平成18年2月14日

**資本金** 496百万円

**子会社及び関連会社** 該当なし

#### 主な事業内容

- ① 富士山静岡空港ターミナルビル及びこれに付帯する施設の運営管理受託業務
- ② 富士山静岡空港の基本施設及び駐車場の運営管理受託業務
- ③ 富士山静岡空港の航空機給油施設の運営管理受託業務
- ④ 直営店事業(免税売店・ガソリンスタンド)

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

77

## 3.1.2 役員・従業員の状況

### 役員等の状況（平成28年2月1日現在）

役職	氏名	備考
代表取締役社長(常勤)	出野 勉	統括、営業部
取締役(常勤)	石田 信之	総務部、施設部、おもてなし推進室
取締役(非常勤)	市川 厚	株式会社石川建材工業 相談役
取締役(非常勤)	後藤 康雄	はごろもフーズ株式会社 代表取締役会長
取締役(非常勤)	大須賀 正孝	株式会社ハマキョウレックス代表取締役会長
監査役(非常勤)	岩崎 清悟	静岡瓦斯株式会社 代表取締役会長
顧問(非常勤)	庄司 清和	株式会社時之栖 代表取締役会長
顧問(非常勤)	神谷 聡一郎	株式会社静岡銀行 顧問
顧問(非常勤)	鈴木 修	スズキ株式会社 代表取締役会長

### 従業員の状況（平成28年2月1日現在）

組織区分	従業員数	従業員数				
		常勤役員	常勤社員	契約社員	パート社員	派遣社員
常勤役員	2	2	—	—	—	—
営業部	36	0	8	9	12	7
施設部	18	0	15	2	1	0
総務部	4	0	4	0	0	0
おもてなし推進室	8	0	1	6	1	0
合計	68	2	28	17	14	7

※常勤社員には、民間からの出向者1名(営業部)、県からの出向者1名(施設部)を含む

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

78

## 3.1.3 株式の状況

### 株式の状況（平成28年2月1日現在）

- 発行可能株式総数 60,000株
- 発行済株式総数 19,843株

株主名	持株数(株)	議決権比率(%)
静岡県	1,886	14.40
静岡鉄道株式会社	1,886	14.40
鈴与株式会社	1,886	14.40
スズキ株式会社	993	7.58
東芝機械株式会社	993	7.58
株式会社時之栖	993	7.58
株式会社ハマキョウレックス	993	7.58
ヤマハ株式会社	993	7.58
特種東海製紙株式会社	943	7.20
株式会社静岡銀行	654	4.99
遠州鉄道株式会社	497	3.80
静岡キャピタル株式会社	339	2.59
牧之原市	40	0.31
小計	13,096	100.00
自己株式	6,747	-
合計	19,843	100.00

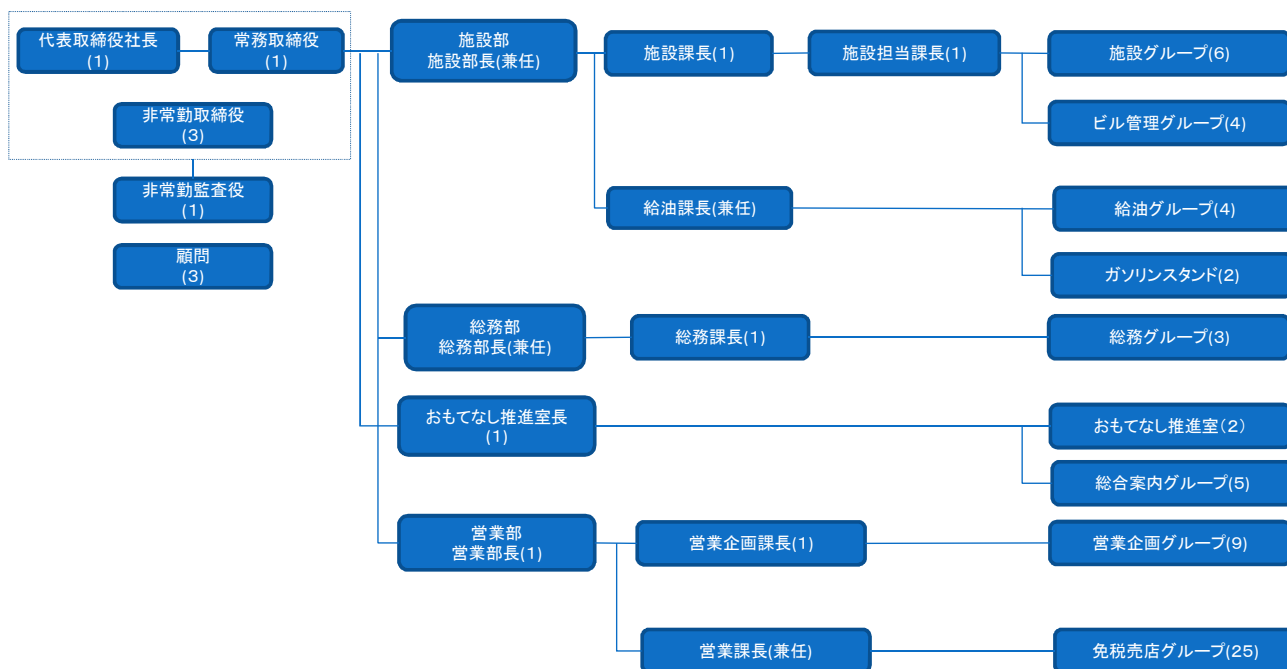
～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

79



## 3.1.4 組織図

組織図 (平成28年2月1日現在)(括弧内の数字は人数)



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

80

## 3.1.5 指定管理に係る基本協定の概要

### 県と富士山静岡空港(株)間の基本協定の概要

・協定期間

第一期協定期間:平成20年11月28日から平成26年3月31日まで

第二期協定期間:平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

・委託金額 450,000千円(税抜、平成26年4月1日～平成27年3月31日の1年間)

・「静岡空港の管理に関する基本協定」における指定管理の業務範囲

	業務内容
(1)施設の維持管理に関する業務	ア 空港基本施設等の維持管理業務 イ 駐車場施設等管理業務 ウ 航空機給油施設維持管理業務 エ 浄化槽施設維持管理業務 オ 旅客ターミナルビル等維持管理業務 カ 貨物ターミナルビル等維持管理業務 キ 石雲院展望デッキ維持管理業務
(2)施設の保安に関する業務	ア 立入制限区域等の警備・鳥獣防除業務 イ 保安対策設備の点検等業務 ウ 消火救難業務 エ 旅客ターミナルビル及び貨物ターミナルビル等の警備、職員検査業務
(3)施設の運用に関する業務	ア 運用支援に関する業務 イ 使用料徴収に関する業務 ウ 使用許可及び承認に関する業務 エ 行為の許可に関する業務 オ 利用料金の設定及び收受に関する業務 カ ビル等の光熱水費等の徴収に関する業務
(4)自主事業	利用者目線で心のこもったサービスを提供し、利用者満足度の向上を図る業務

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

81

## 3.1.6 業務の概要 (1/2)

### 組織別主要業務内容

組織	業務内容
施設グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空港基本施設等の維持管理業務(駐車場の土木施設維持管理業務を含む。)</li> <li>2. 飛行場灯火等の維持管理業務</li> <li>3. 空港警備・鳥獣防除業務</li> <li>4. 保安対策設備の点検業務</li> <li>5. 消火救難業務</li> <li>6. 空港運用に係る支援業務</li> <li>7. 無線設備管理業務</li> <li>8. 使用料徴収業務</li> </ol>
ビル管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駐車場管理業務(駐車場の土木施設維持管理業務を除く。)</li> <li>2. 浄化槽施設運転管理業務</li> <li>3. 空港基本施設等の管理施設の管理業務</li> <li>4. 旅客ターミナルビル等管理運営業務</li> <li>5. 貨物ターミナルビル等管理業務</li> <li>6. 石雲院展望デッキ管理業務</li> </ol>
給油グループ・ガソリンスタンド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給油施設の維持管理(搬入出管理、品質管理含む)に関する業務</li> <li>2. ガソリンスタンド営業</li> <li>3. AVGAS販売</li> </ol>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

82

## 3.1.6 業務の概要 (2/2)

### 組織別主要業務内容

組織	業務内容
総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の人事・給与・福利厚生等に関する業務</li> <li>2. 予算の執行及び決算に関する業務</li> <li>3. 会社財産の管理に関する業務</li> <li>4. 株主総会・取締役会の開催に関する業務</li> <li>5. コンプライアンス、情報管理などの事務の適正管理に関する業務</li> <li>6. 許可業務</li> <li>7. 共益費等徴収・支払業務</li> <li>8. 利用料金徴収業務(貨物関連施設等)</li> </ol>
おもてなし推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合案内(館内、観光、団体の案内)運営</li> <li>2. 遺失物管理</li> <li>3. VIPに関する業務</li> <li>4. 会議室利用受付業務</li> </ol>
営業企画グループ・ にぎわいづくり事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自主事業</li> <li>2. テナント賃貸契約に関する業務</li> <li>3. 県のエアポートセールスへの支援業務</li> <li>4. 営業推進・企画業務(販売促進、キャンペーン企画等)</li> <li>5. 広報に関する業務</li> <li>6. 利用料金徴収業務(自主事業等)</li> <li>7. 転貸事業等</li> </ol>
免税売店グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仕入れ、商品管理</li> <li>2. 免税売店運営</li> <li>3. 税関、税務署申告</li> </ol>

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

83

## 3.1.7 決算情報 (1/3)

### 損益計算書の推移

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業収益						
賃貸収入						
指定管理受託収入						
直営事業収入						
利用料収入						
売上原価						
売上総利益						
販売費一般管理費						
営業利益						
営業外収益						
営業外費用						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前当期純利益						
法人税等						
当期純利益						
1株当たり当期純利益(円)						
1株当たり純資産額(円)						

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

84

## 3.1.7 決算情報 (2/3)

### 貸借対照表の推移

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資産						
流動資産						
小口現金						
普通預金						
定期預金						
売掛金						
棚卸資産						
未収金等						
固定資産						
有形固定資産						
建物						
建物附属設備						
構築物						
機械装置						
車両運搬具						
工具器具備品						
リース資産						
建設仮勘定						
投資その他資産						
無形固定資産						

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

85

## 3.1.7 決算情報(3/3)

### 貸借対照表の推移

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負債						
流動負債						
買掛金						
未払金						
未払費用						
前受金						
仮受金						
預り金						
賞与引当金						
未払法人税・消費税等						
固定負債						
預り保証金						
長期借入金						
長期未払金						
特別修繕引当金						
純資産						
資本金						
資本準備金						
その他資本剰余金						
繰越利益剰余金						
固定資産圧縮積立金						
運営権取得準備金						
自己株式(△)						
負債及び純資産						

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

86

## 3.1.8 売上原価の内訳

### 売上原価の内訳の推移

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
売上原価						
売上原価						
当期原価						
業務委託費						
減価償却費						
労務費						
水道光熱費						
保守料						
賃借料						
保険料(建物)						
廃棄物処理費						
修繕費						
検査料						
雑費						
県納入金						

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

87

### 3.1.9 販売費及び一般管理費の内訳

#### 販売費及び一般管理費の内訳の推移

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
販売費一般管理費						
人件費等						
水道光熱費						
廃棄物処理費						
租税公課						
減価償却費						
修繕費						
修繕引当金繰入						
広告宣伝費						
備品消耗品費						
調査費/コンサルタント料						
旅費交通費						
支払手数料						
通信費						
保険料						
外注費、運送費、開発費						
研修教育費						
交際費						
リース・レンタル料						
諸会費						
管理諸費						
保守料						
賃借料						
寄付金						
雑費						

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

88

### 3.1.10 契約等の状況 (1/6)

#### 使用許可(指定管理)

区分	相手先	使用目的等	貸付面積 (m <sup>2</sup> )	賃料(円/月)	m <sup>2</sup> 単価(円/m <sup>2</sup> )
CIQ					
エアライン(専用部)					
エアライン(共用部)					
貨物ビル					

守秘義務対象となる情報につき非公表

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

89

### 3.1.10 契約等の状況 (2/6)

#### 主な賃貸借契約(サブリース)

区分	契約先	使用目的等	貸付面積 (m <sup>2</sup> )	賃料(円/月)	m <sup>2</sup> 単価(円/m <sup>2</sup> )
旅客ターミナルビル					
	守秘義務対象となる情報につき非公表				
東別棟					

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

90

### 3.1.10 契約等の状況 (3/6)

#### サブリースの契約内容等

No.	契約先	契約内容	契約期限	備考
1				
2				
3				
4	守秘義務対象となる情報につき非公表			
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

91

## 3.1.10 契約等の状況 (4/6)

### サブリースの契約内容等

No.	契約先	契約内容	契約期限	備考
16				
17				
18				
19	守秘義務対象となる情報につき非公表			
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

92

## 3.1.10 契約等の状況 (5/6)

### 主要な取引先

(単位:千円)

相手先	契約等の内容	契約等の額(平成26年度)
守秘義務対象となる情報につき非公表		

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

93

## 3.1.10 契約等の状況 (6/6)

### 県と富士山静岡空港(株)との定期建物賃貸借契約

・静岡県は、富士山静岡空港(株)に対し、以下のとおり建物を賃貸している。

建物の名称	所在地	貸付面積 (㎡)	貸付期間	貸付料総額 (円)
旅客ターミナルビル	牧之原市坂口字坂口山3336番 4	767.68	平成26年4月1日～平成31年3月31日	71,986,894
東別棟	牧之原市坂口字坂口山3336番 4	82.22	平成26年4月1日～平成31年3月31日	6,336,001

### 富士山静岡空港(株)に対する県の土地使用許可

・静岡県は、富士山静岡空港(株)に対し、以下のとおり土地の使用を許可している。

使用場所	使用用途	使用面積 (㎡)	使用料年額 (円)
牧之原市坂口字坂口山3336番 4	ガソリンスタンド設置	1,200.19	732,920
牧之原市坂口字坂口山3336番 4	コンテナハウス設置	26.88	5,910
牧之原市坂口字坂口山3336番 4	自動販売機設置	3.00	1,080
牧之原市坂口字坂口山3336番 4	空調室外機設置	1.15	13,490

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

94

## 3.1.11 有利子負債の状況

### 有利子負債残高の推移

(単位:千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期借入金	0	0	0	0	0	0
長期借入金	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	1,528,279	0

※ 静岡県からターミナルビル建設資金として27億円(平成31年一括償還)を借り入れていたが、旅客ターミナルビル等の県有化に伴い、平成25年度に一部繰上償還し、平成26年度に全額償還済となっている。

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

95



## 3.2 施設情報

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

96

### 3.2.1 ガソリンスタンド

No.	建物名	構造	建築面積	延床面積	竣工年月
1	キャノピー	鉄骨造・平屋建	70.00㎡	83.72㎡	平成21年3月
2	店舗	鉄骨造・平屋建	44.88㎡	43.50㎡	平成21年3月



キャノピー



店舗

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

97

## 4 空港周囲部施設等事業

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

98

### 4.1 事業情報

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

99

## 4.1 空港周圏部施設等維持管理費

### 空港周圏部施設等維持管理費の内訳(平成21年度～26年度)

(単位:千円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東側展望広場	—	—	840	1,047	1,335	1,353
島田連絡所	1,052	848	835	835	936	934
榛原連絡所	734	611	603	603	502	498
赤坂池ビオトープ	584	100	86	1,247	1,206	930
千頭ヶ谷ビオトープ	149	108	106	1,471	1,443	1,088
アクセス道路桜植栽地	—	—	—	1,382	1,314	1,589
合計	2,519	1,667	2,470	6,585	6,736	6,392

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

100

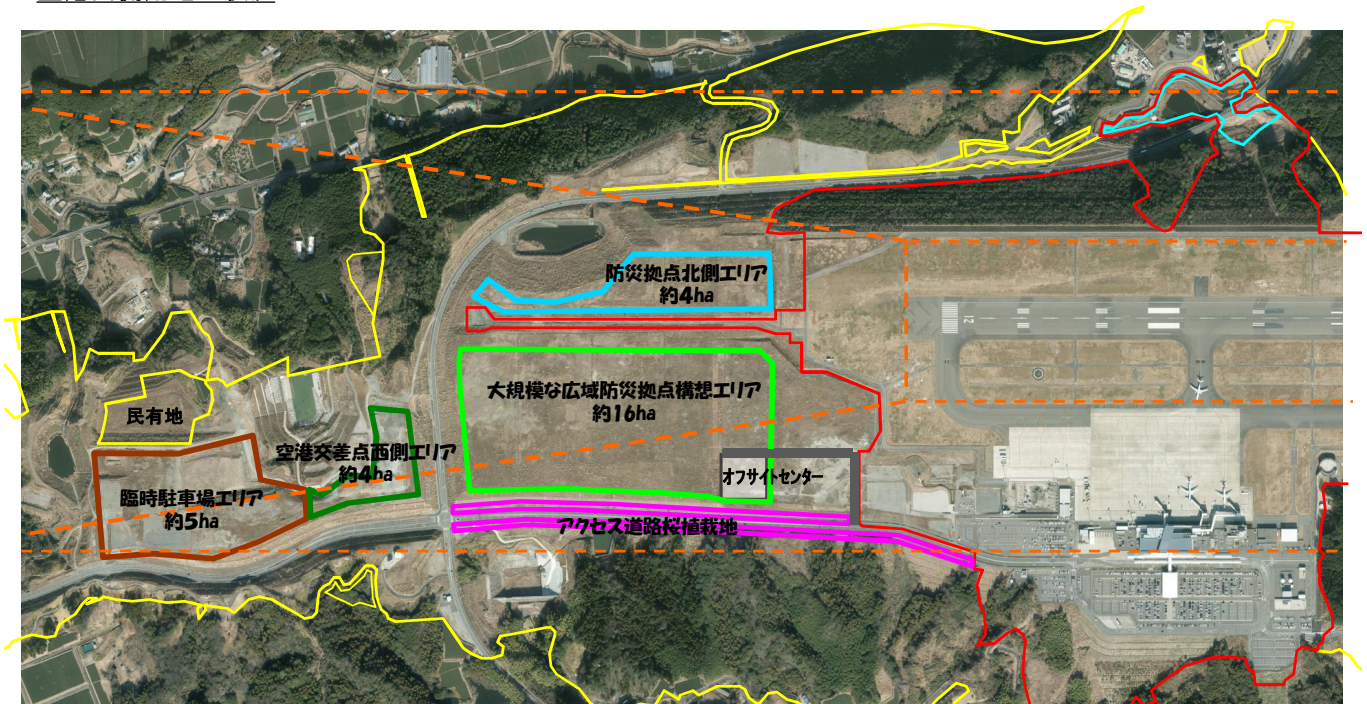
## 4.2 施設情報

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

101

## 4.2.1 空港西側用地概要 (1/3)

### 空港西側用地の状況



条例告示区域
  空港周囲部用地(県有地)
  制限表面

～きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して～

102

## 4.2.1 空港西側用地概要 (2/3)

### 空港西側用地の状況



①大規模な広域防災拠点構想エリア



②防災拠点北側エリア



③空港交差点西側エリア



④金谷側臨時駐車場エリア



⑤アクセス道路桜植栽地

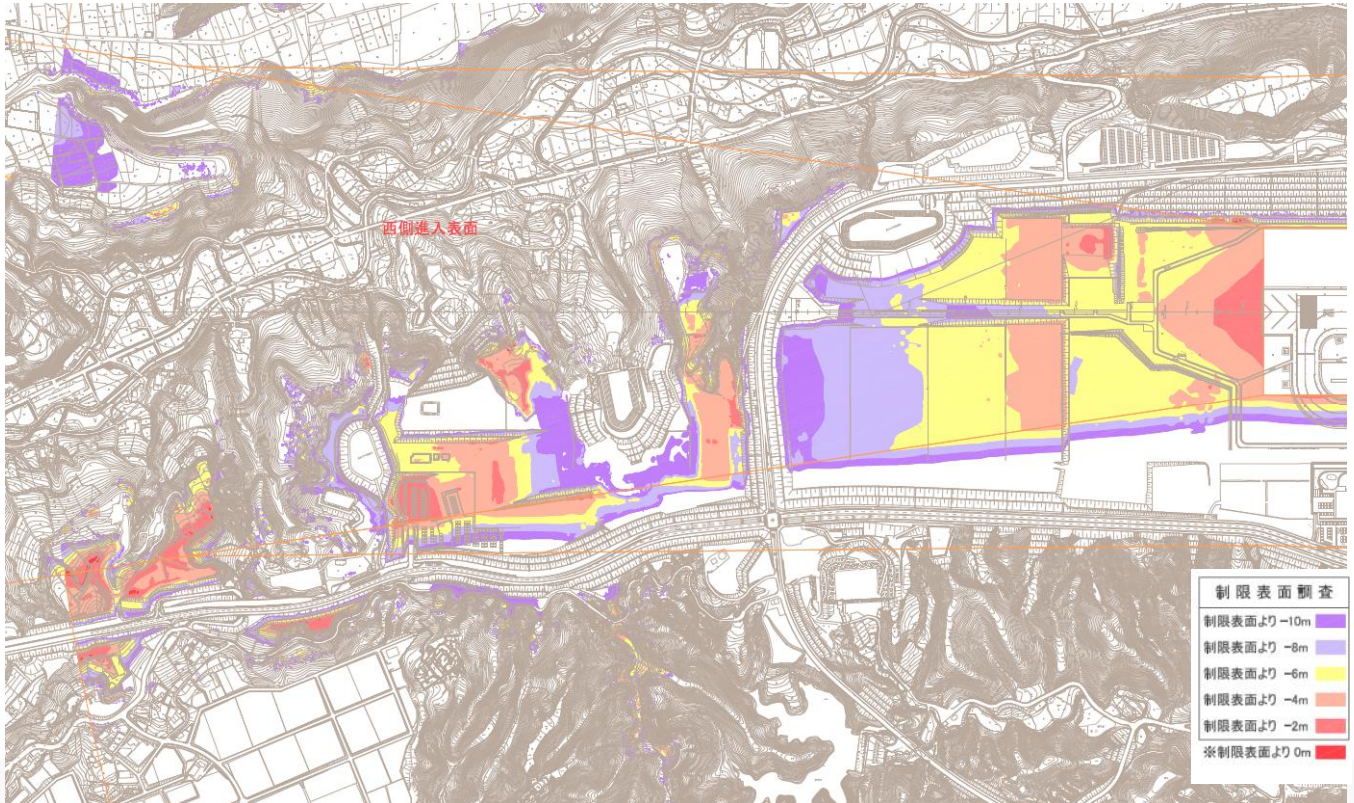


～きらりと輝き未来にははたたく富士山静岡空港を目指して～

103

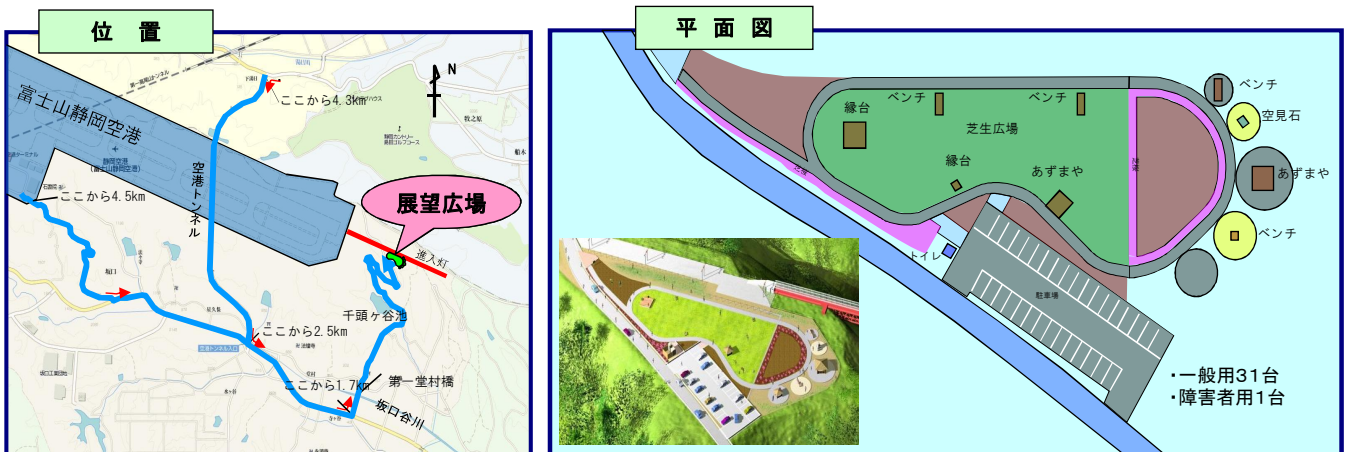
## 4.2.1 空港西側用地概要 (3/3)

### 空港西側用地と制限表面の関係



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

## 4.2.2 東側展望広場 (だいだらぼっち広場)



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

## 4.2.3 連絡所（島田、榛原）



島田連絡所



- <事務所棟>
- 構造: 軽量鉄骨造・平屋建
- 延床面積: 206.14㎡
- <トイレ>
- 構造: 軽量鉄骨造
- 延床面積: 25.78㎡
- <フットサル場>
- 構造: 芝生、防護ネット・支柱
- 面積: 3,524.39㎡

榛原連絡所



- <事務所棟>
- 構造: 軽量鉄骨造・平屋建
- 延床面積: 71.10㎡
- <倉庫>
- 構造: 軽量鉄骨造・平屋建
- 延床面積: 17.81㎡

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



## 4.2.4 ビオトープ（赤坂池、千頭ヶ谷）



赤坂池ビオトープ



千頭ヶ谷ビオトープ



～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～



